

招集期日 平成23年10月12日(水曜日) 第3日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月12日(水曜日)午前 9時30分

散 会 10月12日(水曜日)午後 6時05分

| | | | | |
|------|-----|------|------|-------|
| 出席委員 | 委員長 | 金子俊雄 | 副委員長 | 永澤美恵子 |
| | 委員 | 石田芳夫 | 委員 | 小出亘 |
| | 委員 | 金澤秀信 | 委員 | 関谷真奈美 |
| | 委員 | 横田淳一 | 委員 | 小島清人 |
| | 委員 | 齋藤國男 | | |

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 企画部長 総務部長 会計管理者 消防長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 原 篤 秀 男 高 山 勇
玉 井 栄 治 鹿 山 明 美
沼 井 俊 明

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち総務常任委員会所管のものについて審査を行います。

まず、消防所管のものについて消防総務課長より説明を求めます。

なお、決算の概要説明については、新しく事業等を行ったもの、または特別なものについて簡潔に説明を願います。

消防本部参事兼消防総務課長 おはようございます。それでは、消防所管のものに関する歳入歳出の主なものにつきまして、決算事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書30から31ページをお願いします。款14使用料及び手数料、項2手数料、目8節1消防手数料、1検査手数料51万7,350円は、危険物施設等の許可及び完成検査等の手数料24件を受け入れたものです。

次に、71ページをお願いします。款21諸収入、項5目1雑入、28消防団員退職報償金収入、382万1,000円は、退団者15名分の退職報償金を消防基金から受け入れたものです。

次に、歳出についてご説明いたします。決算書168ページから169ページをお願いします。款9項1消防費でございますが、予算現額14億7,503万5,000円に対し支出済額が14億3,558万8,848円で、執行率は97.33パーセントとなっております。

目1常備消防費のうち、大事業、消防用設備等管理費のうち、中事業、消防機器購入費215万6,595円については、現場急行支援システムの車載端末機を救急車4台に搭載した経費99万9,600円が主なものでございます。

次に、大事業、消防活動費の1行目、中事業、研修費907万6,092円は、職員の消防学校等への入校や各講習会への負担金等が主なものでございます。

次に、中事業、五市消防広域化検討組織運営負担金2万5,454円は運営経費で、5市で均等割した負担金でございます。

次に、目2非常備消防費、170ページから172ページをお願いします。大事業、消防用施設等管理費の6行目、中事業、自動車等購入費1,260万5,930円は、第5分団第2部藤沢地区の消防ポンプ自動車を更新配備したものです。

次に、大事業、消防団活動費の3行目、中事業、被服等購入費306万2,916円は、消防団員の被服及び個人装備品等が主なものでございます。

同じく中事業、広報事業費42万5,250円は、消防団員の活動等を紹介した広報紙の発行と、各種メディアを利用して消防団をPRするとともに、消防団員の募集を行ったものです。

次に、大事業、事務費833万841円は、消防団員福祉共済制度負担金、退職報償基金負担金が主なものでございます。

次に、目3消防施設費、大事業、消防施設諸工事費の1行目、中事業、防火水槽整備事業400万5,750円は、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理地内に40立方メートルの防火水槽1基を設置したものです。

次に、大事業、消火栓維持管理費負担金1,668万9,087円は、市内に設置されている消火栓2,290基の点検や修理等の維持管理費の負担金でございます。

以上で消防費に関する概要の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。

歳入の款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款21諸収入、そして歳出の款9消防費について、歳入歳出一括して質疑を願います。

関谷委員 事項別明細書169ページ、報告書148ページ、目1常備消防費、事業名、被服等購入費についてお伺いいたします。

この報告書によりますと、新型インフルエンザに対処するために感染防護キットを買う予定だったけれども、インフルエンザが猛威を振るわなかったので、購入をやめたということになっておりますけれども、それにもかかわらず予算執行率が99パーセントになるのはどうしてでしょうか。

警防課長 警防課長の野口です。これにつきましては、感染防御に関しては補正減しておりますので、補正減の結果99.9パーセントの執行率となっております。

以上です。

小島委員 事項別明細書の169から171ページ、それで報告書の146ページの款9消防費、項1消防費、目1常備消防費の中で消防用設備等管理費の中の事業概要のところ、消防本部等で28台の消防車両の車検整備等及び器具の点検整備を行いましたとなっておりますが、これは多分車検は2年に1遍だと思えます。それですので、この28台ということは、2年に1回のローテーションになっておりますが、大体そのローテーションはどういうふうな割合になっているのか、できればご説明いただきたいと思えます。

警防課長 平成22年度の車検整備台数につきましては、14台となっております。

以上です。

小島委員 そうしますと、平成21年か23年のどちらかが14台、残り分がすべて入っているということでしょうか。

警防課長 そのとおりでございます。

小島委員 それでは、それに機材の点検等とありますが、不備なものというのは、直すものは直すと思うのですが、特にこの中でオーバーホールして、一番特に全面かえなくてはいけないもの、全取っかえと言っては変なのですけれども、そういうものの割合はどのぐらいあるのか、大体で結構なので、ご説明いただければと思います。

警防課長 割合というのが出していないのですけれども、今言えるのが、約30パーセントぐらいは交換とかいろいろしていると思います。

以上です。

小島委員 そうしますと、それをかえることによって、消防車等の耐用年数までもつ計算であるということでしょうか。

警防課長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

小島委員 はい、ありがとうございました。

関谷委員 事項別明細書171ページ、報告書の150ページ、消防団活動費の中の広報事業費について伺います。

評価によりますと、このPRすることによって、住民の理解が深まったという自己評価を行っておりますけれども、どのようなことから住民の理解が深まったととらえたのでしょうか、教えてください。

警防課長 この事業によりまして、現団員数の減少が食いとめられております。ということに関しまして言いますと、市民の理解がいただけて、消防団員数の減少も食いとめることができたということと、及び市民に対してインターネット及びテレビ、入間ケーブルテレビのコマーシャル及びエフエム茶臼のコンマーシャル等において、消防団活動をいち早く広報することによって、住民の方の理解が深まったということで解釈しております。

以上です。

関谷委員 消防団の減少しなかったということはわかるのですけれども、この住民の理解の住民というのは、私は消防団以外の住民の方に理解が深まったととらえたのですけれども、そういった意味では消防団の人数が減らなかったことが、住民の理解が深まったとはちょっと結びつかないのですが、いかがでしょうか。

警防課長 一つの例として、消防団員の減少が食いとめられたということを申し上げました。もう一つは、広報の活動によりまして、特別点検等消防団の活動の見学者等が増加したということが、やはり一要因になっているのではないかと考えております。

関谷委員 同じことの続きというか、同じ関連のことですけれども、消防団員の減少を食いとめられた。新しい人が入ったのか、やめようとした人がやめるのをやめたのか、どちらでしょうか。

消防署長 署長の竹田です。

このコマーシャルを通じまして、平成22年度は4名の団員さんが途中で入団していただきました。コマーシャルの成果と私どものほうは解釈しております。それまで平成22年以前については、途中入団が、入っても1人がいいところでしたが、4名という成果を得たので、非常にこのコマーシャルが効果があったものと解釈しております。

以上です。

関谷委員 この事業が悪いと言っているのでは全然ないのですけれども、入団するときそのきっかけとか、それを聞いていただいているのかなとは思いますが、聞いていただければ、自分はコマーシャルによって、コマーシャルがきっかけで入りましたとか、もっと別のことがきっかけで入りましたということがわかると思いますので、より効果的なところにお金が配分できると思いますので、その辺はいかがでしょうか。企画について聞くというのは。

消防署長 本人から、コマーシャルも見たということで確認はとっております。また、コマーシャルを通じて、現団員さんのご家族にも、その活動の内容がつぶさにあらわれていると考えております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

関谷委員 はい。

横田委員 報告書の146ページなのですけれども、先ほだちょっと小島委員がお聞きしたところで、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、これで執行率が78.72パーセントということで、非常に低い数字となっているのですけれども、この理由はどのようなものなのかお聞かせいただければと思います。ほかが大体99.幾つとか97.幾つとか、100に近い数字出ていると思うのですが、ここだけ78.72パーセントということなので、そのあたりをお聞かせください。

警防課長 この場合は修繕費なので、当初、平成22年度予算編成時には、これだけの修繕費がかかる、先ほど言った車検代とかそういうのは目安としてはわかるのですけれども、消防車両及び消防資機材、いつ何どき壊れるかわからないので、予算の場合、余り補正で減をしません。というのは、3月に壊れることも多々ありますので、そのために予算をとっておいたために、78.72パーセントの予算執行率になってしまったという結果でございます。

以上です。

横田委員 では、もともと余裕を持ってとっておいてあるというような考え方でよろしい。余裕というか、ある程度。

警防課長 例年どおりの故障率と言っては申しわけないのですけれども、例年どおりの予算というか、その辺を見込みまして予算編成しております。

横田委員 次のところなのですけれども、報告書で言いますと今の146ページ、今度は現場急行支援

システムファースト、きのう現地調査をさせていただきましてありがとうございました。それで、このページだと救急車両が現場到着までの時間、収容時間の短縮を目的にこのシステムを導入しているということで書かれていると思うのですけれども、どのくらい実際短縮されているのかどうか、医療機関までの到着がですね。そのあたりを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

警防課長 平成22年度の決算なのですけれども、統計資料上は平成23年度の資料になってしまうのですけれども、よろしいでしょうか。

委員長 ちょっと待ってください。このあれにはそぐわないかな。ちょっと待ってください。事務局にちょっと確認します。今の関係はどうか。

議会事務局主幹 資料等へも記載してございますので。

委員長 大丈夫ということね。
続けてください。

警防課長 あくまでも参考ということで、青信号の通過率、赤の短縮等で30パーセントの効果があらわれたということで、県警本部のほうからは報告を受けております。

横田委員 それと、またこのファーストなのですけれども、きのうお話しただいて、ちょっと私が金額どっちかなというので、再度確認させていただきたいのですけれども、4台搭載したということで、1台当たりきのう250万円と言われたか、150万円と言われたか。

警防課長 1台当たり、消費税込みで24万9,900円でございます。

横田委員 済みません。機械のほうがその金額であって、信号のほうにビーコンをやりますよね。それが県警のほうとしては、8つ設置したいというようなお話があったと思うのですが、それは今、入間市で設置しているのが1カ所だけということで、それに対して幹線道路に向けて行くところの入りと出の1カ所、1カ所、それ以外にあと3つの交差点、信号で入りと出の1カ所、1カ所、そうすると全部で2掛ける4の8カ所ということになると思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

警防課長 先日、大変私の説明がちょっと不足だったみたいなののですけれども、埼玉県警本部が設置するビーコン、受信機の関係なのですけれども、1基約150万円という報告を受けております。1交差点につきましては、2車線、3車線ある場合につきましては、おおむね8カ所ビーコンをつける予定であるということをお報告を受けております。

入間市の場合が何カ所ということは、県警本部と入間市の我々警防課と協議しながら、設置位置等は協議したのですけれども、あくまでも県警本部の予算措置内での設置箇所ということで入間市の場合は決まりました。

以上です。

委員長 横田委員、いいですか。

横田委員 はい。

石田委員 明細書の169ページの五市消防広域化検討組織運営負担金2万5,454円で、平等に割ったということなのですけれども、その内容でちょっと聞いておきたいのですけれども、この間どんな論議がされてきたのかということで、特に入間市の今後広域化された場合の負担金、負担額、経費、これがどんな論議でこういう形式が決まったのか知りたいのです。

1つ簡単に言うと、一番わかりやすいのは、人口割だとか面積割とかいう方法ありますね。そういった方法の中で、今回どういう制度を採用して、この負担割合が今後こういった数字になるというふうに提案されたのでしょうか、その論議の中身が聞きたいのですけれども。

消防次長 次長の橋本です。

今お話しいただきました経費の関係の負担割ですけれども、協議の中で、今まで消防費にかかっている部分をそのまま持ち寄って、当初は広域の経費としましょうということで、各市の予算、常備消防費の予算を持ち寄って、そのまま広域に移行すると。当年度はそういう形で負担割合をしました。その後5年をめどに、基準財政割合の形で負担割合をそこまで持っていくましようという形で、5年後基準財政を目指して、今現在の予算の割合を順次そこへ近づけていくという形で、5年後のそういう形をつくるということになっております。

以上でございます。

石田委員 その計算の結果、今後、平成25年から29年度までが示されましたね。その中で、全体としては16億6,263万円減額できるという数字ですね。その中を、16億円のうち内訳を見ると、飯能市が7億2,383万円減額、日高市が4億4,519万円、狭山市が3億5,033万円、所沢市が2億5,061万円、入間市は逆に9,270万円増額になってしまうと。入間市にとっては、財政効率がかえって悪くなってしまうという結果なのです。こんなに差が出るよりも、むしろ例えば現在の消防費がありますね。その消防費が全体として各自治体で5パーセントなら5パーセントずつ削減されますという数字のほうが、市民にも理解できるし、全体的な合意も得やすいのではないかと思いますけれども、なぜこういった大きな差が出てくるような形のものを採用したのですか。

消防次長 今お話しいただいたとおり、各市によって、その割合によって、今までのかかった経費が割合によって違っていくと。いわゆる基準財政に近づく中で、一定の基準をつくらなくてはいけない。その一定の基準は何かというと、やはり基準財政。その基準財政で公平にやっていく部分をつくるという部分で、そこへ近づけていくと。

今、現状で持ち寄った場合に、入間市の場合はおっしゃるように消防費が非常に安いと。結果的に安い。これを上げて、いわゆる基準財政の平等のラインに近づけていって、同じような運営の負担金という形に持っていくと。今はそういうふうな形、現状のままでスタートするという部分でございますので、あくまでも平等の各市の基準をつくるという部分で、そ

ういう形になったものでございます。

石田委員 当然、例えば必要な額で基準財政需要額出てくるのでしょうけれども、できるだけ財政を効率的にやっていきたいというので、それぞれ努力した結果、見ると、やっぱり入間市が一番努力なさって、皆さんの努力が実っているのではないかと思うのです。今後についても平成29年まで、それなりに金額は少なく、経費が少なくて済むという状況でいくわけですね。それが逆に全体として広域で一緒になると、入間市がふえてしまうということになると、これはむしろ入間市にとっては、全体としては16億円減るという話なのですけれども、逆に負担がふえてしまうというのは、どういうふうに考えているのですか。

消防次長 負担がふえるという形でお話いただきましたけれども、その中で職員の処遇を、やはり同等の手当とかそういった部分、出動手当だとか、それから時間外手当だとか、そういった部分を一緒にしないと、運営の中で士気の部分にかかわるという形で、それを同じようにしないと、広域として、職員としての格差が出てきてしまうとまずいだろうと。

ただ、給料だけは、今までどおりそういうふうな形で同じラインで、ふえないでそのままの部分でいきますけれども、手当だけは同じような形で手当を出していくと。入間市も今まで休日を代休に充てていたのですけれども、それだと他市が全部なくなってしまうという部分もございますので、全部ということは失礼ですけれども、全部ではなくて、うちのほうは3日だったのですけれども、そういった部分で同じようなラインにとりあえず近づけて、それでそこからいろいろな社会情勢によっては調整をしながら、下げるときは下げると。そういった部分でやっていこうという部分でございます。

以上でございます。

石田委員 全体の広域として持っていく方向はわかるのです。ただ、それが入間市にとっては、逆に単独でいったほうが経費が少なくて済むのに、広域化されることによって負担がふえてしまうと。これについて、むしろ私は市民の理解も得られないだろうし、皆さんが一生懸命努力した結果が、財政的に少ない経費でできるという形をつくってきたのですから、むしろそれを大事にしてもらいたいと思うのです。それなのに、何でふえることを要するに了解したのか、その点を聞きたいのです。

消防次長 それに関しまして、今までやってきて、市全体が入間市はそういうふうな形で経費を削減という形で努力してきました。消防もその一員として努力してきました。その部分で、今後の広域の全体の消防力を考えた場合に、やはり経費は経費であります。ただ、消防力を強くして市民を守るという部分で、これは広域をやる意味として一番大きいだろうと。

ただ、経費については、今後、今はこういう形で経費検証されて、5年はこういうめどでいきますけれども、その後調整をしながら徐々に、入間市の努力ではないのですけれども、広域にあってもそういう努力をしていくという部分でございますので、これについては、入

間市の今まで努力した部分を無駄にしないような部分で広域に生かしていきたいと、そういうふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

石田委員 広域化されてどういふ形で進んでいきたいか、その理想の形はわかるのです。それについて文句言っているわけではないのです。ただ、実際問題として、市のほうで一生懸命努力しながら、皆さんが努力して経費を少なくしてやってきたものが、今度は逆にふえてしまうとなると、やっぱり基本的には、市民の理解を得られないのではないかといいことでお聞きしているわけなのです。

そうした中で、では今後そういった形で努力するといふことなのですからけれども、財政といふか経費、毎年予算組みますね。そういった権限はどこに来るのですか。入間市ではどういふ形で意見を反映できるのですか。

消防次長 いわゆる経費の予算といふかそういった部分の捻出につきましては、ここで今度広域に企画調整課といふ部分ができます、そこで毎年度の予算の編成をやる作業がそこに入ると。そこで、やはり今までの予算も含めて検討しながら調整をしていくといふ部分で、それで今後5年の経費割合が出ていますけれども、それらも含めて検討しながら、社会情勢を見ながら情勢変化に応じて予算編成をしていく。

当然、どこの市の市長が今の時点では管理者になるかわかりませんが、市長の管理者のもと、そのほかの各市の市長が副管理者といふ形でかかわってくるわけですから。それで、議会も今のところは各市の議員さんの構成でなるといふ部分で、当然いわゆる消防議会といふ部分で協議をいただく、審議をいただくこととなりますので、十分そういう部分については各市の意見が反映されるものと思っております。

石田委員 いずれにしても、今は単独でやっているから、市長の権限でどうにでもなると、市のほうの考え方で。これがやっぱり広域化されることによって、それぞれ5つの自治体が集まってくるわけだから、それは自由にならなくなってくると。自由度はどんどん抑えられてくるのではないかといいのです。そうした中で、将来的なものを入間のほうに対して少しでも経費の削減とかといふ方向でやっても、なかなか生かせないのではないかといい感じがしています。

それと、もう一点お聞きしたいのが、そうした中で昨年大半が恐らく論議されたと思ひますので、人事権みたいのはどういふ形で権限は今度なってくるようなことが、広域の中で論議されたのですか。

消防次長 広域再編といひますか、この調整につきましては埼玉西部消防局と、今、仮称でやっていますけれども、その中に企画調整委員会といふ形で、次長、課長職をもって構成をする組織ができます。そこで処遇だとか、今おっしゃる昇任、昇格も含めて、人事の形で計画する部分ができますといふことでございます。

以上です。

石田委員 その場合に、現在の例えば市長の権限とそことの関係は、どういう形になっていくのですか。

消防次長 先ほどもお話ししましたけれども、企画調整委員会が出した答えにつきましては、やはり消防管理者、それから副管理者等に当然上げるわけです。最終の権限があるのは、やはり管理者でございますので、その管理者が当然入間市も管理者なり副管理者になるわけですので、そこら辺で意見が反映されると、そういうふうになっております。

以上です。

石田委員 基本的には、中身的には大体理解できましたけれども、もう一点別の問題でちょっとお聞きしたいのですけれども、今のとは別な話です。

資料のこれは11ですか、借地と貸付地の状況というのが出されて、その中で消防の関係が12ページから出ていますね。資料の11です。こういう一覧表みたいな。11番、その中で12ページ、13ページ、この辺が消防の関係。15ページまで。いいですか。そのところで、消防の関係で消防本部という形でかかわっているところが、それぞれ借地と貸付地の中で出ています。それ以外に例えば分署で扱っているものは、これ以外にあるのですか。

委員長 今の石田委員の関係わかります。

警防課長 借地の関係で、消防総務課になっているのはというご質問でよろしい……。

石田委員 ここに借地と貸付地の状況で、それぞれのいろいろなところが出てはいるのですが、その中で12ページから15ページが、消防本部というところで扱っているところが出てはいるわけです。ですから、それ以外に、例えば本部ではなくて分署、藤沢分署とか西武分署とか、そこで扱っているこういう借地もあるのですかということを知りたい。

消防署長 公費で借地をしているものは、これがすべてでございます。このほかに職員で駐車場組合というものをつくっておりますので、職員の共済会をつくってありまして、そこから西武分署のほうあるいは藤沢分署の、それから本署ということで駐車場を借り上げております。

石田委員 具体的には、それは例えば分署ごとに何カ所ぐらい、どういった内容であるのですか。

消防署長 これは、西武分署で職員の駐車場用で1カ所、ちょっと台数は資料持っておりませんので。それから、藤沢分署でも1カ所、駐車場。それから、本署に来ていただいて、茶畑の中にあるのはすべて職員の駐車場組合のほうで借り上げています。

以上です。

金澤委員 きょうはどうもありがとうございました。また、日夜ご努力いただきまして感謝申し上げます。

何点かあります。決算報告書の中で146ページになります。先ほど、小島委員からも質疑ありましたけれども、車両の修繕費の中で車検整備があります。先ほど、28台中14台、これをローリングするような形でされているというような話でしたが、この車検については管財

課所管の庁用車について、その車検の適正化というか、入札を含めた車検の発注の仕方というので、今まで決算特別委員会でも私何度も提言させていただきました。

ただ、消防車両に関しては、特殊車両を除いて通常の乗用車タイプのものも、これも管財課とは別に消防署本部が所管をして、入札、発注を車検についてはされています。この点について、今までどおり買ったところに必ず出すというお決まりの今までの車検のあり方というものが、何か改善されたかどうか、また少しでも検討されているかどうかお伺いしたいと思います。

警防課長 車検整備につきましては、先ほど特殊車両ということなので、購入したディーラー等に車検整備をお願いしております。

金澤委員 特殊車両については、多少はしご車とか、これはやむを得ない部分があるというのはわかっているのです。そういうことではなくて、それ以外の例えば指令車とか軽などの乗用車タイプのももありますよね。また、それこそ消防長が乗られているような高級車もありますけれども、それも含めて、これについては車検の改善というものを、これまで決算特別委員会で何度も言わせていただいて、そのときは管財課が管理する庁用車だったのですけれども、当然消防署本部の所管する車両についても、同様の改善が必要だというふうに思っているのです。その点について、当然、縦割りではなくて横水平で他の部署が検討している。管財課でも今検討していただいていますので、消防本部としてもどのような検討がされているのか、していないのか、お答えください。

警防課長 消防本部の一般車両につきましては、市内の購入した業者に車検整備等をお願いしております。今後、やはり市内業者中心に検討していかなければいけない課題だと思っておりますので、善処していきたいと思っております。

金澤委員 同じ年式の同じ車両、例えば軽なら軽、同じ車両でも、業者によって正直言って値段、手数料の部分が違うのです。県が決めた、車検整備の組合ですか、決めた標準で今のはあるのですが、若干でも違うのです。そういう意味で、すべてを入札というわけに一遍にはいかならないと思うのですけれども、今、善処していただくという話をいただきましたので、今後検討していただきたいというふうに思います。

では、続きまして……。続けてよろしいですか、委員長。

委員長 結構です。

金澤委員 同じ146ページ、消防機器購入費の中で、先ほどファーストのほうで横田委員からも質疑ありましたけれども、具体的な効果については、まだ半年たつたたないかなので、なかなか検証という意味では難しいとは思いますが、ちょっとお尋ねしたいのは、あの河原町交差点を要するに北に向かって通過する救急車両について、今回効果が出るということがわかっているのですが、具体的にどの地域からの搬送、どこに向けての搬送というのをもうちょ

っとわかりやすく教えていただきたいのです。

例えば、藤沢分署であれば、基本的に所沢方面、防衛医大さんとか西埼玉国立病院、もとの国立病院さんとかに行くこともあるでしょうし、場合によっては東藤沢地域でも、石心会などに受け入れ先の問題で行くこともあるかと思うのですが、その点についてお伺いしたいのですが。

警防課長 今は3月に設置したばかりなので、平成23年度のお話になってしまうのですが、それはちょっと参考ということでお願いいたします。

やはり、出動区域は豊岡地区が多うございます。豊岡地区から狭山病院、埼玉医大の毛呂病院、国際医療センターもしくは飯能の医療機関等に搬送するときにはファーストを使います。豊岡地区がやはり多うございます。それと、次に多いのが藤沢地区でございます。藤沢地区からやはり先ほど言いました狭山病院、埼玉医大、国際医療センターも含めた埼玉医大等に搬送するのが多うございます。

以上でございます。

金澤委員 ということは、当然市街地で人口密度の高いところ、住民の多いところが、463号を走って行って河原町交差点を通過するときということで理解してよろしいわけですね。

警防課長 そのとおりでございます。

金澤委員 理解いたしました。

それと、次にきのう見させていただいた酸素ボンベをつけるマスク、あれについて、今現在1人1台になっていないということで、ただ所沢市さんなどでは、1人1台きちんと自分専用があると。ところが、入間市の場合には残念ながら予算が抑えられてきたために、持ち回りで使っているということなのです。当然、精神面という、確かに我慢しろと言われたらおしまいなのですけれども、衛生面とかいろいろな面で、私は正直言って抵抗があるのではないかというふうに考えるのですが。

まず、最初にお聞きしたいのは、現在の出動人員、管理側ではなくて現場の方に対するマスクの設置割合というのですか、1人当たり何台という形で数字はお持ちでしょうか。

警防課長 出動に当たっては、1人1台必ず、指揮隊を除きまして1人1台は……。呼吸器ですか。

金澤委員 質疑の仕方悪かったですね。あくまでも絶対数として、現場の方というのは、つまり出動するそのときに持っていなければいけないのは当たり前なのです。そうではなくて、現場の方全員に対して、今何台ありますかという質疑なのですけれども、わかりますか。

警防課長 現在、46基ありますので、消防職員で大体3分の1、割ってしまうと3分の1です。そういうお答えでよろしいですか。

委員長 それは、全員の3分の1ということなのですか。

消防署長 ただいまの質疑に対しまして、署員のほうは、泊まりで現場に出ていく職員のほうは、今

1 当務で最大で休みがなくて40名おります。ですから、台数はあるのですが、金澤議員さんがおっしゃるとおり、40名掛ける3という形の120は確保しておりませんので、個人貸与はできない状況になっております。ですから、必ず当務の日に、自分でつけるものなので、自己で点検をしております。そのときやはり気になるような方は、アルコールの手の消毒とかあります。あれと同じようにぬれティッシュみたいのでふいて、ボンベの残圧を見て、必ず1回吸ってみるという確認をしておりますので、そのときにやっております、私ども署のほうを預かる者としては、理想的には隊員各個に配布をできるように希望はしております。

以上です。

金澤委員 2回目の質疑を先にお答えされてしまったのですけれども、やっぱりインフルエンザの流行の問題、ありますし、消防署の職員がインフルエンザでばたばた倒れられては困りますし、アルコールで滅菌できない病原菌も最近ありますよね。そういう意味で、やはりきちんと1人1台自己管理のもとに安全性、衛生面を確保するということが、私は大事だというふうに考えています。

そういう意味で、今、署長が希望はしているというふうなお話だったのですが、実際に企画財政のほうに実計として要望はされていますか。

警防課長 呼吸器につきましては、実計のほうで要望しております。

金澤委員 要望はしているけれども、ばっさり切られていると。実際に切られていて、どれぐらいの割合で抑えられているのですか、要望額に対して。何パーセントぐらいで抑えられているのですか。

警防課長 実際、呼吸器全体で3台ずつの要望ということで、先ほど言いました1台18万5,850円、平成22年度は。こういう形になっておりますので、3台ずつ一応要望は毎年しております。

金澤委員 本当はもっと一遍に購入したいのだけれども、毎年計画的に3台ずつということを要望していても、1台しか認められていないという実態はよくわかりました。

それで、続きまして……

委員長 今のは了解。

金澤委員 了解。いいか悪いかは別にして、実態はわかりました。承りました。

続きまして、報告書の148ページで消防団の中で初期救助資機材のエンジンカッター、エンジンチェーンソー、これについて消防団車両に配備したということで、エンジンカッターについては、今までの電動カッター、電動チェーンソーに比べて非常に強力な分、危険性が増すということで、安全を含めた操作訓練を丁寧に行ってくださいというのを、前年お伺いさせていただきましたけれども、ことしも5分団第3部に同じようなエンジンカッター、エンジンチェーンソーが入るわけなのですが、その後、去年の指摘を受けてどのような改善がされたのかお伺いしたいと思います。

警防課長 前年度、訓練に関していろいろ我々から説明いたしましたけれども、やはり訓練の重点項目ということで、消防団の器具点検時の年間5回、月におきましては4月、7月、10月、12月、2月、各月1時間程度実施しております。

金澤委員 エンジンカッターについては、本当に二次災害というか、消防団員がけがしないようにご配慮していただきたいと思うのですが。そこで、前回もお伺いしたのですが、エンジンカッターについては鉄管等を切った場合に火花が出ますね。火花が出たときに、基本的に消防団員が一番最初に飛び込むということは少ないのですけれども、万が一のことを考えたときに、ガスが漏れ出したと。ガスが漏れ出したときに、エンジンカッターの火花が引火して爆発の可能性がないわけではないのです。

そういう意味で、今、常備消防の方については、ガスの検知器等を持っていただいているというふうに聞いているのですが、消防団にはそこまでの設備はできないわけですね。その点についての危険性についてどのようなご見解をお持ちでしょうか。

警防課長 基本的には消防団の方々については、建物火災一つあれば、警戒配備が主な任務となります。やはり、そこには指揮隊、大隊長がおりますので、大隊長の命令下安全を確認した後、そういうエンジンカッターを消防団員にお願いするということになっておりますので、その辺の安全管理については指揮隊の隊員が徹底しておりますので、団員の安全も確保しながら消防活動をすると思っておりますので、大丈夫かと思っております。

金澤委員 おっしゃることはよくわかるのです。例えば、1件のビル火災とかそういうことであれば、基本的に常備消防の方の指示のもと、安全を確保しながら作業をする、救助に当たるというのはよくわかるのですが、広域の大災害があちこちで地震倒壊したときに、倒壊した建物の例えば倒れて押しつぶされている方を救うためにエンジンカッターを使うということのために、このエンジンカッターというのは、災害時の救助を目的にして装備していただいたわけですから、実際にはそうなるにあちこちで多発したときに、各消防団分団がそれぞれの常備消防の指揮も受けられないまま救助に行かなければいけないと、そういうことを前提にしていると思うのです。

そういう意味で、先ほど言った引火の問題、危険性については、すぐにはいかないと思う。これは答弁結構ですけども、その分危険だということは、まずは各装備した団員の方によく指導していただきたいということをお願いさせていただきたいのですけれども、その点だけいかがでしょうか。

消防署長 十分消防団員に伝えるようにしていきたいと考えております。

以上です。

金澤委員 続けてまだいいですか。

委員長 はい、いいです。

金澤委員 あと、最後になりますけれども、報告書150ページで女性防火クラブの運営事業があります。これについては、昨年度もこの女性防火クラブのほかに、女性の消防団についての検討の話も一部出ていたというふうに記憶しているのですが、その後何か動きというか検討はされたのでしょうか。

警防課長 女性消防団につきましては、平成22年度に狭山入間支部という支部がありまして、女性消防団員の活発な、消防本部、消防団を視察見学等して徐々に資料等を集めて、これから検討。とりあえず、いろいろなところを視察して、どういうふうに持っていくかということ、今、検討している段階でございます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

小出委員 済みません。決算書の169ページの五市消防広域化検討組織運営事業2万5,454円、この中には先日開催された消防の広域化の説明会、2回あったと思うのですが、これは含まれているのでしょうか。

消防次長 これは含まれてございません。予算には含まれてございません。

小出委員 これは、どこに含まれているのですか。

消防次長 これは、今広域の事務局が所沢市消防本部にありますけれども、この準備の段階での事務局の経費でございます。平成22年度の経費でございます。

小出委員 わかりました。

横田委員 先ほど、金澤委員が質疑された女性防火クラブのところちょっと。25名の女性防火クラブ員で、450世帯の防火訪問を実施したというふうには書かれているのですが、まず1点、この防火訪問ということの内容を1つお聞かせいただきたいのと。

この450世帯というと、ひとり暮らしの高齢者はまだたくさんあると思うのですが、その辺なぜこの450世帯、どういう基準で選んだかというか、訪問したかということ。基準をちょっと教えていただければと思うのですが、

予防課長 予防課長の植野です。

今、女性防火クラブのまず防火診断の内容についてでございますが、こちらにつきましては女性防火クラブ員が11月から3月までの間に、ボランティアですので、その日都合がつく、予定がつく方1名もしくは2名に、消防職員、予防課の職員でございますが、1名と、この今お話がございました450世帯の高齢者、おひとり暮らしの方のところへ参りまして、まず防火に関する悩み事であるとか聞きたいこと等、それからまた暖房機器等、11月ごろから始まりますので、お使いになっている暖房器具等に、まさしく危険があるようなものが見受けられたときには、そういったものの改善なり、その相談についても実施しております。また、それと同時に、消防に関するご理解をいただくようなお話も一緒にさせていただいております。

す。

それと、次に450世帯の根拠でございますが、こちらにつきましては平成22年度で防火訪問の対象世帯が1,875世帯ございました。そのうちの450世帯を女性防火クラブで受け持って実施をしております。残りにつきましては、消防職員がやはり同じ時期の同じ期間で、消防車両等で出向いたしまして防火訪問を実施しております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

横田委員 一応全部見ていただいているということなので、安心しました。

小島委員 決算報告書の147ページの款9消防費、項1消防費、目1常備消防費の中の大事業、消防活動費中小事業、研修費ということになっておりますが、その中の救急救命士の養成を初め、救急隊員の教育訓練の充実を図るということがうたっておりますが、この中で特に今救急救命士の方は、看護師の資格以上のことをやっている場合が多いと思います。入間市には、今現在、救急救命士の方は何人ぐらいいて、毎年研修をするということですが、ローテーションとしては何人ぐらいを派遣し、どのような内容的な活動をしているのか、簡単で結構ですので、ご説明いただきたいと思います。

消防署長 今現在ということなので、きょう現在で26名救急救命士がおります。それから、平成22年度におきましては、26名の中の1名が約6カ月間の研修ということで研修に行っておりました。そのほかにも救命士については、2年間で128時間の病院研修あるいは学科、講義を聞かなくてはならないようなカリキュラムが組まれておまして、それを受けないと医師から救命の指示を得られないということで、各救命士で今現場で活動していただいている者が、その中で22名ぐらいは現場で直活動しております。それを防衛医大に3日間繰り返し行くような形をとっていたり、市内の2次指定病院にやはり3当直とか泊まりで、普通の勤務のローテーションとあわせて泊まりでというような形で研修をしていただいて、それで年間64時間をクリアするような形をとっております。

学校としては、先ほど申し上げました救急救命士養成所のほうに、これから救命士になるという方を毎年、それは入間市は一、二名の枠が確保されておまして、そこへ入所させております。そのほかにも救急救命処置が拡大されて、薬剤の投与あるいは気管挿管というものができるようになりましたので、それは昔救命士を取った資格の方は、まだできないということで、その追加講習ということで、これは1カ月単位ぐらいの講習なのですが、そこに2名行かせております。

それから、その研修に伴いまして講師ということで、ベテランの救命士のほうが講習の助教官というのですか、教官の補助をするような形で、それも同じく2名行くような形でやっております。ただ、これに関しては埼玉県消防学校の中の救急救命研修所となっております

ので、そちらのほうの要請に基づいて、ある程度消防の大きさの規模によって派遣するような制度になっておりまして、平成22年度はそんな形でやりました。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

小島委員 はい。

永澤委員 済みません。女性防火クラブのことで先ほどお話があって、もうちょっと詳しくお聞きしたいのですけれども、今現在、この25名の方の平均年齢はお幾つになっていらっしゃるのでしょうか。

予防課長 25名のクラブ員の方の平均年齢でございますが、現在57歳でございます。

以上です。

永澤委員 私も一員であったので、いろいろ今お伺いしたいのですけれども、15年ほど経過していらっしゃると思うのですけれども、やはりだんだん高齢化というか、女性防火クラブの方も年齢が上がってきて、ある方においては、70歳以上の方が70歳以上の方のところを訪問しているような現状もあるかと思えます。今後、女性防火クラブの使命というか、そういうものは非常に私は大きいのではないかと考えています。やはり、今回の震災等におきましても、女性の視点からのさまざまな防災、防火というのは大変重要であり、また予防ということに関しては、本当に素晴らしい事業だと私は思っております。女性ならではのお話もできていますし。

そういう意味で、何となく今、申しわけないのですけれども、言い方はちょっときついかもしれないのですが、マンネリ化してしまっているのではないかというような一面も見えるような気がいたします。研修等、毎回毎回消防団と比べますと、やはり防火に対しての知識、救命に対しての知識というものが、どのように今研修等行っていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいのですけれども。

予防課長 今、永澤議員のほうからお話ございましたとおり、年齢が年長の方が73歳でございます。それで、年少の方は35歳ということでございます。この25名の皆様には、年齢につきましては大体35歳から73歳の間で、言い方が適切かどうかわかりませんが、ちょうどほどよいようななかげんの年齢構成で、25人の活動的にはコミュニケーションがよくとれて、仲よくというのは適切かどうかわかりませんが、とてもいい状態で活動していただいていると担当課としては考えております。

また、活動の中での防火なり救急なりの研修についてでございますが、こちらにつきましては、救急の研修会につきましては、救命講習に準じたような救急法の研修会は毎年行ってございますし、また防火診断にかかわるような部分の火災予防条例の改正等がございましたときには、そういった法令改正についても、研修会の中で行っておるような状況でございます。

す。

また、活動につきましては、防火訪問が延べ330名で合計80回、平成22年度は実施しております。また、講習会につきましては、1年に3回平成22年度は実施して、先ほど申し上げました救急、また防火に関する研修を実施しております。

以上でございます。

永澤委員 参加人数はどのぐらいになっていらっしゃるのでしょうか。

予防課長 内訳でございますが、合計、防火訪問につきましては64回で延べ117名……

永澤委員 申しわけありません。研修の。

予防課長 研修でよろしいですか。講習会等につきましては3回で、延べ36名でございます。

以上でございます。

永澤委員 延べではなくて、25名の方のうちどのぐらいの方が参加されているのかということをお聞きしたいのです。

予防課長 8月に防災訓練事前研修ということで13名の方、それとやはり8月に防災訓練、これは実施当日ですけれども、17名の方、それから2月に消防研修会ということで16名の方の参加をいただいております。

以上でございます。

永澤委員 ありがとうございます。やはり、10名ほどの方は、なかなか参加ができない状況ではないのかなというふうに私も理解しております。女性防火クラブを立ち上げたときの一番最初のどういう形で女性防火クラブが立ち上がったかということ、前年度の研修報告書にもありますけれども、地域の女性の防火のリーダーになっていただきたいというような思いもあっての女性防火クラブだったと思います。女性消防団のお話もありましたけれども、やはり今後もっともっと活性化して、本当に女性のリーダー的な防火クラブに成長していけるように、どうぞご指導していただけるようによろしくお願い、これは要望にとどめておきます。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと余計なことを思い出してしまったのですがけれども、きのうプラネタリウム、児童センターに現地調査させていただいて、非常に心安らぐ時間をいただいたのですがけれども、その中で質問を受け付けていただいたときに、真っ暗になったプラネタリウムの中で、災害時の避難誘導訓練についてお伺いさせていただいたのです。そうしたところ、マニュアルはあるけれども、避難誘導訓練は実施していませんという残念なお答えだったのです。あれだけの児童が、子供たちが集まるところ、実際にあそこには障害者のお子さんも通われて、ボランティアの方が一生懸命活動されている施設なのです。

そのような公共施設で避難誘導、本庁舎がやっていないのだから、あそこもやっていなくても当たり前という乱暴な言い方もできるのですがけれども、その点について消防本部として

公共施設、特に児童とか障害者の方がいるとか、俗に言う災害弱者が詰められるような施設についての避難誘導訓練、確認というのはどのようにされているのですか。また、指導しなければいけないと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

予防課長 避難訓練ということで、これは消防計画に基づく避難訓練のことですが、こちらにつきましては消防側としては、消防計画に基づく訓練を防火管理者の方が実施する前に、事前に消防機関へ通報してくださいと。また、これは消防計画にも、そのような形で通報しますというような計画になってございます。これは消防法に基づくものでございますけれども、実際に今お伺いしたところ、実施をされていないというようなお話でございますので、公共施設、図書館に限らず、また一般の民間の施設で災害弱者の方等々がいらっしゃる、また生活されている、出入りされているような施設については、当然そういった訓練については、定期的に行っていただかなければなりませんので、そういう確認については、今まではそういった届け出をいただいたところで確認をするとか、立入検査をしております、そのときに確認をするとかという方法で確認はしてまいりましたが、今後もそういう工夫をして、そういった指導が徹底できるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

金澤委員 今、前向きなご答弁いただいたので、ありがとうございます。大事なことだと思うのです。やはり、災害、一次的な発生、最初の初期は防げなくても、その後のいわゆる人災的な二次災害、被害の拡大というのは防げるのではないかなと。そういう意味で、消防計画が年に1回やりますという報告書は上がってくると。しかし、それを実施したかどうかの確認の今システムが、手段がないのです。それを少なくともまず手始め、これだけ市内各施設多いので、まずは公共施設をしっかりと最優先していただいて、その次に先ほど言った福祉施設とか障害者の施設とかを含めて、児童施設などはまずは重点的にしていただくということで、もう一度これは確認させていただく。それは早急にしていただきたいと思うのですが、その点だけ確認させていただきます。

予防課長 公共施設につきましては、金澤議員さんから前にもご指摘いただいたところもございまして、こちらについては全施設に確認、立入検査等も入りまして、その辺の改善を今図っているところでございます。

また、その他民間の、特に弱者の方の利用されるような施設につきましては、その辺のところを確認いたしまして、1年定期的に行われていないような顕著にあらわれたところにつきましては、早速指導を行いたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入、款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款21諸収入、歳出の款9消防

費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、決算の概要説明については、新しく事業等を行ったものまたは特別なものについて説明を願うこととし、組織順に担当課長より簡潔に説明をお願いします。

それでは、秘書課所管のものから順次お願いします。

秘書課長 秘書課所管のものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入決算事項別明細書の68ページから69ページにかけての款21諸収入、項5目1雑入、節4雑入、備考欄の一番上、1の講演会等参加者負担金91万2,580円のうち20万9,000円は、本年の賀詞交歓会より、参加された方から1人当たり1,000円をご負担いただくことになり、209名分を受け入れたものであります。

次に、歳出決算事項別明細書の86ページから87ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち備考欄、大事業、有功表彰事業費及び秘書事務費であります。当初予算額754万5,000円に対し執行状況等を考慮し、補正第4号で38万1,000円を減額し、補正後の予算額716万4,000円に対する支出済額は650万5,407円、執行率は90.8パーセントであります。

このうち、中事業、市長交際費につきましては、支出済額137万1,600円で、香料及び寸志の増加により、前年度対比4万2,693円の増額となりました。この市長交際費の支出につきましては、市公式ホームページへの掲載、支出に当たっての統一的な支出基準の策定など、その透明性の確保を図ってまいったところであります。今後とも、社会通念の変化等に留意するとともに、市民感覚と著しくずれを生じることのないように常に配慮し、適正な執行に努めてまいります。

以上で秘書課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 次に、広報広聴課所管のものをお願いします。

広報広聴課長 それでは、広報広聴課所管の平成22年度決算の概要についてご説明申し上げます。

広報広聴課所管の歳入は4件ありまして、総額で422万8,000円です。歳入の1件目は、決算書の59ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち備考欄、下段の13、株式会社テレビ埼玉株主出資配当金の4万4,000円です。

そして、2件目が次ページ、決算書61ページ、備考欄の上段16、入間ケーブルテレビ株主出資配当金18万円です。平成12年度から11期連続の増額配当金となっております。

続きまして、決算書の75ページの款21諸収入、項5雑入、目1雑入のうち備考欄の中段にあります54、水道企業会計ホームページ管理負担金50万4,000円です。これは、平成19年度から24年度のホームページ再構築のうち、水道企業会計分として負担した金額です。

続きまして、同じく雑入で決算書79ページの備考欄、上から2つ目の83、有料広告掲載料438万8,700円のうち350万円が広報広聴課分です。有料広告の内訳は、市公式ホームページのバナー広告料と、紙媒体である「広報いるま」の広告掲載料の合計です。以上が歳入になります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。広報広聴課の所管は、決算書の88ページ下段から91ページ上段の広報広聴費です。歳出の予算現額6,019万円に対して支出済額が5,907万4,698円で、98.15パーセントの執行率となりました。広報広聴費につきましては、市民憲章推進費、広報費、広聴費、平和都市宣言推進啓発費の4つの大事業で構成されております。市民憲章推進費では、実践活動を通して入間市民憲章の普及推進に功績のあった7人と1団体の方を表彰いたしました。

広報費は、6つの中事業があります。広報紙発行費1,864万4,250円は、前年度対比で210万9,400円の減額、率にして10.2パーセントの減額となりました。減額の主な理由は、「広報いるま」の契約ページ単価が下がったことによるものです。

ホームページ管理事業費は、再構築した市公式ホームページを適正に維持管理するための保守委託料とリース料金です。

次ページ、「いるまガイドマップ」作成費につきましては、変更された市内循環バス路線図を更新し6,500部作成いたしました。テレビ広報制作費につきましては、平成21年度と同様に15分番組の「ハローいるま」の46本制作及び放送と、30分特別番組1本の制作を入間ケーブルテレビに委託しました。

コミュニティFM広報放送費に関しましては、平成21年度同様にエフエム茶笛により毎日5回放送の5分間番組、「広報いるま」の放送をしました。

事務費は、広報全般の事務執行に必要な事務費ですが、埼玉県緊急雇用創出基金事業を活用し、これまで紙媒体で保管していた武蔵町町報「広報むさしまち」、市報いるま「広報いるま」を電子化する「広報いるま」電子ファイリング事業を行いました。

平和都市宣言推進啓発費につきましては、平和都市宣言の趣旨に基づき、平和祈念資料展、平和バスツアー、広島平和記念式典への市民派遣事業、平和ポスターコンクール、平和を考える講演会を実施しました。

以上が広報広聴課の決算概要でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し

上げます。

委員長 次に、企画課所管のものをお願いいたします。

企画課長 企画課所管のものについて概要説明をさせていただきます。

まず、歳入についてですが、決算事項別明細書32、33ページの下段をごらんいただきたいと思います。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、備考欄10、地域活性化・経済危機対策臨時交付金7,116万2,000円については、平成21年4月に政府が決定した経済危機対策として、地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施することを目的に、国の平成21年度第1次補正予算により創設された交付金でございます。当市では、22の事業を計画、実施し、このうち平成22年度へ繰り越しをした2事業分について、交付金を受け入れたものでございます。

続いて、備考欄12、地域活性化・きめ細かな臨時交付金1億2,705万3,000円については、平成21年12月に政府が決定した明日の安心と成長のための緊急経済対策として、国の平成21年度第2次補正予算により創設された交付金でございます。当市では、計画した15事業すべてを平成22年度に繰り越して実施し、その事業費となる交付金を受け入れたものでございます。

なお、両交付金とも、各事業はそれぞれの担当課にて事業の執行を図りました。

続いて、38、39ページの下段をごらんください。目10特定防衛施設周辺整備調整交付金、備考欄1、特定防衛施設周辺整備調整交付金6,645万4,000円につきましては、防衛施設周辺の生活環境等の整備に関する法律第9条により交付されるもので、加治丘陵さとやま計画に基づく計画区域保全用地1万318平方メートルの取得、山仕事の広場整備工事及び3カ所の公園の整備工事に充当したものでございます。

続いて、56、57ページの上段をごらんください。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、備考欄24、国勢調査委託金5,716万7,000円については、10月1日を基準日とする国勢調査の実施に伴い、統計調査事務交付金取扱要綱第3条の規定に基づき、国勢調査指導員及び調査員の報酬、その他の経費として交付されたものでございます。この委託金につきましては、決算事項別明細書112、113ページの上段の款2総務費、項5統計調査費、目2基幹統計調査費、備考欄、大事業、周期調査として国勢調査の実施に要する経費として支出したものでございます。5年に1度の大規模調査ですが、多くの国勢調査指導員、調査員の協力のもと、無事終了することができました。なお、今回の調査から、調査票の郵送提出が可能となり、調査への協力が得やすくなりました。

次に、ページが戻りますが、歳出の決算事項別明細書92、93ページでございます。下段、款2総務費、項1総務管理費、目8企画費、備考欄、大事業、男女共同参画推進費1,508万1,804円については、第2次いるま男女共同参画プラン及び入間市男女共同参画推進条例に

基づき計画的に事業を推進し、男女共同参画推進センターを拠点施設として、各種講座の開催、相談事業及び情報紙の発行などの啓発事業を実施いたしました。また、策定中の第3次いるま男女共同参画プランの基礎資料となる市民意識調査を実施し、入間市における男女共同参画の現状把握を行うことができました。

以上、企画課平成22年度決算の概要とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 次に、財政課所管のものをお願いします。

財政課長 それでは、財政課所管の概要をご説明申し上げます。

最初に、別冊の入間市決算報告書により、市の全体的な決算状況についてご説明を申し上げます。4ページをお開きください。4ページの上段の表、右端の財政力指数の最も下の行、平成22年度の財政力指数においては0.987となっており、3年平均でも1を下回る状況となっております。このページの下グラフをごらんいただきますと、平成20年度までの右肩上がりの状況から、一転して下降局面となっていることがご確認いただけるかと思えます。

続いて、5ページをごらんいただきたいと思えます。ここでは、上段の表、左の公債費負担比率、いわゆる借金の返済額が一般財源総額に占める割合でございます。20パーセントが危険ラインでございます。平成22年度は11.1パーセントと前年度比1ポイントマイナスと改善をいたしました。

また、その右側の公債費比率は、借金の返済額が標準財政規模に占める割合で15パーセントが危険ラインです。平成22年度は7.9パーセントと前年度対比マイナス1.5ポイントと改善をいたしました。

さらに、右端の経常収支比率、これは人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出が、地方税、地方交付税などの経常的な収入に占める割合でございます。80パーセントが危険ラインというところでございまして、平成22年度は88.1パーセント、前年度対比マイナス3.7ポイント改善をいたしました。

次に、6ページをお開きください。上段の表、左端の普通交付税であります。平成18年度から4年間不交付団体となりましたが、再び平成22年度では12億7,711万8,000円の交付団体となりました。また、右端の臨時財政対策債は平成22年度が23億7,882万円となり、ページ下のグラフをごらんいただきますと、3つの依存財源が平成22年度に急激に上昇していることがご確認いただけるかと思えます。

次に、7ページをお開きください。上段の表、右端の財政調整基金現在高でございます。平成22年度末現在で18億9,791万9,000円と平成21年度の約10億円から増額することができました。また、左端の地方債現在高は平成22年度で291億5,101万3,000円となり、前年度から10億円ほど上昇をいたしました。

その右側に内訳として、普通建設地方債残高が39パーセントとなる112億9,000万円程度、特例地方債残高が61パーセントとなる178億5,000万円ほどとなり、交付税代がえ措置となる臨時財政対策債が大きな負担となっていることがご確認いただけるかと思ます。

資料移りまして、歳入決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に、歳入でございます。14から15ページをお開きください。款2 地方譲与税のうち目1 地方揮発油譲与税は、決算額1億257万1,000円でございます。この地方揮発油譲与税はいわゆるガソリン税でございます。平成21年度の税制改正により、これまで道路特定財源から一般財源化されたことにより、地方道路譲与税から名称変更となったものでございます。

目2 自動車重量譲与税は、決算額2億4,593万7,000円となり、前年度対比で1,547万9,000円のマイナスとなりました。

目3 地方道路譲与税は、決算額249円でございますが、これは改正前のガソリン税で道路特定財源として譲与されたものでございます。この結果、中段の款2 地方譲与税全体では3億4,850万8,249円となり、前年度から約1,070万円、率で約3パーセントのマイナスとなりました。

次に、款3 利子割交付金は、決算額6,372万7,000円、前年度から約786万円、率で11パーセントのマイナスとなりました。

16から17ページをお開きください。款4 配当割交付金は、決算額3,423万1,000円、前年度から約690万円、率で約25パーセントのプラスとなりました。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,149万4,000円、前年度から約310万円、率で21パーセントのマイナスとなりました。

款6 地方消費税交付金は、決算額12億2,040万9,000円で、前年度とほぼ同額となりました。

次に、款7 ゴルフ場利用税交付金は決算額5,542万9,528円で、前年度とほぼ同額となりました。

次に、18から19ページをお開きください。款8 自動車取得税交付金は、決算額1億3,424万8,000円、前年度から約2,100万円、率にして約14パーセントのマイナスとなります。なお、目1は平成21年度の一般財源化された交付金で、目2は法改正前の納税分による道路特定財源の交付金となります。

次に、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金は、一般に基地交付金と呼ばれているもので、決算額は5,995万2,000円、前年度から3万8,000円のプラスとなりました。

次に、款10 目1 地方特例交付金は、決算額2億6,857万5,000円、前年度から約3,700万円、率で16パーセントのプラスとなりました。内訳としましては、児童手当特例交付金に子ども手当分が加わり1億701万9,000円、減収補てん特例交付金が1億6,155万6,000円となっております。

次に、款11地方交付税、次のページに移りまして項1目1地方交付税は、備考欄の1普通交付税が5年ぶりに交付され、決算額12億7,711万8,000円となり、2の特別交付税は決算額2億5,642万8,000円となり、前年度から1,650万円、率にして7パーセントのプラスとなりました。

次に、款12交通安全対策特別交付金は、決算額2,405万2,000円、前年度から約80万円、率にして3パーセントのマイナスとなりました。

次に、ページ飛びまして、58ページから59ページをお開きいただきたいと思います。款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち備考の1、財政調整基金利子収入、2、公共施設整備基金利子収入及び7、土地開発基金利子収入は、それぞれ各基金の運用利子収入でございます。

次に、62から63ページをお開きください。款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は当初予算で4億円を計上し、9月補正において繰入額を全額減額したものでございます。

次に、64ページから65ページをお開きください。款20項1目1繰越金は、平成21年度決算による繰越額を当初予算で6億円を見込みましたが、決算額11億9,198万1,502円となります。なお、備考欄のとおり、繰越明許分と事故繰り越し分がございますので、これを除くと約9億8,000万円となり、これが純粋な剰余金となるものでございます。

次に、款21諸収入、項3収益事業収入、次のページに移りまして、目1競艇事業収入につきましては、前年度より2,000万円減の6,000万円となりました。

歳入の最後になりますが、78ページをお開きください。下段の款22市債、次のページに移りまして項1市債でございます。決算額は39億322万円となりまして、目ごとの決算額は83ページまでかけて記載をさせていただきます。

歳入は以上で、続いて歳出の概要についてご説明申し上げます。90から91ページをお開きいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費ですが、予算編成、交付税事務及び市債の借り入れ事務に係る経費などで、決算額83万4,084円でございます。

次に、92から93ページをお開きください。目6財政調整基金費は8億9,720万2,000円を積み立てました。この結果、基金残高が平成22年度末で18億9,791万9,000円となったものでございます。

目7公共施設整備基金費は、運用利子分2万6,943円を積み立てました。

次に、194から195ページを恐れ入りますが、お開きいただきたいと思います。款11項1公債費ですが、決算額は33億4,431万9,342円で、前年度から約2億7,000万円、率にして約7パーセントのマイナスとなりました。

次に、款12諸支出金、項2諸費、目1水道事業会計返還金ですが、平成21年度に借り入れ

た12億円のうち3億円と利子分を返還したものでございます。

次に、款13予備費ですが、3,007万3,000円を充用しました。これは、新型インフルエンザワクチン接種など、緊急に発生、対応する必要が生じた歳出に対して充用したものでございます。

以上で財政課所管の主な決算内容の説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 次に、職員課所管のものをお願いします。

企画部参事兼職員課長 それでは、職員課所管の決算の概要につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。職員課所管の歳入につきましては、雑入のみ10件でございますが、そのうち主なものを申し上げます。

まず、69ページでございますが、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、備考欄の2、雇用保険料被保険者負担金690万763円でございます。

次に、75ページ、備考欄の52、地方公務員災害補償基金過年度精算金25万8,765円でございます。

次に、79ページでございます。備考欄88、職員手当等過年度返還金218万5,184円でございます。

次に、歳出について申し上げます。ページが84から85ページ、下段、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、大事業、職員給与費22億3,987万1,120円につきましては、特別職給与2人分、一般職給与124人分、再任用フルタイム職員給与2人分、再任用短時間職員給与15人分、嘱託職給与32人分の人件費でございます。なお、特別職の給料につきましては、厳しい財政状況を考慮して、市長15パーセント、副市長12パーセントの減額措置を講じております。

参考ですが、教育長におきましても10パーセントの減額措置を講じております。また、一般職員につきましても、課長職以上の管理職を対象に管理職手当を、部長相当職が7万円を6万3,000円に、次長相当職が5万7,000円を5万3,000円に、課長相当職が5万3,000円を5万円にそれぞれ減額する措置を講じております。この措置は、平成12年度から実施しております。

次に、大事業といたしまして、87ページ下段になります。人事管理費でございますが、決算額6,084万3,929円のうち、中事業、試験等委託料312万9,834円につきましては、主査職及び管理職の昇任試験と職員採用試験の委託料でございます。職員採用試験につきましては、平成14年度から18年度採用までの5年間、一般事務職の採用をしなかったことから、受験の年齢要件を満30歳まで引き上げて実施しております。なお、平成22年度につきましては、事

務職、技術職の内訳としますと、建築、土木、電気でございます。それから、保育士、消防士、給食調理員の募集をいたしました。

続きまして、89ページ、同じく中事業、パート職員関係費5,469万1,619円につきましては、職員の産前産後休暇、育児休業、病気休暇等の欠員に対応するためにパート職員を雇用しており、その賃金等でございます。

次に、大事業、職員研修費300万3,656円のうち、中事業、職員研修事業費は、職員の一般研修、派遣研修等を実施したものでございます。

次に、大事業、職員福利厚生費2,502万5,891円でございますが、このうち小事業、職員福利厚生費補助金1,114万857円につきましては、職員予防健診助成金として896万857円、職員福利厚生事業助成金として218万円それぞれ補助を行ったものでございます。

同じく、小事業、福利厚生事業費794万6,868円につきましては、作業員賃金、心の健康相談など職員の福利厚生事業に要した費用でございます。

以上が職員課所管の事務事業でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

まず、歳入の款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金についての質疑を願います。

ございますか。

横田委員 これは全体のあれなのですけれども、報告書の4ページで財政力指数のところなのですが、この財政力指数、4年ぶりに1を下回って0.987ということになっておりますけれども、この1を割った主な理由というのをお聞かせいただければと思います。

財政課長 この財政力指数は、3年間の財政力指数ということでご理解いただきたいと思えます。ちなみに、単年度においては、平成22年度0.928という状況でございます。平成20年度、21年度は不交付団体でございましたので、当然1以上となっております。単年度の0.928が、3年平均ですと0.987という状況でございます。平成22年度の財政力指数が急激に単年度として下降になったというところでございます。これは顕著なのは、市税の減収というところに尽きると考えてございます。

以上でございます。

横田委員 ありがとうございます。

それとちょっと関係するかなとも思うのですけれども、次のページ、5ページで経常収支比率、これが平成20年度の93パーセントをピークとしまして、平成21年度、22年度と下がっ

てきて、平成22年度は88.1パーセントだから3.7ポイントですか、大幅に改善していると思うのです。たしか、目標85というパーセントには、当面の目標ということでお聞きしていると思うのですけれども、この辺を。要はそこまで、3.7ポイントも下がった、よくなった理由と、85パーセントに近づく、これだけの3.7ポイントと大幅に改善していますので、85パーセントにもうすぐ近づくかなというふうにも見受けられるのですけれども、そのあたりについてどのように考えておられるかお聞きいたします。

財政課長 今回、まず大幅に3.7ポイント下がった内容として、具体的にご説明申し上げたいと思います。

まず、これは経常収支比率でございますので、分母と分子がございます。分子の部分については支出の部分、経常的に支出される経費がどうであったかという部分におきましては、この中に人件費、そして借金の返済額である公債費、こちらの2つに関しては約1.56ポイント下げる動きを示してございます。人件費が下がって、公債費も下がって、1.56ポイント下げていると。

しかしながら、同様に分子においては、扶助費が1.61ポイントふえている状況がございます。したがって、分子の部分、歳出の部分については、扶助費の上昇によって、ほぼ昨年と同額ぐらいの動きを示しているというところでございます。

一方、分母のほう、収入の経常的に収入されるものが対象となりますが、地方税、これが6億円を超える減収がありまして、これが2ポイント以上の上昇原因、要するに経常収支比率が2ポイント上がる要因となってございますが、一方、地方交付税、そして臨時財政対策債、これを合わせますと6.84ポイント下げる動きをしたと。いわゆる、地方交付税が12億円を超える金額が、昨年度から比べて漸増になってございます。さらに、臨時財政対策債も、昨年の金額からすると6億円以上の増額になってございますので、これが経常収支比率に対しては6ポイント以上下げる要因になったということでございますので、この地方交付税と臨時財政対策債の上昇が大きな要因となって、3.7ポイント減少する主な要因であるということでございます。

また、85パーセント、これは行政改革長期プランにおける目標ということで、もう少し近づいてきたということでございますが、やはり人件費、公債費、公債費はもうしばらく減少傾向はあると思いますけれども、人件費の動向というものも非常に大きな要因になってくると思います。また、扶助費は、これは年々上昇傾向になると思いますので、歳出の部分としては増額傾向、悪くなる要素が多分にあると考えてございます。

また、一方、先ほどの分子の入りの部分でございますけれども、やはり地方交付税、臨時財政対策債というのは、市税の増減によって大きく変わってくるということでございまして、市税が景気がよくなって多く入ってくると、交付税というのは不足する財源を補うものです

から、下がってくるという動きになってきますので、分母のほうとしても非常にいい点というか、将来を見る上でいい内容では、なかなか予測しがたいかなというところでございます。若干平成23年度においては、この状況でいくならば、現状の88.1パーセントから若干悪化してしまうかなという状況も予測をされるところでございます。

以上でございます。

横田委員 はい、わかりました。大きく改善したというのは、要は不交付団体から交付になったというところが大きな要因であり、財政的に抑えるところ、分子の部分というのも頑張っているけれども、今のお答えだと、ある程度の限界が今年度はあるかなというような形でちょっとお聞きしたのですけれども、その辺は頑張っていて、85パーセントにできるだけ近づけていただくというふうにするしかないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

続いていいですか。

委員長 はい。

横田委員 款22の市債なのですけれども、報告書の27ページです。

委員長 ちょっと待ってください。

横田委員 これはまだでしたっけ。

委員長 款22は12までなのです。

横田委員 まだだめですね。わかりました。いいです。

〔(職員課でいいのですか) と言う人あり〕

委員長 はい。

金澤委員 職員課所管のものなのですが、男女共同参画について……

委員長 ちょっと待って。

金澤委員 歳入だけか。歳出まだ。

委員長 歳入だけですから。

金澤委員 ごめんなさい。では、結構です。

委員長 歳入、ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に款15国庫支出金、款16県支出金について質疑を願います。
ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 次に、款17財産収入、款19繰入金、款20繰越金、款21諸収入、款22市債について質疑を願います。

横田委員 報告書の27ページ、款22市債についてお伺いをいたします。

平成22年度の市債の利率は何パーセントから何パーセントぐらいだったかを、まずちょっ

と1回お聞きしたいと思います。

財政課長 平成22年度に起こした市債の利率でございますと、0.2パーセントから1.5パーセントが範囲でございます。当然、期間が違いますので、0.2パーセントから1.5パーセントということでございます。

以上でございます。

横田委員 それで、平成21年度は不交付団体だったというようなことで、要は繰上償還なのですけども、保証金免除の繰上償還、これは不交付団体ではできないというような平成21年度の決算のときのお答えだったと思うのです。平成22年度はそれから交付団体というふうになったので、その条件はクリアされたと思うのですが、その辺で繰上償還をしたのか、したほうがいいのかと思うのですが、その辺やったのかどうなのかをちょっとお伺いしたいと思います。また、できないとしたら、その理由もお聞かせいただければと。

財政課長 経済対策として、国は公的資金保証金免除繰上償還という制度をここ数年実施してございます。昨年度の段階では不交付団体であったために、対象外となったということでお答え申し上げましたが、平成22年度からその規定、基準が見直されまして、交付団体であったとしても、経常収支比率が85パーセント以上であれば、これは入間市該当になりますが、7パーセント以上の起債であれば繰り上げできるということでございます。

しかしながら、入間市には7パーセントの起債が、残りはございませんので、6パーセントまでの規定と。入間市は6パーセントはございますが、6パーセントの繰上償還の条件になりますと、入間市は対象外になってしまうということございまして、若干ぎりぎりのラインで対象にならなかったと、こういうことで実施されないということで、できないというところでございます。この規定は、平成24年度まで継続されるということでございます。

以上でございます。

横田委員 はい、わかりました。平成24年度まで継続されるということで、ということはしばらくは無理ということだと思いますけれども、できるような状況になったら、ぜひそういうふうこれからやっていただければと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

以上です。

石田委員 今の続きなのですが、具体的にこの報告書の28ページに、平成22年度事業分でいろいろなところから借り入れ先があって借りていますね。それぞれ利率と、返済期間というのはどのくらいの期間で借りているのか、まずお聞きします。

財政課長 平成22年度の状況でもよろしいですか。

石田委員 はい。

財政課長 こちらですね。一番上ですか。こちらが借り入れ先が地方公共団体金融機構、15年で1.2パーセント、次の一般公共が15年で1.2パーセント、続いて地域活性化事業債が15年で1パー

セント、続いて2,700万円、加治丘陵、15年で1.2パーセント、続いて藤沢4号公園が15年で1.23パーセント、中央公園が900万円、15年で1.23パーセント、小谷田1丁目が12年で1パーセント、消防自動車が5年で0.2パーセント、金子中学校が15年で1.5パーセント、黒須中エレベーターが15年で1.23パーセント、向原中学校が15年で1.23パーセント、臨時財政対策債が財務省、20年で、これ実は2本分かれていまして、1.1パーセントと1.2パーセントがございます。続いて、地方公共団体金融機構も2本ありまして、20年で0.9パーセントと1.2パーセント。

以上でございます。

石田委員 済みません。ちょっと1つ聞き漏らしたのですが、藤沢中央公園は幾つでした、いるま野の。

財政課長 4号公園、3億8,730万円よろしいですか。

石田委員 いや、900万円のほう。

財政課長 900万円のほうですね。15年で1.23パーセントと。

石田委員 実際に、例えば地方公共団体金融機構だとか上のほうの財務省の金だとか、いろいろな公共的なところについては、ある程度借りる際に条件がついて、ここから借りなさいという指定になっているのですか。

財政課長 基本的には、その事業に対して財務省財政融資などでは、建設事業費を主に対象にするという条件が出されてきます。したがって、そこで振り分けがされるというところがございます。それ以外のものについては民間事業。その事業の名称の中の事業明細部分で、そういう振り分けられる部分がございますので、財務省の振り分けによって、市のほうで民間に見積もり合わせを出したり、そういった手続で実施をしております。

以上でございます。

石田委員 例えば、地域活性化事業ですか、加治丘陵の場合は15年で1パーセントで借りられると。こういうところは埼玉県市町村振興協会から借りているわけですね。こういうところからそれを借りるというのは不可能なのですか。できるだけ安いところから。

財政課長 それぞれの融資先でいろいろメニューがありますので、そのメニューの中で実際に合えば、そこでお借りをできるという形になります。この財務省融資資金もそうですし、地方公共団体金融機構、こういった公的機関系の融資というのは、そういったメニューに従ってお借りをするという形になります。

以上でございます。

石田委員 公共的なものはそういう方向だということなのですかけれども、民間のほうはどうですか。

J A いるま野農業だとかりそなが入っていますね。この辺では、例えばほかの市内の金融機関とか、そういうところも対象にして交渉した結果がこういうことなのですか。

財政課長 市内金融機関に見積もり合わせをして、最終的に決定してございます。

以上でございます。

石田委員 あと、もう一点確認しておきたいのは、それぞれ例えば繰り上げ返済というのが可能なのは民間だけなのですか、それともほかのところも繰り上げ返済は可能なのですか。

財政課長 先ほどの公的資金の繰上償還というのは、やはり公的機関に限られてございます。民間金融機関に対しては、それぞれの契約条項の中でどうするかという部分がございます。基本的には固定金利で長期の見積もりということでお願いしてございますので、その繰上償還という部分については協議ということになるかと思いますが、やはり金融機関側もそれぞれの運用ということで考えてございますので、条項的には繰上償還は協議上としてなっております。そういう条項になってくると、やはり利率的にも多少変わってくる可能性があるということでございます。

以上でございます。

石田委員 いずれにしても、いるま野農協だとかりそなに関しては、かなりきめ細かく対応してもらおうという。できるのだったら繰り上げ返済するなり借りかえを行うなり、そういった措置をお願いできればと思っております。

あともう一点、財産収入で先ほど説明なかったかなど。土地信託配当、これもいいのですか、こちらで。これは別ですか。

〔(管財なんです) と言う人あり〕

石田委員 管財ですか。わかりました。では、いいです。

金澤委員 石田委員の質疑に関連してお聞きしたいのですが、今、私ざっとメモしていったので、書き間違えたら恐縮なのですが、基本的にいるま野農協さん、JAさんは1.23パーセントなのです。埼玉りそなさんが1件だけ金子中学校校舎改築事業で、この1億5,000万円については15年で1.5パーセントと、これだけ0.27パーセント高いわけです。このときの金子中学校校舎改築に際しての見積もり合わせ、これの内訳教えていただけますか。

財政課長 この1件に関しての見積もり合わせということでございますけれども、りそな銀行のこの契約に関しましては、指定金融機関としての契約ということで、これに関しては随意契約ということで、この1件のみ処理をしているということでございます。

以上でございます。

金澤委員 先ほどの説明では、きちんと見積もり合わせしているからというようなご説明で、これだけ高いのですかと聞くと、実はこれは随契だという説明というのは、ちょっといかがなものかと思うのですが、今後きちんとした説明をお願いしたいと思いますけれども。

もう一点確認しますけれども、随契にした理由というのは何なのですか。

財政課長 指定金融機関としての契約の中で、そういった契約枠といいますか、そういった部分があ

るとのことでございます。申しわけございません。以上、そのような内容でございます。

金澤委員 ちょっと今ので理解、私だけかもしれないのですが、今のその指定金融機関、私の聞いた話だと、この事業、金子中学校の改築だけに関しては、埼玉りそなにしなければいけないという何か枠があったというふうにはしか聞こえなかったのですが、もうちょっとわかりやすいように。本来、1.5パーセント、1.23パーセント、1億5,000万円を15年間の話ですから、多分利子にすると数百万円の差が出てくるわけです。もう一度指定金融機関ということに対して、もし何だったら、担当課の方から直接お話しして説明いただきたいのですが、委員長お願いします。

委員長 今回の関係大丈夫ですか。今かわってもらって、担当課の説明してもらって。

財政課長 それでは、担当の内沼主幹よりご説明申し上げます。

委員長 では、お願いします。名前をお願いします。

財政課主幹 財政課の内沼といいます。よろしくをお願いします。

市債の銀行に関する借入れに際しては、先ほど財政課長のほうから説明があったとおりで、基本的には見積もり合わせという形で借入れは起こしているのですが、市債の借入れ基準というのがありまして、それに基づいて借入れを起こしているのですが、その中に市内の指定金融機関を含めた市内の銀行さんのほうから見積もりを取って、その中で決定するという基準があるのです。

ただいまお話しになっているりそな銀行さんの分に関しては、先ほどお話があったとおり指定金融機関ということで、基本的には、通常であれば見積もり合わせの中に参加をさせていただいているのですが、ただ、りそな銀行さんのほう、これは先ほど言った見積もり基準の中で、借入れ先については別途会計管理者のほうと協議して決定できるという部分がありまして、基本的にはその中で会計管理者のほうと協議をさせていただいて、借入れ先の決定をさせていただいた部分なのです。

では、なぜその部分について、会計管理者のほうと協議をさせていただいたかといいますと、指定金融機関ということで、派出等が1階にあると思うのですが、指定金融機関として派出業務をやっていく上で、りそな銀行さんは指定金融機関ということで、いろいろな経費もかかっているということで、それについては具体的に大体幾らその経費がかかっているという数字は、会計課のほうでは把握しているようなのですが、それについて一部市のほうに負担ですね、一部かかっている経費について負担できないかというお話というのは、以前からいただいているようなのですが、それについては近隣市もそうなのですが、そういう指定金融機関の維持費、事務費ですね、人も含めた事務費に関して負担をお願いしますという要望は、りそな銀行さんのほうから各市のほうに寄せられているようなのですが、それについては各団体とも受けられないという形になっておりまして、それについての負担

はやっていないような形ということなのですが。

ただ、そういった流れの中で、指定金融機関としてご尽力いただいている部分と、派出の維持経費も含めていろいろな経費がかかっていますので、そういった中で借り入れ先を、市債を起すときに指定金融機関として、会計管理者のほうと協議させていただいて割り振ったというのが実際のところなのです。

金澤委員 わかりました。要するに、指定金融機関として窓口を出してもらっていると、市役所に。その分の維持管理費が年間幾らかかかりますと。ただ、それを表立っては出せないで、こういう市債の借り入れのときに、その埼玉りそなさんからわざわざ高い利率で借りてあげて、その差額を別の面、利子の名目で、出店に対する経費に充当しているというふうに私は理解しましたけれども、そういう簡単な理解でよろしいですか。

財政課主幹 そういう形で。

金澤委員 わかります。向こうだってビジネスでやっているのだから、ただでは出せない、赤字出せないというのはわかりますけれども、それはそれとして、決算特別委員会で皆さん今思っていると思うのですけれども、余りにも不明朗ですよ。もし、そのお金が経費として必要だということであれば、きちんとそれは会計課なら会計課が項目を立ててきちっとするべきではないのですか。

それで、いいか悪いかは別にして、仕組みはわかりました。そこで、その上で改めてお尋ねいたしますけれども、この1億5,020万円、埼玉りそなさんから借りていますと。同年度ですから、ほぼ公定歩合も変わらないので、例えばJAいるま野さんで1.23パーセントで仮に落としたときのこの15年間の差額、利子の差額が幾らですかと。

それとあわせて、今、試算は会計課のほうで試算を出しているとおっしゃいましたよね。りそなさんから窓口として出すのにかかる経費、それが幾らかそれぞれ数字を、午後になると思うので、午後までに出していただくようお願いしたいのですが、委員長、お取り計らいをお願いします。

委員長 今回の質疑の関係は、午後大丈夫ですか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 それでは、そのようにしていただきます。

ここで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで、午前中の金澤委員からの質疑に対して答弁を求めます。

財政課長 それでは、りそな銀行に関する問い合わせということで回答申し上げます。

実際は1.5パーセントと1.23パーセントでまず利率を比較した場合の差額ということでございますが、368万9,636円でございます。実際にりそな銀行からことしの5月、これは毎年出されているわけでございますが、5月に出されたいわゆる指定金融機関として派出を出している経費負担を、関係市町村に出しているわけでございますが、入間市に対しましては942万6,000円の概算金額ということで示されているものでございます。

以上でございます。

金澤委員 お話はわかりました。数字はわかりました。368万9,000円、約370万円、利子色つけているから、出店経費の924万円我慢してくださいよという、荒っぽい言い方ですけども、そういう形になるのだろうというやり方はわかりました。これについて監査のほうで、そういうやり方が不明朗だというような指摘はなかったのでしょうか。

財政課長 これまでの監査の中で、この件に関しての指摘というものはございませんでした。

以上でございます。

金澤委員 出す項目と費用、その関係の明確性、明朗性という意味で、所管課としてのこの点については、明朗性という意味ではどのようにお考えですか。

財政課長 まず、利率の見積もり合わせということの基本でやっている。そのことを別の背景をもとに、こういった処理をしているということに関しては、改めて今指摘を受けたということで、今後に向けて改善しなければいけない事項であろうと認識してございます。

以上でございます。

金澤委員 わかりました。今後、検討課題としてとらえていくというご答弁と理解いたしましたので、この点については今後検討を期待したいと思います。

また、924万円云々に関しては、これは所管が会計課になりますので、会計課のほうのときにまた質疑させていただきたいと思っておりますので、1回これで閉じます。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出について質疑に入ります。

以降は、歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費についての質疑を願います。

ありますか。

関谷委員 款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費についてお尋ねします。

報告書の39ページ、職員給与費についてです。これによりますと、国家公務員に準じた給

与改正を行ったということでございますけれども、平成22年度の普通会計決算状況調書によりますと、ラスパイレス指数、国家公務員との給与の比較、国家公務員を100としたときの比較が102.2となっておりまして、国家公務員よりお給料が平均的に高いということになっていると思うのですけれども、これはどうしてでしょうか。

企画部参事兼職員課長 基本的には市の職員給与につきましては、人事院勧告等をもとに給与改定を行っているところでございますが、ラスパイレス指数102.2という国家公務員との比較でございます。この数値につきましては、初任給等々の比較、それから各学歴別人数等の比較がございますので、例えば国家公務員等と比較して、入間市の場合には学歴、中卒はおりませんけれども、高校卒から短大卒、大学卒というそれぞれの卒業レベルに対して、国に比較して、いわゆる高校を卒業して入間市の場合には、昇給、昇格がある意味同列の扱いになりますので。国家公務員等ですと、いわゆる上級職員等も入るところから、違う給与体系になりますけれども、入間市は同一という形で、そういう中で単純にラスパイレス指数の場合には比較をされますので、入間市等の場合には、このように数値がやはり高くなっていくという傾向が出ております。

当然、例えば大学卒業の者が順次多くなっていけば、またこの数値は現在の給与体系でも、また数字自体は下がっていくと、このように傾向になるものと考えております。

以上でございます。

関谷委員 ちょっとよくわからなかったのですが、一般的には学歴が高いほど給与が高いと思うのですけれども、今のお話は逆のような感じで理解が難しかったので、もう一度お願いします。

企画部参事兼職員課長 人数比較で、ラスパイレス指数の場合は、例えば高校卒業でも1人いて、その1人の職員が部長職になるという場合、国の場合に高校卒の人が部長職、給与表は違いますけれども、部長職と対応する職になる可能性と、入間市でなっている可能性が、実際は異なってくるわけなのです。それを、例えば入間市で全体の人数としては、仮に高校卒業の者が少なくとも、国と同じレベルで人数がいるという、そういう比較をするのです、このラスパイレス指数自体は。

ですから、全体としては少なくとも、極端な話をすれば、1人いても、それが同じ人数だけいるという比較対象にして、全体をならして数値が出ます。ですから、一部の職員でも全体の数値を引き上げるという傾向がございます。これは、例えば全体とすると102.2という数値になりますけれども、大学卒で年度ごとの職員、その一定の学年をとってまた比較すると、これが九十何がしという数字になったりとか、そういう違いが出てきます。そんな中で全体をならしたのが102.2ということですので、一概に入間市全体の市の職員の給与が高いという比較には、私どもとしてはならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

関谷委員 そうしますと、それはそれといたしまして、平成21年度のときはラスパイレス指数101.0、平成22年度が102.2と上がってきているのですが、今後はいつごろ上がりさがりになって、いつごろ100になるとか、どうなのでしょう。

企画部参事兼職員課長 先ほど申し上げましたような形で、例えば学歴等を見てみると、学歴構成が変わってくれば、数値は下がってくるというふうに考えております。それから、そういう意味で、いつごろ具体的に100になるという見込みは今のところは持ってありません。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

関谷委員 はい。

小島委員 決算報告書の40ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、事業名称、大企業、人事管理費の中で、その内容というところで、平成23年度職員採用に向けて採用試験を実施したと出て、人数等の受験者総数が出ておりますが、その中で事務職、障害者を含むという項目がございまして、これの受験生がどのぐらいいて、どのぐらいの比率で障害者の方を採っているのか。というのは、多分、自治体等で障害者の雇用義務というのがあって、比率で何人に対して何人ということが決まっていると思うのですけれども、それに合わせた数字なのか。

それと、またそのほかの職員の中で保育士さんだとか、障害者の方でもほかの部門で採っている方がいるのかどうか。その2点についてお願いします。

企画部参事兼職員課長 まず、障害者枠の関係でございますが、平成22年度につきましては受験者、申込者が2名ございまして、そのうち2名が受験されました。合格者はゼロでございます。

それから、それ以外の職種ということでございまして、それ以外の職種で合格者の中には、そのような障害を持っている職員の採用した経過はございません。

以上でございます。

小島委員 そうしますと、平成22年度は2人の方が受験されて、合格者はゼロだということですが、これはそうしますと雇用の関係等で、それで何人かを採るとかということはないということでしょうか。

企画部参事兼職員課長 平成22年度は2名受験いただいたのですが、残念ながら採用に至りませんでした。私どもの合格レベルに2人とも達しなかったということで、不合格とさせていただいたものでございます。

私どもとしましては、障害者枠を満たすということで、昨年もこのような枠を設けたのですが、満たされなかったということで、今年度も引き続き障害者枠を設けて受験をさせていただいております。今年度は申込者3名につきまして受験者3名という形で、3名の方は受験いただいておりますので、もちろん一定レベルに達すれば合格をという形で、私どもも取

り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

小出委員 目1の一般管理費の中へ入ると思うのですけれども、この決算資料で出していただいておりますが、5です。職員課から出していただいた資料なのですけれども、職員の勤務状況についてなののですけれども、資料5で超過勤務が大体年平均でも90時間以上超えていて、100時間以上が37課、200時間以上は9課、300時間以上が、これは300の後半で371時間が企画課で、388時間が財政課、これだけあるということ。この状況についてはどのような見解があるのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 超過勤務につきましては、私どもとしても毎年減少するような形で取り組みをさせていただいております。具体的には、まず職員の振りかえ制度、それからいわゆるフレックスというのでしょうか、そんな勤務体系等々の取り組みをさせていただいております。

それから、毎週水曜日のノー残業デー、それから月30時間を超えた場合の報告、理由書をつけた形の報告書という形で、極力超過勤務が減るような取り組みをさせていただいております。そんなところもあってということでしょうか、超過勤務の時間数としては、年々減少しているのかなというふうに考えております。

ただ、平成22年度はご存じのように国勢調査という大きな事業があって、その部分で大分超過勤務が、それから年度末になりますけれども、震災の対応ということで、ご存じのように計画停電等の対応で職員が夜遅くから、それから土、日を含めて一部対応させていただいたというようなことで、一方でその取り組みで減少した分を、その部分で多少プラスになった部分がありますので、減少幅としては期待どおりにはならなかったのかなということと考えております。

以上でございます。

小出委員 努力されているということでお聞きしましたけれども、そういう災害とか国勢調査ということは、特に災害は想定外という言葉がありますけれども、でもそれにしてもやっぱり厚くないと弱むということがあると思うのです。労働基準法で1日8時間というのが規範としてあるわけです。それで、市役所みたいな一般の企業規範としてあるわけで、一般の企業の中では過労死とかいろいろな問題が出ている中で、やっぱり市役所が規範を示していく必要があるというふうに考えるのですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

企画部参事兼職員課長 職員の健康管理も含めてということかなと承りました。先ほど申し上げたような形で、まず週に1回ノー残業デーについては、徹底をこれからもしていくことによって、いわゆる職場の健康管理も一つでございますし、それからやはり長時間残業が当たり前になってしまうという、そういうところも防ぐということで、先ほど申し上げましたノー残業デーだけでなく、それからフレックス等を十分利用するような、また振りかえ制度を利用す

ることによって、職員の健康管理と、それから時間数の減少と、両方が進められるのかなというふうなことを考えておりますので、引き続き職員課としては、このあたりの取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小出委員 その辺については、引き続きご努力をお願いいたします。それが市民のためだと考えますので。

それで、勤務形態がこれだけ、しんどいところはしんどいと思うのですけれども、こういうのが原因と考えられる職員の疾病の状況というのは、おつかみでしたらお願いします。

〔(長期) と言う人あり〕

小出委員 長期にかかわらず、わかっているところは知りたいのですけれども。

企画部参事兼職員課長 職員の病休等の関係でございますけれども、平成22年度中の病気休暇の取得者は81人ございました。このうち、いわゆる長期の病休でございますけれども、1カ月以上、それから3カ月未満の病休者でございますが、10名ございました。ちなみに3カ月未満というのは、90日を超えますと、病休の期間を90日を超えますので、一応統計上1カ月から3カ月未満ということとらせていただいております。

以上でございます。

小出委員 これは職員課としては、この長期休暇の方が10名いらっしゃるということについては、どのような見解があるのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 職員の病休につきましては、ただいま申し上げました10人のうち、いわゆる精神の病気というのでしょうか、うつ病等々精神に関する病気の職員が多い傾向がございますし、これにつきましては原因はそれぞれ仕事に関するものもございまして、それから家庭に関するものも、そういうものがいろいろ複合してなるケースも多いのかなというふうに認識しております。

そんな中で、なかなか家庭の部分につきましては、職員課として対応する部分が難しいところがございまして、特に仕事の部分、いわゆる職員の内部の組織に関する上下関係、それから横の職員同士の関係、それから仕事の中で市民の方とのいろいろあつれきもございまして、職員も人事異動等で新しい職場に行って新しい環境になったときに、そんなストレスが多いというようなときもございまして、そういう点につきましては、職員課といたしますと、まず早目に職員課人事サイドとしても状況を把握できるような対応を、所属長と連絡を密にする等、それから特に所属長に対して、部下職員に十分な注意を払っていただくような日ごろの依頼と、それからあと職員課と連携して、特に病気の職員につきましては病院等にかかっておりますので、場合によっては医療機関の医師の方との連携というのでしょうか、そんな形を取り組ませていただいて、極力病気にならないように、またなった職員に対

しても、いわゆる職場復帰ができるような対応を現状とっているところでございます。極力少なくなるような形での対応を、これからもとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小出委員 健康で働いていただくことが本当に大事だと思うので、よろしくお願いします。

それで、それに関連して健康相談のことで、決算報告書の42ページに健康相談とかカウンセラーによる心の健康相談あるいは健康についての相談事業をされたということが書かれているのですが、この辺で職員の健康管理に努めましたとあるのですが、この評価というか、まとめたいなものがあればお願いしたいのですが。

企画部参事兼職員課長 カウンセラーによる心の健康相談でございますけれども、平成22年度は、これは毎月2回実施しております、合計で104人がいわゆる相談を受けました。これにつきましては、内容といたしますと、新規採用職員、それから新規に主幹職に昇格した職員、それと個別にいわゆる希望した職員、そのような者を対象に実施いたしました。

以上でございます。

小出委員 やっぱり、この辺は大変な仕事をされているというふうに思うのです。それで、先ほどの勤務状況も超過勤務ということが常態化しているようなこともあって大変なので、ぜひ本当に安心して働けるようにご努力いただきたいということをお願いして終わります。どうもありがとうございました。

小島委員 42ページの今小出委員がお話しした評価の上に、東日本大震災の影響により受診できなかった職員数が定期健康診断29名、人間ドック40名ということになっていますが、この方たちは3月震災の後、平成22年度分として診察は行っているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 基本的には、この震災で受診できなかった職員につきましては、平成22年度の分としてはもう受診できないという形になります。したがって、1つは人間ドックにつきましては、職員個人が申し込みをして……。失礼しました。定期健康診断のこれはいわゆる2を受検できなかった職員という形になりますけれども、健康診断の分類で申し上げますと、年齢で職員健康診断の1と2がございます、職員健康診断の1については、震災の時期にはもう既に終了しておりますので、受検できなかった職員はおらないのですが、この2につきましては、ちょうど年度末に割り振りがあった職員がございまして、それがお手元の資料の29人でございます。この職員につきましては、職員の意向を尊重した上で、5月の上旬に平成22年度分として健康診断を実施いたしました。

それから、人間ドックにつきましては、先ほど申し上げたような形で、平成22年度分としての受検はできませんけれども、逆に平成23年度分として年度当初に受検が可能でございますので、そんな形で早目に受検をいただいたケースがあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

小島委員 大変申しわけない。1と2というのは、その辺の私ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、説明して……。

企画部参事兼職員課長 労働安全衛生法の中で職員の健康診断について年齢要件がございまして、35歳未満と35歳以上という区分けがございまして、1については35歳未満、2が35歳以上という形で、いわゆる年齢によって受診項目が分かりますので、そういう形で2種類の健康診断を実施しております。ここで言う受検できなかった健康診断は、健康診断のうちの2のほうということでございます。申しわけございませんでした。

小島委員 それはわかったのですがけれども、法律上年1回の健康診断は義務というわけではないのですが、職場の規定にはあると思います。やっていない人とやっている人がいるということには、ちょっと格差というか、そういう言い方したら大変失礼なのかもしれませんが、やはりその年度で受けさせるものは受けさせるというような配慮が必要ではないのかなと思うのですが、法律の基準に反して、職員課長としてはどういうご意見を持っているのか、ちょっとお尋ねします。

企画部参事兼職員課長 議員さんのご指摘のように、受けさせなかったということだとあれなのですが、今回については大震災の、職員が仕事の都合ということではなくて、受診機関が結局計画停電のために受診ができなかったというような形でございます。それから、人間ドックにつきましては、受診機関と、それから当時鉄道が動いていないという中で、例えば都内の病院に継続して毎年人間ドックを受診しているという職員も多くおります。そんな中で年度末、3月の半ば過ぎ、半月の中で受診することが難しかったということですので、そんな中で先ほど申し上げたような形で、平成23年度5月に、受診できなかった職員については改めて受診をとということで対応させていただいたところでございます。

以上でございます。

小出委員 報告書の47ページの上段のほうの目2広報広聴費の平和都市宣言推進啓発費なのですが、これで県内平和バスツアーに、これはどこの場所に行って、どのような内容だったのか、参加者の感想等をお聞かせ願えたらと思います。

広報広聴課長 平和バスツアーにつきましては、県の平和資料館、それと丸木美術館、それと吉見の百穴のほうを見学してきたところでございます。やはり、参加者の中には平和バスツアーのみならず、平和記念式典に参加された方もいて、改めて丸木美術館で感じるすごさというものはあった等のご意見等はいただいているところでございます。

以上でございます。

小出委員 それでは、広島での平和記念式典に参加された市民の代表5人、参加者の方の内訳はどのようなものでしょうか。

広報広聴課長 男性が2、女性が3になります。平成22年度につきましては、このうちお二人の方が

中学生、中学生男1、女1、それぞれです。それと、大人の方3名なのですけれども、うち1人につきましては女性ですが、看護学生になっております。

以上でございます。

小出委員 広島へ行かれて戻ってきたときに、何らかの形で報告会とかそういう形で市民にフィードバックするようなことはあったのでしょうか。

広報広聴課長 式典に参加いたしますと、そこで職員が1人随行しております。それで、式典が終わった後といたしますか、帰る日になりますけれども、そこでそれぞれの方の感想等をお聞きいたしまして、そういったものについては「広報いるま」またはホームページ等を通じて、あるいはケーブルテレビ等を通じて、それぞれのフィードバックといたしますか、しているところでございます。

また、帰ってきて作文等といたしますか、その報告的なものといいますのは、翌月の平和記念式典等の参加のほうの抜粋になりますけれども、意見等は載せさせているところです。

以上でございます。

小出委員 平和を考える講演会についても書かれているのですけれども、この内容を少しお願いしたいのですけれども。

広報広聴課長 平成22年度につきましては、4校行いました。お手元のほうに出ております学校等になってくるわけですけれども、講師の方といたしますのは、当時11歳、それで爆心から500メートル離れたところで被災された。しかし、そのときには爆心地におらずに、体が動かれたといたしますか、いられなかったので、大きな被爆はなかったというふうな方が講師となりまして、各学校で講演を行っているところです。

この講演につきましては、その体験をもとにいろいろなことといたしますか、一番は親のありがたさとか友達の大切さとか戦争の怖さ、そういったものを講演といたしますか、語りを通じて生徒たちに伝えているというような状況でございます。

小出委員 本当に努力いただいて、平和のとうとさを伝える活動をされていることに敬意を表しますけれども、これは4校だけということで、ほかの学校では行うことは不可能なのでしょうか。

広報広聴課長 平成21年度につきましては、これは2校でした。それで、平成22年度につきましては4校にふやしました。しかし、今現在ですと、語り部の講師の方も入間市のみならず、他の市もかけ持ちで持ってられる点もございますし、そういったことから4校というものが、平成23年度、ことしの計画についても4校というふうなことではいるところでございます。

小出委員 そうすると、語り部の方がちゃんと確保できれば、全校できるというような形になるのでしょうか。

広報広聴課長 この語り部に関しましては、広報広聴課としますと、現行の4校というものを考えております。一方では、教育の平和というようなことで、若干今回議会等でもありましたけれ

ども、そういったことも踏まえながら、お互いといいますか、平成24年度に向けては、またその辺のところも精査しながら考えて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

小出委員 やっぱり、受けられるだけ受けたほうがいいと思うので、よろしくお願いします。

それで、ちょっとしつこいようですけれども、8月6日に広島に原爆が落ちた日に、3年前まで広報無線で黙祷して、広島、長崎で亡くなった方に哀悼の意を表しましょうというすばらしい取り組みがあったわけですが、これが2年前からなくて、市民の間からも、本当に世界で唯一の被爆国として、ぜひこれは復活させてほしいと。それから、また市長は非核平和都市市長会議に参加されている入間市ですので、今後ぜひこれは復活させていただきたいというふうに考えるのですが、展望はどうでしょうか。

広報広聴課長 今現在、防災行政無線にも市民の方からいろいろご意見をいただきました。そのような中で近隣市等いろいろと調べさせていただきましたけれども、行ったのも入間市だけであったということもありますし、いろいろな意見の中でこの代がえ措置というのでしょうか、広報紙を使ったことで平和の取り組みというものを代がえ的に行っていく。当然のことながら、これはホームページも含めたことでもあります。そういったことで代がえ的に行っていくことによりまして、自発的に個人の方または民間の方等が取り組んでいただけるような方向というものが、広報紙を通じて、またはホームページ等を通じて進めていけたらと、そのように考えております。

以上でございます。

小出委員 やっぱり、苦情というのはどこでも出ると思うのです。それで、大変なご努力されていることを本当に感謝いたすわけですが、それ以上にこれは大事なことだと思うのです。聴覚で入ってくるというのはすごく効果があって、やっぱり8月6日に絶対忘れてはいけない日ということで、音で聞く。もちろん、いろいろなことで進めていただくのは、本当に重要なことだと思うのですけれども、特に音が本当にイメージに残る大事な部分ですので、今後ぜひ検討していただきたいというふうをお願いして終わります。

金澤委員 小出議員の今言った8月6日については、私も何で流れなくなったのという市民の声は聞いています。これについて、やっぱり苦情があったからやめるということではなくて、その方に対して市のほうから、非核の宣言している入間市ですよということで、逆にお話をして納得していただく説明をする、そういう前向きな態度が必要なのではないかとすることは、まず最初に冒頭お話しさせていただきます。

本題のほうに入らせていただきますけれども、報告書の41ページになります。その中で職員研修費なのですが、そこの中に特別研修として安全運転研修ほか10コースというのがあります。これについて、昨年度この安全運転に絡んで、朝出勤したときのアルコールチェッ

クの話と、免許証の原本の確認について、2点について指摘させていただきまして、一部改善をしていただいたというような報告を受けましたけれども、先般ある県の村長さんがアルコール、県の飲酒の検問にひっかかりまして、非常に新聞報道をにぎわしたのですけれども、やっぱりどうしても夜飲んだ帰りはさすがに運転しないけれども、朝お酒が抜けないまま職場に出てくるというのは、実際なかなか難しいところだと思うのですけれども、その点どのような改善がなされたのかお伺いしたいと思います。

企画部参事兼職員課長 まず、免許証の関係につきましては、自己申告のときに所属長のほうで必ず原本を確認をするということで、既に対応させていただいております。アルコールチェックの関係につきましては、いわゆる庁用車の管理、所管が総務部の管財課でございますので、そちらのほうで検討を既に進めているというふうに聞いております。

以上でございます。

金澤委員 もうちょっと具体的にどのような検討を進めているのか、方向性があればお伺いしたいと思います。

企画部参事兼職員課長 具体的に導入に向けて、ここで導入をするというか、試験的に導入を始めるというふうに聞いています。具体的には、例えばいわゆる衛生面とか、あとはいわゆる朝アルコールチェックをしたものをどういうふうにチェックをするかとか、そういう実施の内容については、今検討しているというふうに聞いております。私どものほうで聞いているのは、そのような状況でございます。

金澤委員 もうちょっとわかりやすく言うと、例えば管財課なり庁車管理のところで、アルコールチェッカーなどを予算化して購入し、きちんとそれを受けないとかぎを渡さないというふうにするのが間違いないと思うのですが、そこまでは進んでいるということではないのですか。

企画部参事兼職員課長 ここで導入をするということで聞いておりますので、具体的にどういうふうにするかというのは、ちょっと私どもも今の段階では聞いておりません。

以上でございます。

金澤委員 やっぱりこういうのは、公務員がこのような事故、飲酒運転、事故等を起こすと、すぐに新聞で報道されて、市全体のイメージダウンにつながりますので、よくよく注意していただきたいというふうに思います。

あわせて、職員研修というか管理に関連してお伺いしたいのですが、先般、これは今年度なのですが、職員の不祥事ありましたよね。あれは議会が終わった後だったので、余り問題になっていないのですけれども、実際、今年度の事件の発生であっても、いろいろと話を聞くと、何年も前から問題行動のある職員だったと。みんなも、ほかの職員の方も、またやるのではないかとということで皆さん気にしていたというふうな話も聞くのですが、その点どのような管理、指導、または配置がえ等配慮されたのか確認したいと思います。

企画部参事兼職員課長 過去にということでございますけれども、該当の職員は過去にも、いわゆる協議会のときにもその説明をさせていただいたかと思いますが、怪しい行動があったということで私どもも把握しております。そんな中で、職員課としてもそういうふうな行為があって、また職員から通報があったときに、該当の職員を呼んで人事裁量として、それから所属長も呼んで同様に注意をして、なおかつ日常の勤務の中でそのようなことがないようにということで十分注意をするように、該当の職員が情報システム課の職員でございましたので、そういう中で行動を、いわゆる関連の部署以外には行かないようにというか、そんな注意をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

金澤委員 大の大人をつかまえて、関連の部署以外には行かないように指導しましたというのが、それで通用するのかどうかよくわからないのですが、それはちょっと置いておいて、私、そこで1つ気になっていたのが危機管理の問題なのですが、その事件が発生したのが午後2時から3時ぐらいだというふうに聞いているのですが、実際にそのときに職員課の課長さんが会議に出ていたということで、その事件発生の第一報が課長のところに行って、きちんと被害者の方のお話を、会議に出ていて聞いていないですよ。

やっぱり、私、危機管理として、すぐに会議を中座するなり中断するなりしてでも、現場に入って被害者の方の聞き取りをするべきだったのではないかと。結果として、その被害者の方は帰られてしまいましたよね。私、それは危機管理としてどうなのかなというふうに思うのですけれども、その点について何か見解、反省等がありますか。

企画部参事兼職員課長 危機管理の部分ということでございますので、それについてはいわゆる緊急を要するものについては、常に迅速な対応をするようにということで、特に今回職員課の中のご指摘をいただいておりますので、中でそのようなほかの課からの職員または職員以外に関しても、それが職員課に関係する部分については至急に連絡をとるような、そんな対応の中で周知を図ったところでございます。

以上でございます。

金澤委員 その点について、危機管理という意味で改めて意識改革をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、同じく報告書の41ページの職員福利厚生費で、主な施設項目のうち(2)の福利厚生事業費794万6,868円、これの大まかな内訳を教えてください。

企画部参事兼職員課長 大まかな内訳としましては、まず大きなものとして心の健康相談の手数料が76万8,000円、それから勤労者福祉サービスセンターの会費の負担金、これが510万4,400円、主なものとしてこのようなものがございます。

以上でございます。

金澤委員 この勤福センターについては、私、一般質問でも取り上げさせていただいているのですが、正職員に対しては、福利厚生事業では半額の補助ですよ。なぜパートに関して全額出さなければいけないのですか。

企画部参事兼職員課長 勤労者福祉サービスセンターの会費につきましては、それぞれの事業所で負担の方法が異なっているというふうに確認しております。入間市の場合には、基本的に市のほうで福利厚生ということで、その会費分を市費から出すことによって職員の福利厚生を賄うという、そういう方針のもとに支出をさせていただいております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっとご答弁になっていないのです。というのは、まず最初に平成22年度、昨年度の決算特別委員会で全員一致でまとまった審査意見というのがあります。それを見ていただくとわかるのですが、その中で4番、勤労者福祉サービスセンター補助金、これは補助金ですけども、補助金については、県全体の事業縮小の流れの中、抜本的な見直しをすることということで審査意見がまとまっています。

それに対して商工課のほうの回答が、対応として、勤労者福祉サービスセンターに多くの会員が加入しておりますが、ちょっと省略しますけれども、補助金の見直しに当たっては、法人の財政的な自立を視野に入れつつ、総合的に対応を検討していきますということで、簡単に言うと、結論から言うと、削減して縮小していきますというような話になっているわけです。

それで、今ご答弁で、全額出している事業所もあると確かにおっしゃいましたけれども、一部はありますけれども、そのほとんどの事業所は半額ではないですか。全部の事業者が全額出していないですよ。民間企業ですら半額補助なわけです。税金を使っている役所が、人間ドックとか心の相談とか、職員、パートの方区別なく健康を守る、心を守るというところにお金を出すのだったら、私、言いません。でも、これは遊園地の券とか映画チケットとかではないですか。いつまで全額出すつもりなのですか。

企画部参事兼職員課長 勤労者福祉サービスセンターについては、遊園地等もございますし、あとは健康管理等の部分もあるというふうに認識しております。その中でいつまでということですが、現在のところ、私どもとしては全額を負担するというふうに考えておりますが、状況で勤労者福祉サービスセンターの事業が縮小方向にあるということであれば、今後その状況も見ながら検討していかざるを得ないのかな、このように考えております。

金澤委員 検討していかねばいけないのかなと、半歩踏み込んだご答弁いただきましたので、とりあえず今回はそれで今後の検討内容を見守りたいというふうに思います。

それと、続けてよろしいですか、委員長。

委員長 いいです。

金澤委員 次のページ、42ページで、先ほど小出委員、ほかの委員からもありました職員のカウンセラーの問題なのです。私もこれは非常に大事だということで、毎年度の決算特別委員会で指摘させていただいているのですけれども、まず数字の確認なのですが、長期、1カ月から3カ月、10名というようなご答弁いただいたのですが、昨年度の決算報告書のメモには、3カ月以上が7人と書いてあるのですけれども、まず数字の確認お願いしたいのですが。先ほどのご答弁の中で、3カ月以上の方の数字はおっしゃられなかったのですが、その点どうなっていますでしょうか。

企画部参事兼職員課長 平成22年度の3カ月以上ということによろしいでしょうか。

委員長 担当の方でもいいですよ。

企画部参事兼職員課長 済みません、ちょっと。

金澤委員 先にほかの質問いいですか。

委員長 そうですね。これ調べておいてください。

金澤委員 では、今の質問を調べておいていただいて、ついでに調べていただきたいのは、仕事の事由でやめていく、家庭の問題ではなくて仕事、職場の悩みで、長期休業についても数字押さえておいてください。

続きまして、46ページの中で広報広聴課の広報費の中で、(5)、「広報いるま」電子ファイリング事業ということで、昔の武蔵町報ですか、「広報むさしまち」とある。過去の広報を電子化したということで、私、非常にいいことだなというふうに考えているのですが、この報告書の中では、電子データ化した昔の広報をどのように活用し市民に閲覧していただくのか、ちょっと書いていないので、そのような今後何か検討があるのであれば、お示しいただきたいと思います。

広報広聴課長 現在、ホームページ上になりますけれども、平成10年4月15日号以降につきましては、今現在ホームページ上でも、バックデータとして閲覧はできるようになっているわけですが、今回の緊急雇用で武蔵町町報、実は武蔵町からが、広報紙につきましては1号になっているところがございます。

この1号からにつきましては、今ここで電子データまでの作業が終わって、行く行くはそれをまたホームページ上に移行するとかいうところまでは、私どものほうでも計画は持っているところなのですが、いかんせん緊急雇用の関係がございまして、50パーセント以上の新規雇用者がいない場合に、50パーセント以上の人件費を見込めないと、この事業というものが見込めなかったものですから、開発費までは、そこまでのところというのはアップするところまではいっていない。今は、データをつくったというふうなところの状況でございます。ですから、目途といたしますと、何らかの形で近々といいますか、ちょっと予算的なことが一部かかりますので、もうしばらくお時間のほうはいただきたい、そんなふうに思っております。

す。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと今の、近々ホームページで公開できるように検討していきたいというような結論だったと思うのですが、わからないのが、電子化しましたということは、単純に言うと、昔の古い紙データをスキャナーで読み取ってPDF化したものを、電子データとして蓄積したという私は理解しているのですが、それでよろしいですか。

広報広聴課長 そのとおりでございます。

金澤委員 そうすると、電子データ、PDF化したものを、それをホームページでアップするのは、別に予算も何も手間のかかることではないですよ。PDF化しているのだったら、単純にのっけるだけではないですか。何でそんな大変なことなのですか、ちょっとご説明してください。

広報広聴課長 今時点ですと、今おっしゃいましたとおり、PDF化のところまではできているわけですが、ホームページへ移行するに当たりまして、電算上の関係とかがまだ一部どうしても残っているわけなのです。そのところ……。

金澤委員 質問の途中で済みません。私の理解では、私の知識の中では、PDF化した、電子データ化したら、ホームページにのせるのは、そのまま単純にコピーして移すだけだというふうに理解しているのですが、その点何か誤りがあって、実は何か一手間、二手間予算化しなければいけないとか、メモリをふやさなければいけないとか、何か背景があるのですかということをお答えください。

委員長 それは大丈夫ですか。いいですよ、担当が説明してもらっても。

広報広聴課長 では、吉澤のほうから。

広報広聴課主幹 広報広聴課の吉澤と申します。ただいまのご質疑にお答えいたします。

今の委員さんのご質疑ですと、データベース化したことによりまして、ホームページ上での公開も可能になるのではないかということなのですけれども、ホームページ上の公開につきましても、PDF化まではしているのですけれども、プログラムを組まなければいけないというような状況がございまして、システムを構築するということですが、その部分が今回の雇用事業ですと、事業費の中に組み込まれていなかったものですから、今後の部分としまして、まだ引き続きその分は残っているという状況でございます。

金澤委員 そうすると、ちょっと細かくなって恐縮なのですが、結局ホームページ上で武蔵町報とか「広報むさしまち」とかというバックデータのメニューをつくっていく、その改装のそれをつくっていくシステム変更が、お金がかかるからできないという話なのですか。私、それぐらいだったら、市の情報システムの方でもできるのではないかと。そこまで難しい話なのかなというふうに考えるのですけれども。

委員長 その辺答弁できます。

広報広聴課主幹 直接担当しております別の職員がおりまして、その職員からの話ですと、情報システム課とも調整しているわけなのですけれども、今、議員さんおっしゃるようにデータベース化しますと、余り手間をかけずに、また費用もかけずに公開できるのではないかとということですが、今、市が使っておりますシステムとの整合性云々の部分もあるやに聞いておりまして、その辺のところは、もし詳しいご説明ということでしたら、改めて回答させていただきますけれども。

金澤委員 ちょっと細かくなり過ぎているので、それについては個別に情報システムさんと踏まえてご教示いただけたらというふうに思います。

では、広報については終わります。

委員長 その前の話、職員の関係大丈夫ですか。

企画部参事兼職員課長 申しわけございませんでした。

まず、先ほど申しあげました病休者なのですけれども、1カ月以上3カ月未満ということで申しあげました。これは病休90日という中で、この期間対象になった者は10名でございます。それとは別に、いわゆる休職という扱い、要するに病休の期間を過ぎて休む職員が休職扱いという形になっておりまして、この職員も平成22年度に10名おりました。

金澤議員さんのおっしゃられました昨年平成21年度7名というのは、昨年度の3カ月以上病気休暇を取得した職員が7名という形のこの人数だと思われまます。

以上でございます。

委員長 仕事でなった……。

企画部参事兼職員課長 済みません。要因ということでございますが、決定的に仕事というのは、なかなか私どもとしても言い切れる状況にはございませんで、例えば一緒に病院の先生に私どもが面会をして本人と一緒に伺ったりしたときでも、仕事もその一部だし、家庭等もいろいろ複雑に絡んで、その中でいわゆる発症、病気になっている職員がほとんどというふうにとらえております。

以上でございます。

金澤委員 確かに、複合的なものはあると思うのです。仕事でいろいろ悩みがあっても、家に行ったら、ストレスを家庭で楽しくてリフレッシュできる。それは理想なのでしょうけれども、それはなかなか仕事上の悩みであれば、個人情報のこともあって家族に相談できないとか、いろいろと難しい点があると思います、職場によって。だけれども、今ちょっと残念なのは、仕事上の事由と家庭の主たる理由がきちんと把握されているのでしょうか、本当は。されていないということだと、私は逆に問題だなと。健康管理、職員管理という意味では問題だなと思うのですが、その点どうなのでしょう、もう一度答弁お願いします。

企画部参事兼職員課長 仕事に関連するという職員も、この中に多くいるというふうに考えています。

ただ、それが主の原因なのかどうかというのは、これは先生のほうからもそのような話はいただけないというのがほとんどのケースでございまして、例えば家庭の介護の問題とか、いろいろやはり多くの職員がいわゆる職場以外の要素も持って、こういうふうに発症するケースが多いというふうに私どももとらえておりますので、仕事が完全に原因だというふうに言い切れる状況にはないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

金澤委員 何かまどろっこしいな。主たる原因が職場の悩み、仕事上の悩み、職場の人間関係含めて家庭が主だと、数字はあるのですかないのですか、はっきりしてください。

企画部参事兼職員課長 数字はございません。

以上です。

委員長 いいですか、それで。

金澤委員 ないとはっきり言われても、それも困ってしまうのですけれども、企画部長、把握していないってどういうふうに思われますか。

企画部長 ただいまのご質疑の件でございしますが、私どももそれぞれ病院に本人が行くときに、担当の職員も一緒に行ってヒアリングをして、その状況をつぶさに先生とも聞いてきているわけです。そういったことで、ただいま職員課の参事が申し上げましたように、個々の事例はつかんでおります。ご質疑の部分の、では仕事がメインなのか家庭がメインなのか、そのほかかメインなのか、そこまでの分析というのは、個々のケースで先生には伺っていますが、では何対何という部分までは先生のほうも言い切れないというのが、私の認識でございます。

ただ、心配な部分は、仕事が主でメンタルがあるということになってくると、その原因はどこにあるのかと、当然そういったことになろうかと思えます。話前後しますが、1つはその予防策ということで、先ほど参事が申し上げましたのが1つあります。なった部分については、できるだけ早く解消していただきたいと。要因が仕事であれば、なおさらでございますが、その割合というのは、先ほど参事のほうからお答え申し上げましたように、先生のほうもなかなか言い切れないというのが現状でございます。私どもといたしましても、その内容というのを把握をしながら、本人の回復というのを調整をしていきたいと。こういったことで、今、対応はさせていただいております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと何か結論が出ないのですけれども、ではお話を、質疑を変えて、先ほど言ったまです予防に努めているということで、心のカウンセラーの話がありました。実際に3カ月以上の長期休業者が、昨年の7人からことし10人に3人ふえてしまっているわけですね、残念ながら。それにもかかわらず、カウンセリングを受けた人数というのが、先ほどの答弁で平成

22年は104人とおっしゃいました。平成21年度は112人なのです。明らかに減っているのです。おかしくないですか。

企画部参事兼職員課長 カウンセラーにつきましては、先ほど申し上げたような形で、新規採用職員、それから新規の主幹職、それから希望者という形になっております。新規採用職員と主幹職については、職員課のほうで指名をして、いわゆる相談を受けるというような指導をしておりますが、希望者につきましては、その年度によって新規で受ける職員もおれば、また繰り返しで受ける職員もおるといふような状況で、若干年度の中で変更があるのかなというふうを考えております。

それと、いわゆる病休者につきましては、昨年と継続した者もおりまして、いわゆる病休になる職員につきましては、必ずしも心の健康相談を受けてから病気ということではなく、いわゆる最初に私どもで把握したときには、既に病院にかかってというケースも結構多くございまして、心の健康相談については、病気になる前の段階のカウンセリングが中心でございまして、いわゆる病気という形になった場合には、今度はカウンセラーではなくて精神科の医院なり病院なり先生に受診をされる。私どももそんな形で進めておりますし、カウンセラーももし仮にカウンセリングを受けた場合でも、そのような状況であれば、繰り返しのカウンセリングではなくて病院への受診をカウンセラーさんも勧めますので、その結果、必ずしも心の健康相談の受診者の増減と、それから病休者のいわゆる休職者の人数は一致しないのかなというふう考えております。

金澤委員 いろいろどちらが先、どちらが後とあると思うのですけれども、少なくとも3カ月以上休職する方、正直言って家庭だって大変な状況になると思うのです。職員の方だけではなくて、ご家族の方も非常に苦しみを受けると思うのです。そういう方を一人でも減らさなければいけないとみんながわかっていて、7人から10人にふえているというその実態は、もう一度深く認識していただいて、カウンセラーについても人数が逆に減ってしまっているというのが事実ですから、年度前後あるにしても、それについてももう一度改めていただきたいということ。

最後に、毎年言わせていただいているのですけれども、定期的に市役所の上のほうに行きたい人は行ってくださいとあって、なかなか行かないです。やっぱり本当に悩んでしまっている人というのは。だから、はっきり言って申しわけないのですけれども、福祉部に関しては、なかなか市民との接点というのも非常に大変な窓口が多いので、これについては心療内科等の専門的などところと義務化してくださいと。勝手に自由に行ってくださいではなくて、義務づけるというぐらいのことまで踏み込んでいいのではないかと。職員とその家族を守るためには、そこまで踏み込んでいいのではないかと、毎年言わせていただいているのですが、検討は何か進んでいますか。

企画部参事兼職員課長 まず、心療内科への受診ということですが、なかなか強制的に受診をというのは難しいのかなというふうに私どもも考えております。例えば、病気になりかけている職員も、多くは最初から心療内科にかかるというのは、なかなか本人も抵抗があるようございまして、一般的には例えばまず何らかの体の不調を訴えるケースが多いものですから、内科とかそういうところを受診を勧めて、その中で、今度はその内科の先生なりが、原因が例えば腸にあるとかそういうことではなくて、精神的な部分もあるのかなということで心療内科を勧める、そんなケースも多々あるというのが実情でございまして。

それから、心の健康相談、主に5階のこの庁舎の中で実施しておりますので、そういう意味では確かに議員さんのおっしゃるように、受けづらいというところもあろうかと思えます。共済組合のほうで、やはり心の健康相談の診療ができるようなシステムもございまして、残念ながら近くにそういう医療機関というか、診療の受診機関がないものですから、最近では駿河台大学でこの心理学の学科ですか、そちらのほうで健康相談をやっているということで、そちらを紹介して、もし可能であれば、例えば共済組合のいわゆる枠の中でそこに加えられないか、そんなところを職員課としては今取り組んでおるところでございまして。そんな対応をさせていただいております。

以上です。

石田委員 財政管理費の中で不用額の関係で、本会議でもちょっと聞いたのですが、漏れたようなところだけちょっとお聞きしたいのですが、

決算意見書のほうで、21ページから22、23ページあたりに出てきているのですが、21ページを見ると不用額が平成20年度が6億8,228万4,405円、平成21年度が9億5,064万8,201円、そして平成22年になったら12億3,544万9,003円になっているのです。予算額と比べても1.8パーセントから2.37パーセント、3.05パーセントと、かなりの大幅な形でふえているのです。なぜこのような形で平成22年度急増しているのか、その点をお聞きします。

財政課長 お答え申し上げます。

この不用額というのは、予算と実際の執行額との差ということで、まずご理解をいただきたいと思えます。基本的に、要は予算から執行額の差が非常に大きかったということで、この中の要因としましては、繰り越し事業というのが非常にたくさんございまして、平成22年度の決算におきましては平成21年度からの繰り越し事業、これはその不用額。いわゆる繰り越されてきた予算なので、年度途中で予算額を下げることはできませんので、決算で迎えます。こういったものが1億2,000万円、そして、逆に平成22年度から平成23年度への繰り越し事業というものもたくさんございまして、これが1億5,000万円。こういった形で約2億8,000万円それでございますので、そういった要因がまずあるということが大きな1点目かなというふうに思います。

また、通常の予算という部分においては、予算額から執行額が差が出たという部分で、民生費、これは足りないということは許されないものなので、これが5億5,000万円ほど大きく出ていると。いわゆる扶助費関係の予算が、どんどん年々大きくなってくと同時に、こういったやはり不用額というものも年々大きくなってしまっているという状況がございます。いずれにしろ、この3パーセントというところが、ある意味上限のところなのかなというふうに感覚的には思っておりますけれども、できれば10億円を切るぐらいの金額にしたいと。なるべく執行率を高くしたいというふうに考えてございますが、この12億円の中には、繰り越し事業が多分に入っているということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

石田委員 今説明した内容は、毎年同じではないかと思うのです。そういった形態というのは。そういう中で、平成20年度が6億8,000万円だったのが、平成22年度が12億円にもなっていると。その中では、最近の何か傾向が出てきているのではないかなと、過去と違って。その辺で、要するに何が原因なのかという点を聞きたいのです。

財政課長 繰り越し事業が非常に大きくなっているという部分については、ここやはりリーマンショック以降、平成20年よりも平成21年度、平成21年度よりも平成22年度という形で非常に事業規模が大きくなってございます。平成22年度の最終補正、3月補正では7億5,000万円ほどの緊急経済対策もさせていただきましたけれども、このほとんどが繰り越し事業になってございます。あわせて、平成21年度からの繰り越し事業も非常に大きくなっているということで、平成22年度の繰り越し事業の規模というのは非常に大きくなっていると。平成21年度よりも大きくなっているということで、やはり緊急経済対策による補正、それによる繰り越し事業という要素は、平成20年度よりも平成21年度が大きく、平成21年度よりも平成22年度が大きいものと考えてございますので、そういった増額要素という部分が、この不用額の上昇という部分にも絡んでいるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

石田委員 緊急経済対策でそういったものなのですからけれども、ほかには要因ないのですか。そういった一つの事業として。

財政課長 先ほど申し上げたとおり、民生費が5億5,000万円ですとか、衛生費が1億2,000万円の不用額が今生じているわけですから、やはりこういった扶助費サービス、福祉関係のサービスというものの予算総額が大きくなればなるほど、いわゆる不足することが、年度末で足りないということが許されないものですから、こういった要素というのは大きくなると。この2点で、先ほどの繰り越し事業等、今回の扶助費系の不用額の大きくなる要素、これが平成22年度の12億円という要素の中に多分に入っていると理解してございます。

以上でございます。

石田委員 その民生費の関係はわかるのですけれども、教育費が平成21年度が9,942万円から今度は2億5,576万円、前年比で3.57倍も増加しているのですけれども、これもかなり大きな要因ではないかと思うのですけれども、その内容は何なのですか。

財政課長 先ほどの繰り越し事業という中に教育費が入ってございまして、やはり耐震事業、これが繰り越しに絡んでくると、予算額と執行額の差が非常に大きくなると。こういった建設事業に関しては、やはり執行額というものは低くなりますので、予算額と執行額の差は大きくなる要因が多分にあるということでございます。

以上でございます。

石田委員 そうしますと、教育費がふえた耐震事業というのは、具体的に何と何があるのですか。

財政課長 申しわけございません。小学校費で西武小学校校舎耐震補強工事、これが1億3,084万1,000円、そして藤沢小学校耐震補強工事、金子小学校防音機能復旧工事、これを合わせてですが8,950万6,000円。そして、中学校費が向原中学校校舎耐震補強工事1,313万5,000円、金子中学校仮設校舎実施設計1,499万5,000円。おおむね以上でございます。

石田委員 では、いいです。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項5統計調査費について質疑を願います。

ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書についての質疑を願います。

石田委員 資料2もらったのですけれども、公債台帳の総括表というの、細かい数字がいっぱい入っているのですけれども、この中で例えば土木費を見てみますと、76億円から、平成31年には19億円で減額していくという数字になっていますね。こうした中には、例えば区画整理事業等がかなり終わって、実態としては、これ以上はふえないというふうに見ておいていいのですか。

財政課長 この公債台帳につきましては、平成22年度末のいわゆる残債が、今後どういうふうに移して行くのかということだけですので、今後発行する起債というものは、これは推計でもないのですが、この中には含まれておりません。したがって、今後どうするかということ

を見るには、この資料ではわからないという部分になります。

以上でございます。

石田委員 区画整理等につきましては、少なくとも予算は決まっているし、今まで執行率もわかっているし、今後ともどうなっていくかというのは、一定の見通しが立つのではないかと思うのです。そういった点が全く含まれていないということになると、余り正直言って役に立たなくなってしまうのですけれども。実態を見る上では、少なくとも現在進めている北口にしろ、それぞれ現在進めているものについては一定の見通しがあって、今後かかってくる予算もわかっているわけだから、その辺は当然組んで見ていくべきではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

財政課長 今後の事業計画というのは、総合振興計画に始まって実施計画の中で組み立てられていくものですので、そういった計画が策定された以後に今後3年間の起債予測を立てて、公債比率が、こういった数字が償還金がどうなるかという資料は、別途つくることは可能ではございますけれども、現在お示ししている公債台帳という、現在私どもが使っている資料としては、これは一応交付税計算に使う資料でございます。今後の推計という部分は全く別に話した資料であるということで、この資料をごらんいただければと思います。

以上でございます。

石田委員 それは一応わかりましたけれども、いずれにしろこれは10年間ですよ。10年くらいの公債費の動きというか、これはやっぱり市のほうでもしっかりつくっておく必要があるのではないかと。そうした中でやっぱり見ていかないと、財政運営そのものが見えてこないと思うのです。このとおり素直に全部減っていってくれば御の字なのですけれども、そういった点で今後その辺も検討していただけないか、その点だけちょっとお聞きしたいのですけれども。

財政課長 市債というのが非常に大きい要素は、臨時財政対策債というのがどうなるかというのが非常に大きい要素でございます。それに合わせて建設債がどのぐらいに推移できるかということの中で、前提条件を立てなければ、多分できないだろう。そういった前提条件の中で、資料をつくりながら予測を立てるとい部分では可能ではございますので、前提条件がある資料として、今後作成はしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、決算の概要説明については、新しく事業等を行ったものまたは特別なものについて説明を願うこととし、組織順に担当課長より簡潔に説明を願います。

まず、庶務課所管のもの。

庶務課長 庶務課所管の決算概要についてご説明いたします。

まず、歳入についてですが、歳入決算事項別明細書22、23ページ中段でございます。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料、備考欄5、行政財産目的外使用料1,932万2,353円のうち、庶務課所管分は455万1,465円で、主に本庁舎1階食堂の電気、ガス、水道使用料、自動販売機や現金自動預け払い機等の電気使用料などを受け入れたものでございます。

次に、歳出についてですが、歳出決算事項別明細書84、85ページ下段から86、87ページにかけてでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、庶務課所管の主なものについてご説明いたします。

87ページ、備考欄、大事業、庁舎管理費、中事業、維持管理費1億3,616万4,161円は、本庁舎の維持管理に要した経費で、光熱水費や庁舎電話料等の通信運搬費、業務委託料が主なものでございます。業務委託につきましては、庁舎内の警備、清掃、電話交換及び機械設備関連保守など27業務を委託し、施設の運営、維持管理に努めました。

次に、中事業、修繕費529万1,358円は、本庁舎も建設後37年が経過し、全体的に老朽化、経年劣化が顕著になっている中、屋上トップライト、雨漏り修繕や庁舎地下変電所修繕、緊急本庁舎火災報知機修繕、C棟地下1階排水ポンプ修繕など33件の修繕を実施し、施設設備の適正な維持管理及び延命化に努めました。

次に、大事業、文書管理費5,436万3,637円は、文書等の発送に伴う郵便料金、複写機、印刷機等の借上料及びそれに使用する再生紙の購入費用が主なものでございます。また、情報公開の請求件数につきましては、9人、35件で、開示の決定状況は、全部開示10件、部分開示12件、不開示3件であり、不開示の理由につきましては、該当文書不存在によるものでございます。

次に、大事業、法規事務費541万1,773円は、法規資料の収集、例規の審査、更新に要する経費で、例規集追録印刷代、例規データ更新委託料及び例規システムの使用料が主なものでございます。なお、各種条例、規則等の制定及び改廃等に伴い、例規審査委員会において102件

の審査を行いました。

次に、大事業、訴訟事務費82万8,806円は、入間市を被告とします学童保育室入室保留処分取り消しを求める訴えが提起されたことに伴う訴訟代理人委託料及び自動車損害事故に係る損害賠償金が主なものでございます。

以上が庶務課所管の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

庶務課長 失礼しました。情報公開の請求件数につきまして、9人、25件のところを35件と言ったそうです。訂正いたします。正式には9人、25件です。

以上です。

委員長 次に、管財課所管のものをお願いします。

管財課長 続きまして、管財課所管の主なものにつきまして概要を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書22ページから23ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、備考欄5、行政財産目的外使用料1,932万2,353円のうち1,477万888円が管財課所管分で、主なものとしましては市民会館及び産業文化センター内の事務室や食堂の使用料及び職員の駐車料、使用料等となります。

次に、58ページから59ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、備考欄1、土地貸付料1,181万9,898円のうち管財課所管分は1,101万474円で、土地26件分の貸付料でございます。

同じく備考欄の2、建物貸付料12万137円は、商工会扇町屋支部の事務所1件分の貸付料でございます。

同じく58ページから61ページ、目2利子及び配当金、備考欄17、土地信託配当金641万円は、土地信託事業の信託利益金から配当金を受け入れたものでございます。

次に、60ページから61ページ、項2財産売払収入、目2不動産売払収入、備考欄1、土地売払収入1億7,735万1,204円は、公売による売り払い2件と、不用道水路等の5件の売払収入でございます。主なものとしては、平成20年度より公売を行っていた旧狭山警察署跡地が、平成22年11月に公売により売り払いが完了しました。その売り払い代金が1億4,050万円でございます。

次に、66から69ページ、目1雑入、節4雑入、備考欄4、線下補償料収入404万98円のうち269万7,298円が管財課所管分で、東日本旅客鉄道株式会社の送電線下補償料でございます。

同じく備考欄8、職員等駐車料収入139万6,000円のうち88万6,000円が管財課所管分で、市が借り上げている土地に通勤用自動車を駐車している職員等から徴収した駐車場使用料でございます。

同じく79ページ、備考欄84、建物自動車保険損害金・返還金、878万3,549円のうち主なものといたしましては、平成21年8月20日に発生した藤沢北小学校屋内運動場器具庫内の火災による建物損害共済金498万7,500円と、同年10月8日に発生した台風18号により、同じく藤沢北小学校屋上に設置してあるフェンスの一部が倒壊したことにより、建物損害金334万3,067円を受け入れたものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。90ページから91ページ、項2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、市有財産管理費268万6,307円につきましては、市有地の雑草除去及び高木の剪定などの維持管理費用でございます。また、未利用地などの市有地の売り払いのための不動産鑑定料が主なものでございます。

次に、91から93ページ、大事業、契約事務費657万8,598円につきましては、建設工事や業務委託、物品購入の契約事務に必要な諸経費で、主なものとしましては業者管理、契約管理システムのリース料214万7,664円、電子入札共同システムに係る経費として160万1,148円、事務用の机、いす等の備品購入が90万8,418円でございます。

同じく大事業、自動車管理費3,647万2,901円につきましては、庁用自動車集中管理分の燃料費や車検、定期点検等の修繕料、保険料、リース料などでございます。

以上で管財課の所管の概要説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 次に、情報システム課所管のものをお願いします。

情報システム課長 続きまして、情報システム課所管について説明申し上げます。

まず、歳入、決算書60、61ページをごらんください。款17財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入、備考欄1、不用物品売払収入39万8,580円のうち32万8,650円については、リース満了後の無償譲渡となったパソコン及びプリンター、スキャナーなどの売り払い処理を行ったものであります。

同じく68、69ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、備考欄5、水道料金等計算業務受託収入1,001万1,000円は、水道事業会計から電算処理にかかわる機械器具借上料、人件費、需用費について、その使用割合により受託額を積算し受け入れたものであります。

続きまして、歳出、88、89ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、備考欄の中段になります。大事業、電子情報管理費2億6,591万4,679円につきましては、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営維持管理等に係る経費で、前年度対比283万7,419円、率にして1.06パーセントの減であります。

主なものは、中事業、電子計算管理費、小事業、電子計算機器等運用管理事業1億7,128万8,451円で、ホストコンピュータとその周辺機器、各種サーバーやネットワーク関連機器等の借上料で、前年度より182万2,117円の減額となりました。

同じく小事業、技術者派遣委託事業4,306万6,794円は、システムの運用体制の充実を目的

としたホスト系及びパソコン系の常駐のシステムエンジニア、データのパンチ入力業務、打ち込み業務です。パソコンの操作や障害対応のためのヘルプデスク業務等を委託するものであり、特に平成22年度は正職員1名を減員し、パソコン系SE1名を配置したことなどにより、前年度より941万4,714円の増額となりました。

同じく小事業、ネットワーク通信回線管理事業3,050万2,336円は、本庁と各出先施設とのオンライン専用回線使用料及びインターネット回線利用料等であります。

また、小事業、電子申請共同システム運営事業129万3,530円は、埼玉県を中心に県下市町村で共同して運用する電子申請共同システムの運営費を負担したもので、特に平成22年度はシステム更新に当たり、自己開発による更新からインターネット上のサービスアプリケーションを利用するASPサービスへの移行を行ったことにより、前年度対比150万6,817円、率にして53.81パーセントの減となりました。

次に、中事業、電子計算機器等整備費、小事業、パソコン整備事業1,335万3,900円は77台のパソコンを入れかえたものであります。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

委員長 次に、市民税課所管のものをお願いします。

市民税課長 初めに、平成22年度の市税全体の歳入につきまして説明をさせていただきます。

決算書の12ページから13ページをお開きください。12ページ上段、款1市税でございますが、市税全体の調定額は234億7,863万7,853円であり、収入済額、いわゆる決算額につきましては211億9,940万2,927円で、前年度と比較いたしますと率にして2.9パーセント、金額にして6億3,873万5,651円の減額となりました。

それでは、市民税課が所管しております歳入につきまして説明をさせていただきます。初めに、個人市民税、現年課税分でございます。同じく12ページ上段、項1市民税、目1個人、節1現年課税分でございますが、調定額は84億2,274万4,001円であり、収入済額は81億8,548万4,326円で前年度対比8.6パーセント、7億7,422万6,261円の大幅な減額となりました。この要因としましては、納税義務者数の減少や景気の低迷による個々の所得が減少したことによるものでございます。これに伴いまして、補正予算において4億7,000万円の減額を行ったところでございます。

続きまして、法人市民税、現年課税分でございます。目2法人、節1現年課税分でございますが、調定額は12億9,495万6,500円であり、収入済額は12億8,365万6,100円で、前年度対比16.8パーセント、1億8,447万2,700円の増額となりました。この要因といたしましては、産業分類別の法人税割額において、製造業や金融、保険業など多くの業種が増加を示しており、平成20年9月のリーマンショックに始まる厳しい金融経済情勢から、企業収益の回復傾向が見られたところでございます。これに伴いまして、補正予算において1億5,000万円の

増額をさせていただいたところでございます。

続きまして、軽自動車税現年課税分でございます。12ページ下段、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分でございますが、調定額は1億7,865万4,300円であり、収入済額は1億7,383万5,101円で、前年度対比2.9パーセント、484万8,401円の増額となりました。この要因といたしましては、4輪乗用自家用車の登録台数が増加したことによるものです。

次に、市たばこ税でございます。項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分でございますが、調定額、収入済額ともに7億6,298万6,973円、前年度対比8.2パーセント、5,772万8,933円の増額となりました。この要因といたしましては、喫煙率は減少傾向にあるものの、昨年10月に税率の大幅な変更があったことにより増額となったものでございます。

次に、54ページから55ページをお開きください。54ページ上段、款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金でございますが、これは県民税に係る埼玉県からの徴収委託金であります。調定額、収入済額ともに2億5,922万4,715円で、前年度対比0.8パーセント、213万3,858円の増額となっております。

次に、歳出につきまして、主な概要を説明をさせていただきます。104ページから105ページをお開きください。104ページ上段、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、大事業、税務管理費5,995万3,019円のうち、主なものは税制改正や電子申告システム導入に伴うシステム改修業務委託料が2,734万2,000円、また市税全体の統合オンラインシステム関係機器の借上料などが2,823万2,436円でございます。

以上で市民税課所管の歳入歳出についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 次に、資産税課所管のものをお願いします。

資産税課長 それでは、資産税課所管のものについてご説明申し上げます。

当課の歳出は、主に経常経費のため、歳入についてのみご説明申し上げます。決算書の12から13ページ、歳入決算事項別明細書をごらんください。12ページの中段、款1項2目1固定資産税、節1の現年課税分は、調定額92億7,281万1,800円に対し収入済額は90億4,762万5,802円で、前年度対比0.78パーセントの減となりました。

課税対象ごとの状況ですが、土地については地価の下落により、前年度対比2.88パーセントの減となりました。家屋については、新增築により前年度対比3.06パーセントの増となりました。また、償却資産については、新設、更新が少なかったことにより、前年度対比4.19パーセントの減となりました。

次に、同じページの1段下、款1項2目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、非課税であります国または地方公共団体が所有する固定資産のうち、所有者以外の者が使用する場合等において固定資産税のかわりに所在市町村に交付されるものですが、平成22年度の収入済額は7,101万3,800円で前年度対比2.97パーセントの減となりました。

続きまして、14ページから15ページをごらんください。中段、款1項7目1都市計画税、節1の現年課税分につきましては、調定額13億7,865万500円に対し収入済額13億4,517万603円で、前年度対比1.13パーセントの減となりました。

課税対象ごとの状況ですが、土地が地価の下落に伴い前年度対比3.39パーセントの減、家屋が新增築により2.54パーセントの増となっております。

以上、資産税課所管分の概要説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

委員長 次に、収税課所管のものをお願いします。

収税課長 それでは、収税課所管の決算概要について説明させていただきますが、ただいまの市民税課長、また資産税課長の概要説明と一部重複する部分もございます。ご了承いただきますようお願いいたします。

初めに、歳入について説明させていただきます。決算書の12ページから13ページをごらんください。款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分は、調定額84億2,274万4,001円に対し収入済額は81億8,548万4,326円で、収納率は97.18パーセントでした。

同じく目2法人、節1現年課税分は、調定額12億9,495万6,500円に対し収入済額12億8,365万6,100円で、収納率は99.13パーセントでした。

次に、項2目1固定資産税、節1現年課税分は、調定額92億7,281万1,800円に対し収入済額が90億4,762万5,802円で、収納率は97.57パーセントでした。

同じく目2国有資産等所在市町村交付金、節1交付金は、調定額7,101万3,800円に対し収入済額は同額の7,101万3,800円で、収納率は100パーセントでした。

次に、項3目1軽自動車税、節1現年課税分は、調定額1億7,865万4,300円に対し収入済額は1億7,383万5,101円で、収納率は97.30パーセントでした。

また、項4目1市たばこ税、調定額7億6,298万6,973円及び項5目1鉱山税、調定額3,900円の収納率は、それぞれ100パーセントでございました。

続きまして、14ページから15ページをごらんください。項7目1都市計画税、節1現年課税分は、調定額13億7,865万500円に対し収入済額13億4,517万603円で、収納率は97.57パーセントでした。

以上の結果、平成22年度市税現年課税分全体では97.61パーセントの収納率でございました。前年度対比0.02パーセントの減少でございます。また、滞納繰り越し分全体では15.72パーセントの収納率でございまして、前年度対比では0.81パーセントの減少となりました。

平成22年度の徴収対策といたしましては、再三の催告に応じない滞納者や納付誓約が一向に守られない滞納者に対しまして、預金、給与、不動産等の差し押さえ516件を初め、不動産の公売2件を実施したほか、初めてインターネット公売1件を実施いたしました。また、

前年度に引き続き全庁的な取り組みとして、次課長相当職による滞納者の臨宅徴収や、平日の納付が困難な方、また納税相談が必要な方を対象とした休日の納付相談窓口を実施し、収納の確保に努めました。

次に、申しわけございませんが、13ページにお戻りください。上段、市税全体の不納欠損額でございますが、7,268万1,595円で前年度対比64.48パーセントの減少となっております。不納欠損につきましては、滞納処分の最終処分に当たり滞納者の生活実態等を十分調査した結果、財産もなく生活も困窮している状況で担税力がないもの、居所が不明で納税交渉、納税相談が長期にわたり困難なもの、また法人等の倒産、解散で財務財産がなくなったことなどにより徴収できる見込みがないことが判明しましたものについて、地方税法の規定に基づき不納欠損処分をさせていただいたものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。決算書の104ページ、105ページをごらんください。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、106ページ、107ページに移りますが、節23償還金、利子及び割引料6,269万2,178円につきましては、過誤納還付金及び還付加算金であり、内訳といたしましては、個人市県民税及び法人市県民税の還付金が全体の90.98パーセントを占めております。

以上、収税課所管の決算概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより総務部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款1市税についての質疑を願います。

関谷委員 いただきました資料8番、税滞納者への差し押さえ、処分等の件数及び額についての資料8番で、一番下のほうの段です。ことしインターネット公売を行ったということでございますけれども、どのくらいの期間がかかったのかとか、出してすぐ売れたのかとか、価格は適正だったのかとか、その辺のことをお伺いします。

収税課長 インターネット公売1件なのですが、昨年初めて実施したものでございます。ヤフーのインターネット公売というところのサイトで、差し押さえた主に動産につきましてインターネットで公売させていただいたのですけれども、参加申し込み期間が平成22年11月12日から11月24日までございまして、それに対する入札期間が11月30日から12月2日となっております。出品いたしましたのが23品、うち18品が落札されております。落札の総合計金額が3万1,510円でございます。

以上でございます。

関谷委員 済みません。ちょっとよくわからないのですが、23品出して18品が落札されて、平均が3万1,000……

〔(平均ではなくて合計額で) と言う人あり〕

関谷委員 これは、だんだん価格が上がって行って落札するのかなと思うのですが、どのようなものが、大体想像した値段で売れたのでしょうかでしょうか。

収税課長 今、私、口頭で3万1,510円と延べさせていただきましたが、資料のほうは3万570円となっております。この差につきましては、取扱手数料等が差し引かれますので、それを引いた額が3万570円ということでございますので、まずはご了解いただきたいと思います。

売れたものの一番高額なものにつきましては、カシオのデジタルカメラ、こちら1万500円で落札しております。続いて、金額的に高いものになりますと、腕時計5,750円、ジッポーのライター3,400円等々でございます。一番低いものがクマの木彫りの人形50円といったものまでございます。合計、1回の参加で18品目売れまして、合計金額が3万1,510円なのですが、手数料等引かれまして、実質収入額3万570円ということでございます。

よろしく願いいたします。

関谷委員 これは、ほぼ想定した金額なののでしょうか、想定したものよりも高く売れたのでしょうかでしょうか。

収税課長 当市の予想価格は、もう少し低うございました。カメラとかそういったものが予想外に高額で落札されましたので、予定よりも多かったということでございます。

関谷委員 ということは、いいほうに成果が出て、今後もやっていくとお考えなののでしょうか。

収税課長 差し押さえの動産、なかなか差し押さえてその動産を公売にかけると難しいと思うのですが、そういう機会がございましたら、インターネットの公売、今は普通に盛んにやられておりますので、活用してまいりたいというふう考えております。

関谷委員 はい、わかりました。その件はそこで終わりますが、滞納分のことについて引き続きお伺いいたします。

報告書の13ページ、下のほうになります。特別土地保有税についてお伺いいたします。平成22年度の収入額はゼロとなっておりますけれども、今後収納できる見通しはあるのでしょうか。

収税課長 特別土地保有税の関係でございますが、平成22年度収入ゼロでございました。こちらにつきまして、現在滞納という形で4件の方が滞納ということで残っております。うち1件は、平成22年度末におきまして不納欠損処分させていただきましたので、残る3件が滞納繰り越しという形で残る状況になっております。そのうち1件は個人の方でございまして、現在、不動産、土地を差し押さえ中でございます。納付のお願いをしているという状況でございます。もう1件は有限会社でございまして、お支払いの催告をしているにもかかわらず、ご納付がいただけないという状況でございます。もう1件は、同じく有限会社でございまして、不動産差し押さえ中ではございますが、会社の経営状況から言って納付が厳しいという状況でございます。不動産について、国税局等が公売をするというような形で動いていると、情

報も得ております。

以上、特別土地保有税につきましては4件ございまして、うち1件を平成22年度末不納欠損処理させていただきましたので、現在では3件残っているというような状況でございます。

以上です。

関谷委員 そうすると、残っている3件のうち、お話によると2件は払えるけれども、払わないというように受け取れるのですが、そんな感じでよろしいですか。

収税課長 払えるのに払わないというよりは、むしろ払いたくても払えないというのと、特別土地保有税が平成14年まで課税されていたわけなのですが、その後は課税がなくなっております。制度自体が停止中なのですが、その関係のご不満をお持ちで納税にに応じていただけないというようなことでございます。

関谷委員 納税制度とか平成14年までやって今はないのにとか、その方の考え方によって払わないと受け取っていいのでしょうか。

収税課長 納税者個人の考え方ですので、こちらのほうは、お支払いいただけないという事実が残っているというふうにご理解いただけるとありがたいと思います。

関谷委員 では、その3件におきましては、不納欠損にならず、当分ちゃんと催促していくということでもよろしいでしょうか。

収税課長 そのとおりでございます。

小出委員 今の差し押さえの資料の続きなのですけれども、この差し押さえる状況の近年の推移は、わかれば教えてください。

委員長 出ますか。担当でもいいですよ。

収税課長 差し押さえる近年の状況、過去3年ぐらいでよろしいでしょうか。

小出委員 はい。

収税課長 平成20年度517件、平成21年度640件、平成22年度501件でございます。

小出委員 それで、どのような分析というか検討はされたのでしょうか。どのような分析されたのでしょうか。

収税課長 分析というのは。

小出委員 差し押さえ件数が去年はふえたわけですよ。それで、ことしになって減ってきているというのは、全体の俯瞰した場合にはどのような、見解があればお願いしたいのですが。

収税課長 今、過去3年分の数値をご紹介申し上げましたが、それ以前は差し押さえ件数ぐっと少のうございました。といいますのも、それまでの徴収の流れが臨宅訪問させていただいて徴収するといったスタイルが非常にオーソドックスでございました。県の指導あるいは税務署からの指導員派遣等によりまして、差し押さえ業務を中心に効率的に行うということで、平成20年度以降劇的にといいますか、倍以上に差し押さえ件数がふえてということでございませ

て、その中で平成21年度は640件というふうに数字的に言いますと多うございしますが、要は500件以上この3年で推移しながら、税の確保を図っているというような状況でございます。

小出委員 かなり厳しくなっているということだと思のです。それで、差し押さえに相当した市民は生活できているのかということが心配なのですけれども、その市民の収入というのはどのようなことですか。

収税課長 差し押さえをさせていただいている内容としまして、不動産等の差し押さえ、動産の差し押さえ、預金等の差し押さえ、給与等の差し押さえといろいろな種類がございます。財産をお持ちの方は、当然その財産について差し押さえをさせていただくわけですが、給与、預金等の差し押さえにつきましては、それぞれの納税者の生活実態に応じた額。要するに、例えば10万円預金にあるからといって、10万円を処分させていただくというようなことはなく、それぞれ生活に困らない程度、具体的には、生活保護を受ける方と同程度の生活が維持できる程度を残してというような形でやらせていただいております。

小出委員 差し押さえ前に、差し押さえ該当の方の相談等は、かなり丁寧に受けているのでしょうか。

収税課長 相談は、相談をされれば受けるという状態になっておりますので、収税課といたしましては、文書等でお知らせし、さらに予告もしてという形で差し押さへの処分に入らせていただいております。法的には、督促状を1度発行するだけで、処分の手続に入れるということになっておりますが、実質的にはその間に何通もお手紙を差し上げ、場合によっては相談員に、2カ月に1回相談員が回っておりますので、その者たちとお話をさせていただいてというような形で、できる限り事情をお聞きしながらということでもやらせていただいております。

以上です。

小出委員 その差し押さえになった後の生活の状況なんかもご相談に乗っているのでしょうか。

収税課長 差し押さえで換価してしまった場合には、それはお戻しすることはほぼできないのですが、一部納付というような形で分納誓約という、要するに分割払いですね。そのような方法をとられる方もいらっしゃいます。そのような場合は、月の収入にばらつきがあるような場合は、その状態に応じて相談をいただければ、納付額を変更してというような対処をさせていただきます。

小出委員 差し押さえた後に生活困難に陥ったときなんかは、相談窓口、例えば福祉課の生活相談などをご紹介するということはされているのでしょうか。

収税課長 納税に関して、それのみで、差し押さえのみで生活が困窮するという場合、なかなかちょっとケースがあれなのですが、市として総合的にそういった相談業務を受けているセクションがございますので、そちらのほうで例えば税金の話、例えば借金の話、例えば健康の話とかということで相談窓口がございますので、そちらのほうでお願いするようにしております。

小出委員 ありがとうございます。

関谷委員 滞納分についてまたお伺いいたします。

報告書の13ページの下のほうで個人市民税の滞納分についてお伺いいたします。この中で一番古い課税年度でお支払いいただけていない方というのは、いつごろのものなのでしょうか、課税年度は。

収税課長 ご質問に対するお答えになるかどうかなのですけれども、不納欠損処分を平成23年3月31日をもって執行した部分がございます、それで一番古いものが平成2年度課税を不納欠損したので、それが最後の1件だとすれば、平成2年の分はなくなったことになるのですが、そのあたりまで滞納として残っております。そういう状況です。

関谷委員 では、逆に払ってくれたこの約19.30パーセントの方は、いつごろの課税年度のものを払っている方が多いでしょうか。

収税課長 まことに申しわけありませんが、そのデータは今もっておりませんし、システム上そのデータを出すのが困難かと思われま。

関谷委員 でも、常識的に考えれば、課税年度が新しいものほど払っていただけて、古いものほど払っていただきにくいと考えますけれども、それでよろしいでしょうか。

収税課長 おっしゃるとおりで、古いものから新しいものまで仮に残っている方と、新しい滞納分だけ残っている方を比べますと、新しい滞納分のほうをお支払いいただく方のほうが多いと思われま。といいますのは、長期間滞納しますと、金額的にも多くなりますので、なかなか支払いができない状況になるということがございます。

ただし、収納した場合は、収税課といたしましては一番古いのから消していかないと、延滞金がかかってしまいますので、古いほうから消していきますので、その方が例えばですけれども、10年分納付されていなくて滞納されていた場合に、1万円だけお支払いいただいたときには、その納税者のことを考えて、古いほうから納入したことにしていくというような処理はさせていただいております。

関谷委員 そんなことで、早いうちに手を打ったほうが払っていただける確率が高いと思うので、ぜひよろしくお伺いいたします。

金澤委員 報告書の11ページなのですけれども、よく見てみると、前年度のやつと比べると、個人現年課税分の所得割の総所得額2,325億円ですね。これが平成21年度を見てみると2,508億円だったのです。入間市民の総所得が2,508億円から約180億円減の2,325億円、つまりそれだけ1年間でどんと落ちてしまったということで、やっぱり非常に入間市全体も落ち込んでいるというのがよくわかったのですが、その中で気になったのが、均等割の納税義務者が今年度7万1,912人ですが、前年度7万3,255人ということで1,343人減っているのです。ほとんど人口の推移がないということを考えると、この1,343人という方をどのように分析されているのでしょうか。

市民税課長 こちらにつきましては、おっしゃるとおり均等割の納税義務者数について7万3,255人から7万1,912人ということで1,343人減ってございます。この減少につきましては、平成21年分個人市民税ですので、前年分の所得に対して課税はされるわけですが、平成21年分の全国統計、厚労省ですけれども、による常用雇用の比率が0.9パーセント減っているというところがございます。それと同時に、人口はそれほど増減はないというお話なのですが、勤労者の主に働く世代である20歳から60歳までの方々の人口が、ちょっと減少しているというような状況でございます。

金澤委員 確かに高齢化になって勤労世代が減っているのですが、実際には年金に移行した方だって個人市民税の現年課税分に相当するわけですよ。そうすると、勤労世代が減ったというよりは、どっちかという生産人口の勤労世代が住民税非課税になるような、所得がどんと落ちている層が、下の層にいつているという、所得が落ちているというふうに理解してもいいのではないかと思うのですが、その点どのようなご見解でしょうか。

市民税課長 済みません。ちょっとお待ちください。

今のお話ですけれども、所得で階層別のものでございますので、それを申し上げますと、所得割額で200万円以下の方につきましては、前年より人口的には1.2パーセントふえております。200万円以下の方ですね。それは4万5,152人でございます。前年分が4万4,632名でございます。次に、200万円を超え700万円以下の方につきましては減少してございまして、7.8パーセントの減少でございます。次に、700万円を超える方についてももちろん減少してございまして、17.2パーセント減少しております。200万円以下の低所得の方がふえて、高額の方が減っているということでございます。

金澤委員 今の点、数字として了解いたしました。

続きまして、次に移りたいのですが、次ページ、報告書12ページで項3軽自動車税、目1軽自動車税の現年課税分なのですが、軽自動車に関して3.32パーセントの増ということになっていますが、これは乗用と貨物含めて、あとは営業と個人で4分類に分かれていると思うのですが、その内訳というのわかりますか。

市民税課長 軽自動車税でございますが、4輪の乗用の営業車、こちらにつきましては平成21年度1台でしたが、平成22年度はございませんでした。4輪の乗用自家用車につきましては、平成21年度が1万7,103台、平成22年度が1万7,885台ということで、782台の増加でございます。次に、4輪の貨物営業用の車でございますが、平成21年度が263台、平成22年度が268台で5台の増加でございます。4輪貨物の自家用でございますが、平成21年度が5,963台、平成22年度が5,833台で130台の減少でございます。

金澤委員 この軽自動車税についてちょっと調べてみたのですが、地方税法である標準の金額がそれぞれ決められていますよね。ただ、それで入間市もそれに準じた年税額になっている

のですが、よくよく調べてみると、1.5倍までは市町村によって任意に決められますと。標準税額の1.5倍までは決められますというふうに記載があって、埼玉県内近隣市、あと東京都の自治体調べてみたのですが、基本的にみんな標準税額なのです。4,000円、3,000円、5,500円、7,200円。ただし、説明のところに、標準よりも高く設定している自治体の中にはあるのですというような記述があったのですけれども、そのような自治体は把握されていますか。

市民税課長 申しわけございません。把握はしてございません。

金澤委員 この軽自動車税というのは、かなり小型乗用車に比べて安くなっていて、今、現政権でも、この軽自動車税については見直しの方向だと一部報道あるのですけれども、この標準税額に対するお考えというのは、どのようなご見解お持ちですか。

市民税課長 今申し上げたように、収入の減ですとかそういったことやガソリンの節約といったようなことで、軽自動車については少し伸びているという状況でございますので、その税率を上げるというような考えについては、今のところはございません。

金澤委員 確におっしゃることはわかるのですけれども、それはそれで承りましたけれども、どんどん、どんどん軽自動車がふえてくると思うのです。そのときに実際にそうやってやっている自治体もあるということなので、まずは一応その資料を集めて、検討の課題にすぐに上げるということではなくて、今後検討の課題として取り上げていただくように要望したいのですが、部長、いかがでしょうか。

総務部長 今、これをすぐ上げるとかということではなくて、当然ながら全国の状況というのは、常に研究をするというのが私どもの仕事の一つでございます。そういう意味で研究はさせていただきたい。

以上でございます。

石田委員 最初に、法人税の関係で聞いていきたいのですけれども、資料7もらいましたね。法人市民税に関する調べというのをいただいたのですけれども、その中で均等割のみの法人数が示されておりますけれども、300万円の9号法人で3社が赤字経営ということなのですけれども、これはどのような業種なのでしょう。それと、9号法人というのはどういう企業でしょうか。

市民税課長 9号法人につきましては、資本金等の額が50億円を超え、そして従業員数、そちらも50人を超えているといったところでございます。

そして、今おっしゃいました9号法人の会社ですけれども、3社でございます――
一。

委員長 いいですか。今、企業名がありましたので、これは削除しておいてください。
続けてください。

市民税課長 3社ございまして、電子関係の会社が2社、そしてスポーツ関係の会社が1社ということで、スイミングといいたいでしょうか、そういった形です。

石田委員 一番税金のランクが高いというか、9号法人、50億円の資本金で50人以上の従業員ということなので、そこで利益が上がっていないというのは余り考えられないのですけれども、当然ほかにも企業があって、それが合算された中で要するに利益が上がっていないと。市内のある段階では、やっぱり利益が上がっているというふうに考えてよろしいですか。

市民税課長 法人市民税につきましては、市内に例えば支社、支店のみのことではなく、例えば日本全国ですとかそういった中で、その中の入間市において従業員が何名ですというような形が基本でございますので、入間市だけの売り上げとかそういったことではございません。

石田委員 その企業の状況については、つかめていないという解釈ですか。全体としては、こういう形になるのでしょうか。

市民税課長 つかめていないと申しませうか、もともとが法人税の関係で申告をされたものをもとにしておりますので、それが基本となっております。

石田委員 それと、法人税割の関係でちょっと聞きたいのですけれども、最初に50万円以上要するに市民の中で納税している納税者というのはどのくらいいるのですか。税金が50万円以上。

市民税課長 それは、個人の市民税のお一人の税額が50万円以上の方ということでございますか。

石田委員 はい。

市民税課長 済みません。そういった資料はございません。

委員長 いいですか、今ので。

石田委員 法人税割で平成22年度が50万円以下というのが72社もあるわけですよ。これは資本金額が法人税割だから10億円超ですか、資本の金額が。それで税率14.7パーセント掛けているのが。それが144社のうち72社が50万円以下という状況なのです。私はこれを見たときに、市民の方の中で50万円以上払っている方、随分大勢聞くのです。だから、そういった意味からすると、非常に企業に対して優遇された税制なのだなという感じがとれたのですけれども、それについてどんな見解をとっていますか。

市民税課長 この50万円以下、資料にございますとおり50万円、100万円とかいろいろございますが、その中で当然利潤を追求する上で、機械ですとかいろいろな投資関係がございます。それから、機械の投資ですとか設備投資、そういったものも当然経費として計上された上の法人税だと思っておりますので、中身についてはちょっと把握はしかねるところでございます。

石田委員 終わってからでも結構ですから、ちょっとその辺調べてもらいたいのは、50万円以上払っている市民、100万円以上のランクぐらいでも結構ですから、幾つかランクをつくって、市民の課税状況というのをできたら数字として後でいただけないでしょうか。調べていただけないでしょうか。

委員長 その辺はどうか、執行部のほうは。

〔(市県民税)と言う人あり〕

石田委員 市県民税でいいですよ。

市民税課長 市県民税を50万円以上とかいうお話でしたらば、後ほどとか数日いただければ、お渡しできると思います。

石田委員 その点はわかりました。

次に、市税の中で不納欠損の状況でちょっと聞いておきたいのですけれども、不納欠損で最終的に処理する中で、先ほどちょっと話があったのですけれども、かなり市民生活が厳しくなっているという実態を徴税の中で感じているのではないかと思うのですけれども、そういった不納欠損せざるを得ないような生活というのはどんな実態なのでしょう。

委員長 そういうの資料はあるのですか。答弁できます。

収税課長 お待たせしました。先ほどご質問の中で、生活保護に準ずるようなというような表現をさせていただいたのですけれども、例えば1人家庭の場合、給与等が15万円を下回った場合に該当するというふうに考えております。その15万円の中から源泉税額、市県民税、社会保険料等を引いてご本人が残る生活費が15万円の中に含まれるということで、15万円ぐらい以上収入がないとというようなことで取り扱わせていただいております。

以上です。

石田委員 今の15万円というのは、手取りにすると実際にはどのくらいになってくるのでしょうかということと、1人というのは特殊なので、4人家族、夫婦と子供2人ぐらいの世帯だとどのぐらいですか。

収税課長 1人世帯の場合の源泉税額あるいは市県民税等の控除額は4万8,000円を想定しております。今、石田議員のおっしゃる4人家族の場合の想定はしておりませんで、申しわけありません。2人家族でもよろしければ。

石田委員 はい、いいです。

収税課長 2人家族の場合20万円と想定しております。これで控除額は同じく4万8,000円の設定でございます。

以上です。

石田委員 例えば生活保護基準でそれに準じたという形で、1人15万円ですけれども、これには家賃等が見られているのでしょうか。

収税課長 その15万円から4万8,000円を引いた10万2,000円の中に、家賃等は含まれているという計算になっております。

石田委員 10万円2,000円の中に家賃が入っているとすると、何か実態としてはもっと厳しくなると。家賃は当然払わなければならないという前提でしょうから。わかりました。大体状

況はわかりましたので、結構です。

あと、別の問題でちょっとお聞きしたいのですけれども、毎年聞いているかと思うのですけれども、証券優遇税制の関係で、これは本来だと20パーセント払うところを、ずっとこの間10パーセントに減税されて、また今後も減税されていくという状況なのですけれども、これで入間市への影響額というか、それと対象者というのはどのくらいいるのかお聞きしたいのですけれども。

委員長　ここで暫時休憩します。

午後　3時47分　休憩

午後　3時49分　再開

委員長　会議を再開いたします。

市民税課長　影響額でございますが、およそ890万円、人数につきましてはおよそ800人という状況でございます。

関谷委員　報告書の14ページ、市税の口座振替についてお聞きします。

全納税者のうちの口座振替にしている人の割合を、それぞれ市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、割合わかりますでしょうか。

収税課長　市県民税、口座振替率22.76パーセント、固定資産税、口座振替率44.73パーセント、軽自動車税、口座振替率6.65パーセントでございます。

関谷委員　軽自動車税は特に口座振替率が低いわけなのですけれども、これらを口座振替ができますということをもっとPRして、収税に努めていくお考えはありますでしょうか。また、軽自動車税だけに限らず、すべてにおいていかがでしょうか。

収税課長　口座振替をご利用いただくことは、市といたしましても経費の節減につながります。納税者の方も納付の手間を省けることになりますので、推進をさせていただいているところです。口座振替をご利用でない市民の方へは、納付書をお送りする際に口座振替依頼書、口座振替のお願いというような文書を必ず添えてお送りするようにしておりますし、口座振替で何らかの理由により口座振替ができなかった場合につきましても、納付書をお送りするわけなのですが、その場合にはそういった内容の文書を差し入れさせていただいております。

以上です。

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、次に款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款17財産収入、款21諸収入について質疑を願います。

横田委員　決算の事項別明細書の58から61ページで款17項1目2土地信託配当金についてなのですけ

れども、決算報告書の25ページです。土地信託配当金、これについてなのですけれども、平成20年度、21年の決算のときに土地信託配当金として617万円、これを受け入れて、平成22年度、これが641万円受け入れたというふうにこちらに書いてあるのですが、信託期間が満了するのが平成40年に満了予定だと思えるのですけれども、それまでに5億9,000万円の信託配当金を受け入れるという予定になっているというようにたしかお聞きいたしました。去年の決算委員会だったと思うのですが、お聞きいたしまして、昨年、平成21年度より22年度のほうかふえているのですが、この状態だと、そこまでの目標までいかないのではないかとというようなことも思うのですが、そのあたり目標値達成できる予定でいるのかどうかをお伺いしたいと思います。

お願いします。

管財課長 この土地信託配当金につきましては、今ご説明のとおり、平成21年度から配当金を受け取っております。平成22年度641万円、既に平成23年度分として641万円を受領し、総額で1,899万円を受け取っております。この計画につきましては、平成14年6月に作成されました三菱UFJ信託銀行の事業収支計画による信託配当金の予想額となっております。

これにつきましては、先ほどおっしゃったとおり約5億9,000万円の計画となっております。この配当金につきましては、収益が上がった分の中から配当を受けているものでございますが、なるべく早期の借入金の返済というものもございまして、計画にのっておりますものについては、当分の間641万円ということになっておりますが、その収支の中から計画どおりにいきまして、利益の返済金の元金と利子等のもとが減ってくる分につきましては、配当金の分もふやしまして、計画では5億9,000万円というような計画となっております。これも事業の収益によっても変わってきますが、今現在では予定どおりの収益となっておりますので、弁済とともに641万円を計画どおり受け取っているものでございます。

以上でございます。

横田委員 ありがとうございます。要は、三菱UFJ信託銀行でしたっけ、今、相手方というのは、信託契約している。そこのほうで管理から何から全部やっている、信託なので、やっているはずですがけれども、借り入れとかの負の部分というのですか、そこをどんどん、どんどん今三菱UFJ信託銀行が返すことによって利益を押し返しているから、今、配当が少ないけれども、それが今後返済が済んでいけば、利益がたくさんとれるようになりますよね。結局そうなってくれば、配当金もふえてくるから、5億9,000万円が大体予定どおりいくというような感じでよろしいのでしょうか。

管財課長 現在の状況ですと、賃貸料等も間違いなく入っておりますので、先ほど言いました収益の中からということですが、現在の予定でいきますと、そのとおり入る予定となっております。ただし、保険も入っておりますが、大規模修繕が出てきたりとか、そうい

ったものによって変化も出ることもございます。今現在でありますと、そういった形の収入については、今のところ問題なく入っておりますので、私の考えで言いますと、現在のところでは予定どおりというような状況が考えられております。

石田委員 今の関係でまず聞いておきたいのですけれども、この信託契約締結は平成2年3月、平成元年度でやったかと思うのです。現在まで来ていると思うのですけれども、信託配当の配当金、これが当初から大分いろいろ契約やり直して、事業の変わったのもありますけれども、そういった中で変遷してきていると思うのです。その変更の過程というのですか、それをまず例えば出発時点でたしか40億円ぐらいの配当があるという予定で、最初始まったと思うのですけれども、その後、その変遷をまずお聞きしたいのですが。

委員長 答弁大丈夫ですか。

総務部長 それでは、収支計画の関係についての変遷という形でお話をさせていただきます。

平成2年3月の段階でブライダル施設として計画をした。土地信託の収支は43億円で、端数は省略させていただきます。それが平成7年9月にスポーツ施設に変更して9億1,000万円、同様に平成10年10月16日に変更があつて21億7,300万円、そして平成16年に現在の計画になっている。これが、今話題になっている5億9,324万円という配当収支の計画になっている、こういう遍歴があつたということで理解をしております。

〔(資料で上げてください。今の資料出してください。今の変遷のやつをメモできなかった) と言う人あり〕

委員長 今の変遷の関係で、今部長が答弁していただいたものは資料としては出ます。

総務部長 はい、そのようにさせていただきます。

委員長 後日でいいかな。それでは、それをひとつお願いします。

石田委員 この信託配当は、信託利益金、この中から信託配当が出される形になっていると思いますけれども、それは間違いないですか。

管財課長 間違いありません。

石田委員 そうすると、平成21年度の信託利益金というのが1億9,839万2,163円、平成22年度が1億4,773万3,667円という形で減ってきているのです。こういった状況の中で、これからどんどん、どんどんいって、これがずっと利益がこちらで予定して、配当金よりも余分に出てくれば問題ないのですけれども、逆にこれから配当金は上がっていくわけです。どんどんふえていくわけですね。そういった中で、信託利益金が配当金よりも少なくなってしまった場合には、これはどういう措置になるのですか。これは減らされてしまうのですか。

委員長 この辺のところはどうですか。

管財課長 今現在の先ほどあつた平成22年度の信託利益1億4,773万3,667円の内訳につきましては、その中に配当以外に積立金というようなもので、その他の積立金3,849万510円というのがご

ざいまして、これについては随時弁済として返済に特別に回している金額がございます。そういった利益のところの随時弁済というものが、利益が減った場合には、随時弁済をする金額がちょっと減ってきますが、利益が今現在640万円ですから、300万円とかという形になりますと、配当金のほうは641万円を得ることはできないと思いますが、現在の中であれば、そういった随時弁済分というものも確保しておりますので、そういったものの調整で配当金のほうは受けられる形となっております。

石田委員 今後でもいいのですけれども、例えば5年後、10年後あるいは17年後で最終の段階でもいいのですが、そのときに実際に幾ら入間市が配当を受ける計画になっているのですか。それの分が、当期信託利益金というのは、そういう中で利益が上がっていない場合に、その金額がきちっと保証されて入間市に来るのかどうか、そこを知りたいのです。

管財課長 現在のテナントで入っております会社の方から、きちんと賃貸料のほうが入っていれば、問題ないと思いますが、それが滞って会社がうまくいなくて撤退というような形になると、契約上は今までそういった敷金等の没収とか、契約上の土地までの賃貸料については、違約金として取るような形となっておりますので、契約上はそういった形で補てんはできるような形にはなっておりますが、倒産等につきましては、信託銀行との賃貸契約というような形にもなっておりますので、その辺については返済等次の方が、三菱UFJ銀行のほうがすぐにかわりの借り主を見つけていただくようなことであれば、その辺クリアできると思いますが、あいてしまった場合につきましては、きついものがあるというような現状もあるかもしれません。

以上です。

石田委員 実際に信託配当がきちっと確保できるかとか、それが一番不安な内容なのですけれども、5年後、10年後、17年後の1年間の配当金というのは、それぞれ幾らになりますか。

委員長 答弁できます。

ちょっと委員長からお伺いします。そういう配当計画書なんていうのはあるのですか。

〔(それはなくちゃおかしい) と言う人あり〕

管財課長 先ほど申しました平成16年4月の事業計画のものの計画書等がございますので、それにつきましては配付ができると思います。

石田委員 今は、全然わからないのですか。ちょうど10年後とか17年後でなくても結構ですから、途中でも結構ですから、何年に幾らぐらいになるという予定なのか。

管財課長 平成25年度までで、計画でいきますと640万円。ですから、640万8,364円となっておりますので、今年と同じような641万円というような額となる予定になっております。

続きまして、平成29年度につきましては988万364円、それで平成35年度につきましては4,140万8,364円というような計画となっております。

石田委員 これは多分配当の計画が、当初10年間はゼロと。たしか11年目あたりから徐々に配当が始まるという形で、平成21年からですか、実際に配当が始まったという形になって、最後にいくと、やっぱり4,000万円からの金額になってくるということになってきますと、非常にこの経営そのものが厳しくなってくるのではないかという感じがする。

全国的には、土地信託という制度が大阪や何かで、関西でかなり早目にやられたのは、ほとんど今つぶれてしまっているような状況になっていると思うのです。そういった意味で、今後やっぱり厳しく見守っていかなくてはいけないだろし、場合によったら、そっくり身売りするとか、そういうことも何か考えていかないと、このまま平成40年になって返済されて、建物も恐らく30年以上過ぎたのは、かなり設備から何から、外観から全部やり直すようになるだろうし、場合によったら、今から研究を始めて、必要な場合には、将来的にスポーツ施設として市が経営するかどうかわからないのですけれども、そういったものについても一定の基金を積み立てていくとか、そういったことも一部検討の課題になってくるのではないかと思いますけれども、これについて何か具体的に検討というのはされているのですか、その方向性について。

委員長 この辺はどうなのでしょう。

総務部長 正直申し上げて、具体的な検討というのは現状ではしておりません。ただ、収支計画にあるとおり、全体で今のところは600万円強の配当金はいただいている。その配当金というのは、要は収支と出のバランスでございますから、全体の先ほど言いました11億4,000万円ぐらいの収支決算のうちの利益がある。その利益のうちから返済していく分が、まず原則論があって、それに余ったら随時返済とあって、本当はそこは返済をしないのだけれども、余計に返済をしましようという随時弁済というのがあるのです。その結果として641万円を受け入れているというのが、今の状況です。

そのもとというのは、いわゆるテナント収入だけでございます。現状、テナント収入、苦しいとはいいいながら、ずっとこのところ一定の金額でいただいております。その金額は減っておりませんので、現状ここ何年かはこのままで推移するのかな。ただ、おっしゃるようにならば今後そのままずっと10年、20年いくのかということになると、それはやはり研究の余地はあるだろうということで、そういう意味での研究というのは、これからもさせていただきたいと思っております。

以上です。

石田委員 今言われた11億円というのはどういう数字なのですか。私のほうで配られた損益計算書でみると、当期の信託利益金が1億4,695万円で1けた違うのですけれども。

総務部長 6月の段階の行政報告で信託利益金1億4,773万3,667円、このこととございます。

〔(11億じゃない) と言う人あり〕

総務部長 違います。

石田委員 それと、この信託制度というのはかなり特殊な形でされていて、民間での信託は昔やられていたのですけれども、これが地方自治体にも応用された中で、まず真っ先に入間が手を挙げてこれに取り組んだわけなのですけれども、私、先ほどちょっと言いましたが、大阪あたりではかなり信託制度そのものが、ほとんど壊滅状態になっているというところで、そういった全国の状況なり、大阪あたりで失敗した原因というのは何かつかんでいますか。

管財課長 インターネット等により確認をさせていただいたものがございまして、やはり大阪の一等地のところで信託を始めたということで、その案件につきましては、うちのほうのようにスポーツ施設とかでなくて、各小さいもってテナントがたくさん入るような形のもものがございまして、バブルがはじけて、そのテナントの収入が全く予想に反して入らなかったというような形で行き詰まりまして、その点について信託銀行側と訴訟をしているというような物件もございまして、その辺につきましては、私のほうでも把握しております。

以上です。

石田委員 あと、大事な問題なので、配当計画、これについては資料としていただけないかどうか。

委員長に諮ってもらえないでしょうか。

委員長 今回の配当計画の関係、資料として出せます。

管財課長 先ほどのとおり、平成16年4月の関係の資料として配付いたします。

委員長 石田委員、それでよろしいですか。

石田委員 はい、結構です。

ちょっとその点で、観点変わるのですけれども、もう一つ。この問題で、南口の駐車場は平成22年度の一般市民の利用はどのくらいでした。

管財課長 ここに把握はしておりませんが、これにつきましてはパーク24というような形で看板等の設置等をしまして、以前より市民の方が、ここにもパーク24と行ってとまれる形というようなものに変更をいたしました。その結果、台数等はちょっと把握しておりませんが、2パーセントから3パーセントの利用ではないかと思われまして。

それで、またコナミさんのほうで会員の方がいますし、その方が来ますときに、いっぱいになって入り口が込むような状況というものもございまして、私のほうでそういった台数の把握というものはきちっとしてはおりませんが、話ではそういった程度の利用率というようなお話だけは聞いております。

石田委員 もともと信託した土地というのは、基地跡地を入間市の駅利用者の駐車場として払い下げてもらった。坪95万円ぐらいで払い下げてもらったのかな、当時。それを今、区画整理の関係や何かで向こうへ移っていったというところであるだけに、南口の駐車場という形で一緒につくってもらったと。その中で当然、市報でも利用者募集したり当初はやっていたのです。

そういった背景もあって、その縛りはいまだにまだ外れていないのではないかと思います。
そういった観点からすると、南口駐車場の利用者というのはしっかりと市民がどの程度利用しているのか、把握する必要があるのではないかと思いますけれども、今後の取り組みをちょっとお聞きしたいと思います。

管財課長 管財課といたしまして、今、賃貸契約を行ってあります会社のほうに問い合わせ等をして、現地へ行きまして利用率等の把握に努めていきたいと思っております。

石田委員 はい、結構です。

委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出について質疑に入ります。

以降は歳出に関連する歳入の質疑についても許可をいたします。

まず、款2総務費、款1総務管理費、目1一般管理費、目5財産管理費、目20諸費、財産に関する調書について質疑を願います。

ありませんか。

金澤委員 まずは、事項別明細書の87ページ、先ほど庁舎管理費のうち修繕費529万1,358円、ここの説明の中で火災報知機の修繕ということでご説明をいただきました。この火災報知機の故障の報告書はいつ上がってきましたか。

庶務課長 今、ちょっと手元に資料がございません。

委員長 どうしますか。今、資料がないという。

金澤委員 基本的にこれは業務委託で、火災報知機の点検を委託して、報告書を年2回ぐらい上げていただいていますよね。いつ上がってきたのかわかると思うのですが、これを調べていただけないと次の質疑できないので、暫時保留して調べておいていただくということで、次に移らせていただいてもいいですか。

委員長 この辺は、中村課長、大丈夫ですね。

庶務課長 はい。

委員長 では、調べておいてください。

では、次にありますか。

金澤委員 それと、庁舎管理についてなのですが、この間も台風が通過した後、非常に森の駐車場が枯れ枝、葉っぱがひどく落ちていたのですが、朝8時半前に来てみたら、庶務課の方が一生懸命掃除をしていて、本当に頑張っていたいているなど、ありがたいなど。始業前に頑張っていたいているということで、大変私は感動したのです。

そういう意味で、ここでお聞きしたいのですが、あの森の駐車場に関して、以前私

が議会で一般質問で取り上げたときに、1台当たりのスペースが余りにも小さくて、私3回当て逃げされています。何とかしてくださいというようなことで、市長の答弁で、では検討します、見直しますというようなことと、あわせてC棟の森の駐車場のスロープについても改善のお約束をいただいたのですが、その後一向にその兆しが見えないのですが、今年度資料の修繕費の中で、平成22年度は修繕費ゼロになっていますよね。工事費ですか、ゼロで計上されているのですが、その点検討はどうなっていたのでしょうか。

庶務課長 森の駐車場のとまるスペースの関係と、それから障害者のスロープの関係は、実計のほうに毎年こういうふうに出していたわけですが、なかなか厳しい財政事情の中で見送りという査定になっております。

以上です。

金澤委員 今、資料の6番で平成22年度諸工事費がゼロになっているのです。これはどうしても認められないということで、南側というのですか、正面側のところの障害者用のスペースから正面ロータリー、わっと広げていただきましたよね。あれはC棟の駐車場側の出入り口のスロープができるまでのつなぎの措置というふうに考えてやっていただいたのですか。

庶務課長 C棟のスロープにつきましては、実計の中で要望させていただいたわけですが、企画のほうからは、C棟のスロープにこだわらないで、例えば今正面の入り口のところには障害者用の車、傾斜地なのですが、そこをフラットにして屋根をつけて、それを考えたらどうかと。それから、この裏側に駐車場棟があるわけですが、その一番北側というのですか、豊高寄りのところに、今、職員の駐車場があるわけですが、そこも考えてみたらどうかという話がありましたのですが、結構距離が入り口までありますし、屋根もつけなくてはいけないということで、今保留になっている段階です。

それと、駐車場から正面玄関に行くところの通路を広げたのは、あそこが今まで1メートルぐらいの幅しかございませんでした。段差があって、すぐ隣は駐車場へ入る車が往来するというような中で、例えば乳母車の人だとか、雨の日で傘を持っていると、ちょっと車道のほうに出なくてはいけないということで危険があるということで、あれを広げさせていただきました。

金澤委員 私はてっきりC棟がスロープ間に合わないから、あそこでお茶を濁すのかなと勝手に思っていたのですけれども、では少なくとも代がえ措置を含めたいろいろな方法をご検討中ということで、あきらめたわけではないということで理解してよろしいですね。

庶務課長 庶務課としてもあきらめたわけではなくて、特に森の駐車場は入り口のところは広いスペースになっているわけですが、その先から砂利のところは旧来どおり狭いスペースで、市民の方からも苦情は寄せられております。また、砂利の面が、年に2回ほど砂利を入れているわけですが、すぐこういうふういでこぼこになって、雨のときに水たまりができるというこ

とで駐車できないということで、その苦情もいただいているところです。

ぜひうちのほうとしては、全面的に線の引き直し、それから浸透舗装をやり直したいと考えております。今後とも実計のほうには出していきたいと、そのように考えております。

金澤委員 頑張ってください。

それで、続けてよろしいですか。

委員長 はい。

金澤委員 次に、資料の9番で庁用自動車車種別利用状況というのをことしも出していただきました。以前に比べると、やっぱり庁用車の数もかなり削減していただいて、効率的な運用にご努力いただいているというのはよくわかりますが、その中で昨年度も一部指摘したのですが、2ページ目の中の車両番号19番、42番、46番、それぞれ合計の利用時間のところを見ていただきたいのですが、年間124時間、75時間、50時間と、他の庁用車に比べて圧倒的に利用率、利用時間が低いのです。これは何でかということ、公民館と支所または出張所があるところに、支所の車と公民館の車と2台あるところなのです。これについて、本当に同じ敷地内に公民館または支所が並立してあるところに、2台必要なのですかというのが、前から私疑問なのですが、思い切って見直して、この3台については、それこそ競売にかけるなりインターネットにかけるなり検討できないのかどうかお伺いします。

管財課長 昨年度も同じ資料を提出させていただきました。金澤議員さんのほうからそういったご指摘を受けております。今年度もこのような資料になっておりますので、私のほうでも、この公民館につきまして、どうしてこんな数字が出ているのだと、正直にそういったもののことを聞いたところ、資料的にはこういうものが出ていて大変申しわけなかったのですが、車を使ったときに、メモ程度でメモ書きをしていて、まとめて書いて入力をしたりということをしてきたということで、回数的なものが非常に落ちてきているということ、私のほうで、管財課でそれを聞いております。

ことしにつきましては、宮寺公民館が一番少ないものなのですが、行ったところについては、月に8回から10回平成23年度使っていると。何でこういう前年度で数字が出ているのだということであつたら、そういったことで、乗っているのですが、メモ等しておいて、まとめて回数的にはということをしていたことがあったということで、平成23年度から職員もかわっているわけなのですが、そういった形でやっていると。

あと、私のほうで中央公民館の館長に、こういう利用の少ないものについては、共同利用ができないかということで指摘も受けていると。うちのほうの一般貸し出しの車も、今飽和状態の形でなかなか利用が難しい状況があるのではというようなお話もさせていただきました。そのところ、やはり公民館に1台車が必要であるというようなことと、今現在、この大変申しわけない資料を提出させていただきましたが、資料に載っていないような利用の稼働

があるというようなことを、実際に公民館のほうでお話を受けております。それですと、今のところでありますと、中央公民館の館長とも協議した結果、宮寺公民館のほうについても1台は必要だというような見解をいただいております。

以上でございます。

金澤委員 何かわかったようなわからないような話で、ご努力されていろいろと動いていただいたことは理解したのですが、まず最初に宮寺公民館は稼働回数が46番ですよね。年間で16回、実際には月8回とすると、年間100回なのだと。年間100回は使っているけれども、16回しかつけていませんでしたと。

〔(平成22年度についてはそういう……) と言う人あり〕

金澤委員 というようなご説明だったのですが、ちょっとそれはこの場で、あ、そうですかとは言えないような話で、平成21年度もそのような利用率で問題ではないですかと指摘されて、検討しますと答弁いただいて、なおかつまた同じ使用の、そういう内容の資料が出てきたというのは、これは悪く言うと議会軽視というか何というか、これ以上聞くのがきついのですけれども、ちょっと気になるのが、そうすると東藤沢公民館、金子公民館もつけ忘れがあるということですか。

管財課長 中央公民館のほうにこの状況はお話ししておりますが、私のほうでは是正措置というような形で行ったのにつきましても、宮寺公民館に直接聞きまして、宮寺公民館の状況を把握したもので、金子公民館等については把握はしておりませんでした。

以上でございます。

金澤委員 報告書を記していなかったのは課長の責任ではなくて、担当者の責任だというのは重々承知した上でお聞きするのですが、やっぱりきちんと管理をする側の責任として、まずは最低限正しい報告書を出し直していただくというのが先決だと思うのですが、委員長、いかがでしょうか。

委員長 ここで休憩いたします。

午後 4時31分 休憩

午後 4時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

金澤委員 では、宮寺公民館については、そのようなちょっと記載漏れがあったというのは確認されたということだったのですが、東藤沢公民館、金子公民館、つまり支所と公民館または出張所と公民館が並立しているところに2台あって、どうしても公民館側の車両の稼働が少ないというのは、傾向性として出ていますので、東藤沢公民館、金子公民館について数字が間違いないのであれば、これはやはり見直しの方向で進められてはいかがでしょうか。改めてお

伺いたします。

委員長 この辺はどうですか。

管財課長 中央公民館とお話はさせていただいておりますが、再度公民館側と協議をさせていただきます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

〔何事か言う人あり〕

委員長 今、市庁舎管理のほうのね。

庶務課長 先ほど、金澤議員からご質疑があった火災報知機の保守業務委託の関係の報告書の関係でございまして。平成22年11月6日に点検をしまして、報告書が日にちはちょっと今手元ではわからないのですが、12月に報告書が出てきたと。それに基づきまして、火災報知機の修繕を実施したものでございまして。火災報知機の修繕は、1月26日から2月28日の工期ということで実施をいたしました。内容といたしましては、煙感知器を7個、それから定温式スポット型感知器3個の取りかえということでございまして。

金澤委員 もう一回、聞き漏らしたのですが、煙感知器7個と、あとは温度の感知器ですか。

庶務課長 定温式スポット型感知器。

金澤委員 何個ですか。

庶務課長 3個です。

金澤委員 7個と3個という話なのですが、これが出たの、今回が平成22年11月6日の点検が初めてですか。それ以前に出ていませんか。

庶務課長 年に2回点検やっているわけですが、春には指摘がなかったと。平成21年度については、指摘されたところは修繕したということでございまして。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 了解いたします。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目5財産管理費、目20諸費、財産に関する調書についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項2徴税费について質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項2徴税费についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会所管のものについて順次説明を求めます。

なお、決算の概要説明については、新しく事業等を行ったものまたは特別なものについて、簡潔に説明を願います。

まず、検査課所管のものをお願いします。

検査課長 それでは、検査課所管の決算概要について説明させていただきます。

歳入はなくて、歳出1件のみとなっております。歳入歳出決算事項別明細書88から89ページをごらんいただきたいと思います。89ページの中段よりやや下になります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大事業、検査事務費の決算額についてでございますが、4万3,213円、予算現額の4万5,000円に対しまして執行率96.03パーセントとなっております。

続きまして、決算報告書から事業概要について説明させていただきます。決算報告書の43から44ページをごらんいただきたいと思います。44ページのほうになりますが、平成22年度の工事検査件数は総数で149件、前年比マイナス48件、24.4パーセントの減となっております。内訳につきましては、市発注工事が143件、開発に伴う工事が4件、その他ということで土地区画整理組合発注工事が2件の合計で149件となっております。工事検査の結果、すべての工事が適正に施工されていることを確認しております。

以上で検査課所管の決算に関する説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 次に、会計課所管のものをお願いします。

会計課長 それでは、会計課所管のものにつきましてご説明申し上げます。

なお、会計課の歳出ですが、大事業が事務費であります。経常経費を全額執行したものでありますので、省略させていただきます。歳入のうちから1点だけご説明申し上げます。

決算事項別明細書の64、65ページをお開きいただきたいと思います。下のほうの段になります。款21諸収入、項2市預金利子、目1預金利子の収入済額130万9,832円ですが、歳計現金及び市営住宅の敷金につきまして、定期預金等にて運用を行ったことによる預金利子であります。当初予算額105万4,000円に対しまして、補正4号で19万5,000円を増加したところであります。

運用につきましては、定期預金等により利子収入が53万8,012円、それから普通預金による利子収入が、埼玉りそな銀行のほか収納代理金融機関12行を含めまして77万1,820円となっております。公金の運用につきましては、低金利の状況ではありますが、引き続き確実か

つ有利な方法により運用を行ってまいりたいと思います。

以上、会計課所管の概要でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

委員長 次に、議会事務局所管のものをお願いいたします。

議会事務局参事兼次長 それでは、議会事務局所管の決算について概要をご説明いたします。

まず、歳入でございますが、決算事項別明細書72ページ、73ページをお開きいただきたいと思えます。款21諸収入、項5目1節4雑入の備考欄40、コピー使用料103万820円のうち18万1,240円が議会事務局所管のものでございまして、各会派の議員さんが使用するコピー代金でございます。

また、79ページ、備考欄99、その他でございますが、34万7,451円のうち7万6,000円は政務調査費の精算、錯誤による返還金であります。

次に、歳出でございますが、決算事項別明細書84ページ、85ページをお開きいただきたいと思えます。款1項1目1議会費、大事業、議員報酬等1億7,526万5,250円は議員22名分の報酬等で、前年度対比では493万2,957円の増額となっております。これは、前年度は改選直後ため、新しい議員さんの6月期末手当が条例によりまして100分の30の支給であったことなどが、比較しますと増額となった要因でございます。

次に、大事業、職員給与費、中事業、一般職給与6,844万3,771円は、前年度対比647万9,750円の減額となっておりますが、これは職員1名の減によるものでございます。

次に、大事業、議会運営費、中事業、本会議等費用弁償81万円は、前年度と比較しますと臨時会の開催がございませんでしたので、前年度対比3万7,000円の減額となりました。

次に、中事業、委員会行政視察費181万3,820円は、3つの常任委員会と議会運営委員会で県外行政視察を実施いたしました。前年度対比10万4,240円の増額となりました。これは、福祉教育常任委員会と議会運営委員会の県外視察は減額となりましたが、日数等の関係で総務常任委員会及び都市経済常任委員会が増額となったためであります。各委員会とも視察の成果が得られたものと考えております。

次に、中事業、政務調査費459万1,672円は、条例に基づき各会派に政務調査費を交付いたしました。交付した会派5会派のうち3会派が前年度対比で増額となったため、前年度対比では59万3,773円の増額となりました。

次に、議場等管理費681万6,652円は、主に改修した議場音響等設備の機械器具等借上料であります。前年度は年度途中からの支出でございましたので、前年度対比480万1,912円の増額となっております。

次に、大事業、事務局費、中事業、会議録調製製本費653万8,145円は、前年度対比4万8,043円の減額となっておりますが、これは主に本会議会議録調製製本委託料が減額となったものであります。

次に、議会だより作成費245万3,529円は、前年度対比58万195円の減額でございますが、これは1ページ当たりの単価が安価になったこと、それから発行部数を前年度対比で200部減したことによるものでございます。

以上が議会費の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 次に、選挙管理委員会事務局所管のものをお願いします。

選挙管理委員会事務局長 それでは、選挙管理委員会事務局所管のものにつきまして、決算の概要をご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、決算事項別明細書40ページから41ページをごらんください。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費委託金のうち節4選挙費委託金100万5,900円でございますが、備考欄にございます投票人名簿システム構築交付金として国から交付をされたものでございます。昨年5月から施行いたしました国民投票法に基づきまして、入間市の選挙システムを国民投票にも対応できるように、システムの一部を改修したものでございます。平成22年度が2回目の交付となりまして、当日投票システムを国民投票に対応できるよう改修をしたものでございます。

次に、54ページから55ページをごらんください。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金のうち節4選挙費委託金3,855万9,219円でございますが、備考欄に記載の2、参議院議員選挙委託金3,013万736円、4、県議会議員選挙委託金841万6,000円、そして5、在外選挙特別経費委託金1万2,483円でございます。参議院議員選挙委託金につきましては、昨年7月11日に執行されました参議院議員通常選挙に要する経費が交付されたものでございます。また、県議会議員選挙委託金につきましては、本年4月10日に執行された埼玉県議会議員選挙費の平成22年度分が交付をされたものでございます。また、在外選挙特別経費委託金につきましては、海外に居住する日本国民に国政選挙における選挙権の行使を保障する制度に基づきまして、国から交付を受けるものでございます。

次に、歳出でございますが、108ページから109ページをお開きください。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費3,751万6,865円の執行でございます。主な内容といたしましては、備考欄にございます大事業、報酬158万8,800円は、選挙管理委員会委員4名の条例に基づく報酬でございます。

また、大事業、職員給与費3,416万2,868円につきましては、職員4名の給与費でございます。

次に、大事業、国民投票関係事業100万5,900円は、歳入でご説明しました委託金事業であり、100パーセント国庫負担事業でございます。

次に、目3選挙費でございますが、歳入でご説明をいたしました参議院議員選挙、そして県議会議員選挙の執行経費でございます。いずれも歳入と同額の執行でございます。参議

院議員選挙費3,013万736円の執行でございますが、主なものにつきましては、備考欄、小事業、投票管理者等報酬261万5,400円で、期日前投票所及び当日投票所の投票管理者、投票立会人及び開票事務における開票管理者、開票立会人への報酬でございます。

また、中事業、一般職給与118万3,284円の執行でございますが、職員及び再任用職員の時間外勤務手当でございます。

また、次ページになりますが、次ページの右ページ、111ページの上段でございますけれども、事務費2,633万2,052円につきましては、投開票事務従事者への報償費、入場券の郵送料、ポスター掲示場設営費の委託料などが主なものでございます。

最後になりますが、県議会議員選挙でございますが、主なものは事務費の810万3,348円で、主な執行につきましては消耗品費、ポスター掲示場設置費、選挙システム用のサーバ機の購入代などが主なものでございます。

以上が選挙管理委員会事務局所管の決算でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 次に、監査委員事務局及び公平委員会所管のものを申し上げます。

監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局所管の決算につきまして概要を申し上げます。

事項別明細書の94ページ、95ページをお願いしたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、決算額18万170円につきましては、公平委員3名の報酬、それから事務費に関連する支出でございます。

次に、111ページ、113ページをお願いいたします。同じく総務費、項6目1監査委員費、決算額2,984万4,865円につきましては、監査委員2名の報酬並びに事務局職員3名の人件費が主たる支出でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより検査課所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の質疑を願います。

ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の質疑を終結いたします。

次に、会計課所管のものについての質疑に入ります。

歳入の款21諸収入、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費について、歳入歳出一括の質疑を願います。

金澤委員 決算報告書なのですが、29ページとっていいのかわかるのですが、昨年度の決算特別委員会で初めて指摘させていただいたのですが、平成20年度まではここに、この最後の

欄に財務運用効率についての数字が載っていたのです。平成21年度から落ちたのです。これについて、なぜ落ちたのですかということで、次からはきちんと載せてくださいということをお願いさせていただいたのですが、引き継ぎはどうなっているのですか。

会計課長 財務運用効率ですが、ご指摘のとおり平成20年度までは確かに掲載しておりました。それで、平成21年度から載せなくなったわけですけれども、たしか平成21年度の数値がマイナスの数字が出て、余り実態がない状況にあったというふうに記憶しております。そのときの回答が、平成22年度から、今おっしゃったのは復活するという意味のふうにとったのですが、私はそうはとらなかったのですけれども。財務運用効率というものが余り意味をなさないもので、その時点で終わりにするというふうに記憶しております。

以上です。

金澤委員 財務運用効率で平成19年度が0.0026パーセント、平成20年度が0.0141パーセントということで、平成21年度報告いただいたのです。マイナスだから必要ないと。それは担当課が判断されることであって、我々が決算報告書で審査をするのであって、必要か必要でないかは、我々が判断して載せてくださいというふうをお願いしたと私記憶しているのですが、では平成21年度、22年度の数字、今報告できますか。

会計課長 申しわけございません。平成22年度、この場では報告は、数字は持っておりませんので、報告できません。

金澤委員 必要ないという判断したと。今も報告できないというのでは、決算審査にならないのではないですか。その数字についていいかどうか判断するかはともかくとして、まずきちんと報告していただくということで、今、議会の決算特別委員会にかけているわけですよ。委員長、取り計らいをお願いします。

委員長 今の関係、答弁できます。

会計課長 大変申しわけありません。今お話ししたように、ただいま手持ちでは資料持っておりませんので、後日、お時間をいただければ出させていただきますので、お願いしたいと思います。

金澤委員 取り立てて悪い数字だとか、問題の数字だとは私も思っていないのです。ただ、きちんとやっぱりそれはまず出していただいて、明示していただくということが大事だと思っていますので、改めて数字について後日ということでした承いたしますけれども、次年度以降の決算報告書には載せていただくということで理解してよろしいですか。

会計課長 次年度以降も同様に掲載をさせていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい、結構です。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款……

〔(会計ですよ。いいですか。済みません、委員長) という人あり〕

委員長 多目に見ましょう。

金澤委員 実は、先ほどこの前の段階で、財政課の審査のところに出てきたのですが、それについて委員長、ちょっと触れていいでしょうか。財政課のところに出てきた会計課が……

委員長 九百何万円のやつですか。

金澤委員 そう、そう。ちょっと簡単に。

概要は伝え聞いていますか。市債の発行の中で、わざわざ埼玉りそな銀行については、年間1本ぐらいはちょっと高目の利子をつけて、市役所内の出店の経費相当分として十分ではないけれども、色をつけていますというような説明があって、その金額については会計課に聞きますかねという話でその場で終わっているのですが、そこで会計課今来ていらっしゃるんで、お聞きしたいのですが、りそな銀行から毎年5月に上がってくるのに当たって、その出店経費は約924万円ぐらいはかかっていますというような報告が出ているというのですが、その数字は間違いないですか。

会計課長 ことしの5月にりそなの公共法人部のほうから各種費用の見直し要望が出ておまして、その中の数字としまして、今議員さん224万円というふうに……

〔(924万円) という人あり〕

会計課長 失礼、924万円というふうにおっしゃったと思うのですが、942万円が要望費用として出ております。

金澤委員 いろいろと出てくると気になるところがあるのですが、まずこの942万円は、当然手数料をもらうわけですよ。窓口に出すに当たって、手数料を取るわけですよ。それも含めたプラス・マイナスして、さらに赤字分というか足が出ているのが942万円ということの理解でいいのですか。

会計課長 この手数料の中身ですけども、5種類ございまして……

金澤委員 差額でいい。

会計課長 そうですか。一番大きいのが、埼玉りそな銀行の派出、あそこの窓口で収納する事務費用として、例えば税金を納付書で払いますね。その納付書1枚につき30円下さいという手数料というのですか、費用というのですか、それに相当する部分が480万円ぐらい要求出ております。それから、人件費としまして、パートさんが2人りそなさんのほうから来ておりますので、そちらが390万円ぐらいの要求です。この2つで870万円がほぼ占めておまして、残りは細かい部分ですけども、そんな内容になっております。

金澤委員 ということは、りそなさんはあそこで窓口業務をすることによって、市から何の手数料収

入もいただいていない、払っていないということなのですか。

会計課長 これは、りそなの指定金融機関の契約がございます。その中の条文に、費用については金融機関のほうですべて持つという一文がございます。したがって支払いはゼロでございます。

金澤委員 それとあわせて、これは先ほど財政課のほうの話によると、他の自治体でも同じようにやっぱり市役所内の、公共施設内の窓口について、金融機関からお金を少しは出してくださいと頼まれたけれども、みんな断っているというような話なのですが、実態はそういうことなのですか。

会計課長 この要求につきましては、平成19年度から毎年同じような内容でりそなから要求が出ております。県内、全県同じような内容で各市に出ているわけですが、各市とも基本的には支払っておりません。拒否しております。

金澤委員 そこで、一番大事なところなのですが、ほかの市でも同じように例えば市債として、縁故債として市内金融機関に借り出すときに、窓口に出ている金融機関に対して、他市でも同じように利子に色をつけて1本ぽんと出したりしているのですか。

会計課長 金利に色をつけてという言い方になると、ちょっと語弊があるかと思うのですが、確かに見積もり合わせと比べると高い数字になっているのが実態だと思います。ただ、私どものサイドで申し上げますと、指定金融機関であるということで、言い方が合っているかどうかわかりませんが、指定金融機関枠みたいなものが多少あってもいいのではないかなというのが、会計側のスタンスでございます。ただ、それイコール財政課でそのとおりやっていたかということではないので、そこだけご理解いただきたいと思います。

それと、近隣では、全部を把握しているわけではないですが、川越等は結構な枠でりそなに持っていつているというふうには聞いております。りそな1社で随契で契約しているというやり方をしているというふうには聞いております。

金澤委員 余りこれ以上あれなので、また改めてやりたいのですが、先ほどほかのちゃんを見積もり合わせしたときとの差額が368万円だったということで、本来ならばこれは払わなくていい、見積もり合わせした368万円、金利払わなくていいわけですね、という試算案を答弁でいただいたのですが、先ほどの財政課では、会計課と相談をして、どの案件を出すかを決めているというのですが、会計課で、ではこれにしてくれということで話し合いの上やっているということですね。

会計課長 ただいまのお話ですが、入間市の市債借り入れ基準というのがございまして、その中に通常原則として指定金融機関及び市内の収納代理金融機関から利息を照会するというようなことになっているのですが、ただし書きで、会計管理者と協議の上、照会先を選定できるという一文がございます。この条文の範囲でということでやらせていただいております。

金澤委員 最後にしますけれども、要するに会計管理者が見積もり合わせすれば、370万円安く済んだのだけれども、それをしないで高い金利に目をつぶって随契でしたと。それが事実だということで、最後よろしいですね。

会計管理者 結果としては事実でございますが、その背景には指定金融機関が経費的に指定金融機関の、言い方は悪いですが、低金利の時代にうまみがなくなってきたと。そのような要望等もございまして、今まではなかったものが、平成19年からこういったようなのを全県下市町村へ、指定金融機関に対する経費の一部の負担をしてほしいと、要望が出てきた中で、いろいろ考慮した結果でございます。

以上です。

金澤委員 それで、会計監査、決算の明朗性という意味で財政課にお話ししたのですが、必要な経費なら必要な経費で、きちんとそれは別枠で予算を立てて払うと。わざわざ随契にして、何か潜り込ませたような形で利子で払うのではなくて、という考え方があるということでお話したのですが、会計責任者としてどのように考えますか、明朗性という点から。

会計管理者 ただいま、明瞭性ということであれば、議員ご指摘の方法について明瞭化されるとは考えますが、今回九百四十何万円の指定金融機関からの要望がありますけれども、実際には指定金融機関の業務はさらにもっと派出だけの仕事ではなく、例えば市民が税金を納めに行ったときに、通常ここへ振り込んでくださいといえ、そこで振り込み手数料取られますよね。だけれども、そういうものは実際には今回のこの九百幾万円には入っていないくて、純粋な派出の支払い、経費のみなのです。指定金融機関の業務はかなりありますので、例えばこの九百何万円を予算化して支払うことによって、さらにもっと指定金融機関の業務は多大なものがあるのだというようなところが出てきますので、その辺は少し慎重に検討、研究する必要があるかと思えます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款21諸収入、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費についての質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについて質疑に入ります。

歳入の款21諸収入、歳出の款1議会費について、歳入歳出一括の質疑を願います。
ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款21諸収入、歳出の款1議会費についての質疑を終結いたします。
次に、選挙管理委員会事務局所管のものについての質疑に入ります。

歳入の款15国庫支出金、款16県支出金、歳出の款2総務費、項4選挙費について、歳入歳出一括の質疑を願います。

ありませんか。

金澤委員 報告書72ページの国民投票対応システム等整備事業についてお伺いします。

平成21年度が期日前投票の部分を整備したと。平成22年度は当日投票システムを整備しますと書いてあるのですけれども、ただ評価のところでは、まだすべての選挙システムができたわけではないのだと。まだ一部残っているというような形があるのですが、どの部分が残っているのか、それはいつごろになっているのかお伺いいたします。

選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

まず、国民投票システムを選挙システムに移行する、組み入れるという段階では、今ちょうど期日前投票と当日投票の部分が終わったという段階でございます。そして、残っているのが開票事務と在外投票の部分、この部分が現在残っている状況でございます。

では、いつぐらいになるかということなのですが、先ほどのご説明でも説明させていただいたとおり、国庫で全額負担するということになっておりますので。ただ、国の情報が今のところ一切来ていない状況でございます。したがって、平成23年度の当初予算にも、あと残っている2段階につきましては、予算計上ができなかったわけなのですが、現在も国のほうからは一切情報が出ていないということで、ただ一般財源でやればできますけれども、これはやはり国庫で負担をしていただきたいと考えておりますので、国の動向を注視していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款15国庫支出金、款16県支出金、歳出の款2総務費、項4選挙費についての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局及び公平委員会所管のものについての質疑に入ります。

歳出の款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、項6監査委員費についての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、項6監査委員費についての質疑を終結いたします。

以上で総務常任委員会所管のものについては、質疑を終結いたします。

資料の請求があったわけですが、作成次第15部提出をお願いします。会計のほうですね。

ここで休憩いたします。

午後 5時23分 休憩

午後 5時24分 再開

委員長 会議を再開いたします。

昨日の委員会のときに、参考人のお願いについてということの関係で委員長案ということのでつくってくださいということでしたので、一応委員長として明瞭簡単につくりましたので、金澤委員の参考意見も添えて皆さんに配付をさせていただきます。

資料のもう1点は、参考人ということと調査権というのですか、そういうものの資料を添付させていただきました。

非常に簡単でまことに申しわけありませんが、私のほうの委員長としての案をまずは申し上げさせていただきたいと思います。今回の参考人についての考え方ということで、もちろん参考人を呼ぶことに対しては賛成した中での話ですが、平成23年10月17日の審査の結果、必要があれば平成23年10月18日以降に参考人来ていただく。そして、意見を求める案件としたならば、市の補助金事務についてということと。そして、参考人の関係は、まだ審議をしておりませんので不明と、そういうことで委員長の案をまとめさせていただきました。

そして、その下に参考のために、金澤委員のほうからもきのうの資料の中で出たわけですので、ここへ掲載させていただいたわけですが、組織と1、2のものは必要なく、3が必要ではないかという意見もあったわけですが、そんなぐあいでもここに載せさせていただきました。以上です。

何かこの件につきましてありますか。

小出委員 済みません。質疑なのですけれども、後ろのこの参考人というところに、委員会がその調査または審査のため必要があると認めるときに出席を求めると書いてあって、その次に、委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経由しなければならないということですよ。議長を経由するのですよね、これから。もうしたのですか、経由したのですか。

委員長 この説明、事務局でできる。その話、事務局で。

議会事務局主幹 ただいまのご質疑で、委員会条例のほうに規定がございまして、委員会条例で第29条、委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならぬという規定がございまして、こちらの規定に基づきまして、議長を経て参考人の招致を行うことになると思います。

小出委員 もう経たのですか。

議会事務局主幹 委員会の全体として、参考人を招致するということはお決定をいただいていると思います。しかしながら、第2項に、前項の場合は、議長は参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならないと規定されてございます。でありますから、意見を聞こうとする案件、こちらのほうをお決めいただかないと、招致と

どうか、出席を求めることができないのかなというふうに考えてございます。

委員長 よろしいですか。

小出委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、委員長案ということで指摘を受けたわけですので、私のほうで出させていただきますわけですが、これでよろしいでしょうか。

金澤委員 いいかどうか聞かれたので、お話ししたいと思いますけれども、この委員長案というのは、まず最初の日時、必要があればと書いてあるのですけれども、必要があると私のほうで考えて、皆さんにお諮りして賛成いただいたわけですが、この「必要があれば」という文章は間違っていますよね。だって、例えばきょうの信託銀行の話だってよくわからぬと。担当者がわからぬとなれば、信託銀行に参考人に来てもらおうということだってあり得たわけです。つまり、どのタイミングだって必要であれば呼べるわけです。このシルバー人材だけではなくて。少なくともシルバー人材については、もう決定したわけですから、この「必要があれば」という文章の使い方は間違っているのではないですか。

あと、2点目に、参考人について不明と書いてあるのですけれども、常識的に考えてシルバー人材センターをお呼びしようと思ったら、理事長と事務局長以外あり得ないではないですか。それを未審査だから不明とかと書いてあること自体、ちょっと誠意がないのではないですか、これ。呼ぶ気がないというふうに読み取れてしまうのですけれども、どうなのですか、その2点は。

委員長 よろしいですか。きのうのいろいろの議論をして、委員長案ということで決めていただいたわけですが、これが出してだめであれば、また委員長案ということか何だかわかりませんが、そんなことはないと思いますので、明瞭簡単に書かせていただきました。10月17日の審査をしていただいて、これは労働費ですか、そのときにどうしても疑義を感じて、市の補助金に対して何としても必要があれば、呼ばなくてはならなくなる可能性があったときには、必要があれば、平成23年10月18日以降に呼ばせていただくと、そういうことで私のほうでは理解をさせていただいて、ここにさせていただきました。

そして、参考人の不明ということなのですが、審議をしてどうしても必要があるとなれば、参考人はこういう人とこういう人を呼びましよう、そこで決めていただくのが筋かなという感じを持ちましたので。呼ぶことに対しては、少しも反対しているわけではありませんので、賛成しているわけです。ですから、審議をしていただいてどうしても呼ぶということになるのであるならば、そのときにやっていただくということでこの文面を書かせていただいたわけですが、非常にその辺のところでご理解していただきたい。

また、この件につきまして、ほかに何かご意見ありますか。どうですか、ありますか。

横田委員 これを見させていただいて、市の補助金の事務についてということで、決算特別委員会の中での権限というのですか、その辺がどこまで聞いていいのかというところが、やはり重要になってくるのかなというふうに感じるところがありますので、市の補助金事務について問題が起きたときに、できればやっぱり呼ぶというのが一番いいのかなと思うのですが。ただ、この18日以降に呼ぶというところなのです……

委員長 必要があったら。

横田委員 必要があったら、18日以降に呼ぶということで、それが実際スケジュール的に可能なのかなというところだけちょっと気にはなっております。それは可能だったら、やっぱりそうなってから呼んだほうがいいのではないかというふうに私は思いますけれども。

委員長 よろしいですか、今の関係。私のほうで答弁してはまずいのかな。いいのかな。

18日以降となっていますが、17日に審査して、すぐ17日に来てくださいと、もし呼ぶとなれば、来てくださいということは無理かなという感じを持っていますので、18日以降で必要があれば呼んでいただいて、ある程度こっちの日程と、向こう様でどうしても日程がつかないという場合は、やっぱり議長名で出していただくわけですから、それを拒否、拒否まではどうだかわかりませんが、辞退をしたという理解でよろしいのかなという感じを持っているのです。ですから、18日以降何とか調整をしてやらせていただく。呼ぶことになった場合。

齋藤委員 私は、きのう委員長に任せるという話だったので、別にこの案でいいのですけれども、金澤委員がおっしゃっていた意見を求める案件の1と2というのは、きのうは金澤委員は要らないということをおっしゃっていましたが、そういうことでいいのですか。

金澤委員 そういうことを言っていない。

齋藤委員 では、何と言ったのですか。何か1と2は何か……。ちょっとその辺について説明を。ここに入っていないので、委員長のあれに入っていないので、そういうことを言ったのですけれども。石田委員とのやりとりで何かそういう話が出たので、要らないと私自身は感じたのですけれども。だから、ここに入っていないのかなと思ったのですけれども、その辺はどうなのですか。

金澤委員 聞かれたので答えますけれども、補助金というのが運営補助金、事業補助金ではなくて運営補助金が出ているわけです。ですから、運営するに当たってきちんと回るための補助金として出ているわけなのです、この補助金そのものが。だから、運営そのものが成り立っているか成り立っていないか、運営状況について知識がなければ判断できないでしょうと。知っている人は、別に聞かなくていいのです。でも、知らない人も中にはいるかもしれないので、あらかじめ予備知識として、それをお聞きすることもありますと。それも一応語ってください

いと、冒頭語ってくださいという意味で、1番と2番を載せたほうがいいのではないですかと言っているのです、そういうふうに私申し上げたのです。

だから、皆さんが全部わかっていますと。シルバー人材センターの総会の決算書もみんな目を通していますというのであれば、1番、2番は要らないのではないのですかと、私はきのう申し上げました。

齋藤委員 ということは、金澤委員としては、1番、2番は必要である。

永澤委員 よろしいですか。今、これはきのう金澤委員案が出たということで、そのままここに置いてあります。金澤委員がここにこれを入れてくれと言ったわけではなく、きのうのまま移してあります。ですから、ここは全く彼の意見は通っていません。

齋藤委員 私は、きのう皆さんの意見の中で、委員長にお任せしますということでこういうふうに出てきたので、別にこれには異論はないのです。ただ、たまたま2番目のほうにこういうのが出ていたから、ちょっとその辺がどうなのかな。どうなのかなではなくて、別に異論はないのです、今の永澤副委員長の説明で。

永澤委員 皆さんの中で、今の横田委員の質疑ですごく私も感じたところがあるのですけれども、参考人を呼ぶということの参考人制度のあり方というか、今の平成3年に地方自治法が改正になって、参考人制度がきちっと地方自治法の中で位置づけられた上での話だということを、まずご理解いただかないと、非常に証人喚問のようなイメージが皆さんの中にあるのではないかというのを、ずっときのうから感じております。

やはり委員会の活性化ということで、審議の上でより審議を充実させるために参考人を呼び出す制度というのが、既にもう20年前からできています。地方の議会でいろいろなところにおいては、それをどんどん活用して知識人を呼びしたり、利害の関係人を呼びしたりして、現場の声というか、本当に委員会の執行部と議会だけがやりとりをしているわけではなく、その補助金を使う方、また税を使っている方の意見もきちっとお聞きしようということで、呼びしているという事実が今あります。その上での参考人制度というのを、今回使いませんかというお話なのです。

ですから、何か問題が起きてから呼びしましょうといいますと、きのうからお話をしているように、やはりもう一度執行部の方に、10月17日、18日の都市経済常任委員会の決算を締めずに、終結せずにそのまま残して、呼びできるとしても、1週間後、2週間後になれば、万燈まつりが終わってからの特別会計のあたりとかに、もう一度環境経済部全部呼びしてやり直しという形になってしまうわけなのです。それが執行部に対して大変ご迷惑になるのではないかとということで、あらかじめ呼びしておくということで、そのときに参考人制度ということで、参考人の意見も聞きませんかということが大前提にあるということ、皆さんで共通認識してまず考えていただかないといけないのかなというふうに、きのうから

ずっと温度差が非常にありますので。

やはり参考人制度ということでこの委員会を、決算特別委員会で初めてのことで、皆さんなかなか追いついて、私も実は追いついていかない一人なのですけれども、1回やってみませんかという形で、今回やってみたらいかがかなと私は思っているのですけれどもいかがでしょう。補助金に対して問題があるからお呼びするというと、今のようなタイムラグが生じてしまうのかなという危惧があります。私はそういう意見を持っておりますけれども、いかがでしょうか。

横田委員 私のとらえ方が違ったのかどうか、これはちょっとわからないのですけれども、私は参考人を呼ぶというのは、あくまでも執行部に対していろいろ聞いて、聞いたけれども、答えられなかった場合でないと呼べないと。しかも、聞くことというのは、決算特別委員会なので、平成22年度の決算の内容についてしか聞けないという枠があるのだらうなというふうにとらえているわけなのです。となると、具体的に執行部に聞いて、執行部が答えられなかったという事実がないと、本来呼んだらまずいのかなということで、17日に聞いて、その後に、執行部で答えられなかったというのが出たら、では呼びましょうということで、そうしたらやっぱり参考人は呼ばなければいけないわけなので。

それが今お聞きしたのが、そこから呼んでもスケジュール的に可能なのかなというところをちょっとお聞きしたのですけれども、私はそういうふうにとらえていたので。法的にどうなのかとなってくると、私も事務局にお聞きしないとわからないので、どういうことかというのは。その辺もしあれだったら。

議会事務局主幹 日程的なことをございましょうか。例えば17日の審査のときに。

〔(聞く範囲のこと) と言う人あり〕

議会事務局主幹 聞く範囲ですか。

横田委員 私は、参考人を呼ぶのは、こうでないといけないというふうに私は理解していると。

議会事務局主幹 参考人につきましては、地方自治法の第109条第6項によりまして、常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるという規定がございますので、地方公共団体の事務に関する調査ということですので、決算特別委員会ということでございますので、平成22年度決算の例えばシルバーであれば700万円の補助金が出ているかと思うのですけれども、そういったことに関する意見を聞くことができるかとは思いますが。

以上です。

委員長 今、わかりました。もう一回はっきり。

〔何事か言う人あり〕

委員長 ちょっと待ってください。今、横田委員の事務局に対するのを聞いているわけだから、事

務局ではっきり。

横田委員 聞くことはできるということなので、別に何も問題がなくても、呼んで聞くことはできるということなのですか。

議会事務局主幹 地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認められれば、意見を聞くことができる。ですから、平成22年度補助金の700万円に関して、シルバーの方に意見を聞くことはできるかとは思いますが。

金澤委員 きょうせっかく事務局が参考資料つけていただいたので、2ページ目めくっていただいて、参考人というところを見ていただきたいのですが、左側の真ん中です。委員会がその調査または審査のために必要があると認めたときに出頭を求めということは、審査して不明点があれば、参考人を求めるのではないのです。審査を我々がするのに、いろいろな基本的知識とか現場の声とか背景を知った上で、より深まった審査をするのに、この参考人制度を使いましょうということなのです。

だから、不適切な違法な支出とかそういうことを糾弾するというのは、これは100条の話ですね。そういうのではないのです。あくまでも大学の教授とか高齢者の就労の勉強をしている大学教授とか呼ぶのと同じ感覚で、現場の声を聞きましょうという、それが参考人制度ですから。

委員長 今、いろいろ話が出ているようなのですが、今の考え方でいきますと、参考人が来ていると、なお充実した意見調整ができるというような感じのことを言っていると思うのですが、参考人というのはかなり重要あるいは重たい、そんな感じが、参考人となると。やはり参考人を呼ぶからには、決算委員会ですから、くどい話になってしまいますけれども、何か疑義を生じたら、そこをお願いすると、それが私は参考人のことかなという、参考人招致はそうだと思うのです。

それで、参考人という自体が物すごく重たい事態だと解釈しておりますので、安易に参考人を呼んで、今副委員長さんからもあるように、試しにやってみたらいかがですかというような口ぶりの話も出ていましたが、参考人というのはそんなものではなく、大変なものだと私は思っているのです。

金澤委員 委員長の意見を述べる場が委員会ではありませんので、委員長は司会進行してください。委員長の個人的意見を披露してはまずいですよ、運営上、委員長。皆さんの意見を聞いて取りまとめる立場だから、自分の意見をどんどん、どんどん言って、重たいの何のと言っていますが、それはまずいときのうから言っているのではないですか。

委員長 参考的な意見ですから、こちらからも出ている話を今言ったわけですから。

金澤委員 今、委員長の個人的意見を述べています。やめてください、本当に。

委員長 そういうことで、ほかにございますか。

関谷委員 私は、先ほど副委員長がおっしゃった日時のことについては、確かに執行部を別の日に拘束するのは申しわけないとは思いますが、でも決算は重要なことだから、必要とあれば、別の日に拘束するのはいたし方ないかなと思います。

日時のことにはさておきまして、私はきのうの委員会で委員長案をつくってくると決まったときに、委員長案の3、意見を求める案件、金澤委員の同じく3、意見を求める案件、ここについてもうちょっと具体的なことを書いてきて、そういう委員長案がきょう提出されるものかと思っていたのですが、想定したものと全く違う委員長案が出てきて、1期生で何もわからないのですけれども、この委員長案に意見とか感想を言っているとと言われても、ちょっとこれでは私は目を白黒させるという感じで、何を言ったらいいのかよくわからないのです。私にはちょっと理解ができないのですけれども、参考人を呼ぶということが決まっているならば、ちょっとこの委員長案ですと、呼べないというふうに書いてあるように受け取れます。

以上です。

石田委員 今、関谷議員からもありましたように、私もそうだと思っていたのです。市の補助金事務について、もうちょっと詳しい聞く項目を明確にしてそれをつくってくると、当然参考人についても対象を明確にして、場合によったら事務局長だけで済むのか、その辺わかりませんけれども、そういったものを具体的にきょう提案してもらえるのだと思っていたのです。

ただ、現実的には委員会として呼ぶことを決めたわけだから、それについてはいいのだという話だったら、これは実際に呼ぶしかないのではない。委員会で呼ぶということを決めたけれども、この際だから、これは取りやめたいという意見が出てくれば別ですよ、それは。そういう意見は一切ないわけでしょう。決めたのだから、決めたことはいいのだと。そういうことになってくれば、当然呼ぶということが前提で、その必要があればというのは、これはおかしい話になってしまうのではないですか。

齋藤委員 私も、今関谷委員も石田委員もお話したように、意見を求める案件が市の補助金事務についてということで、やはりそれは具体的に何を。

それと、ちょっと私勘違いしていたのですけれども、参考人招致というのは国会みたく、出てきたら我々がああでもないこうでもないといろいろ、ああでもないこうでもない、失礼な言い方ですけども、言えるものだとばかり思っていたのです。自分の質問したいことをいっぱい書きとめておいて、参考人が出てきたら、よし言ってやろうと、そういう気持ちでいたのですけれども、どうも違うみたいですね。そういう意見です。

小島委員 きのもちよっと聞いたら、金澤委員に聞いたときに、内容的には、決まっているというふうなお話はされたのですけれども、それだったら、まず私は正当な順序と、今、日程は別に置いておいても、やはりシルバーのほうから執行部のほうに話がしてあるということなら、その方向をまず執行部に聞いて、聞いてからもし招致をするなら、正当な意見、もっと細か

いことを聞きたいとか皆さんの意見があれば、これは呼ぶことは僕はいいと思うのですけれども。このままいきなり呼ぶということに対しては、ちょっと後ずさりをするようなことになってしまうので、一応17日に招集ということは、1段階置いていただいて、その時点で執行部からの意見を聞いてからということにさせていただければと思います。

小出委員 自分の意見としては、やっぱり委員会の採決をとったわけですから、細かいことを後で反省する云々は別として、それはやっぱり重視すべきだと思います。民主主義のルールとして決めたのだから、委員会で決めたのだから、それはやっぱり呼ぶしかないというふうに思います。

永澤委員 先ほど石田委員と関谷委員から、市の補助金事務のことをもっと細かく出てくるのだと思ってたというお話があったのですけれども、きのう委員長と副委員長のほうで話し合いをさせていただいたときに、やはり余り細かくして、反対に市の補助金事務の中のこれとしてしまうと、かえって呼んでも間口を広くしておかないと、聞くことが余りに限定されてしまうほうが怖いのではないかという意見もありまして、このような形だけで。

それと、ある意味、きのうは委員長のご意見でということだったのですけれども、委員長そのものは変な話、参考人に聞くことは今ないわけですよ。金澤委員のほうがあったわけですから、その金澤委員の意見をあえて下のほうに載せたという、こういった経緯でこの考え方というのができたのです。

ですから、市の補助金事務をこれ以上細かくするということは、余りに来ていただいても、質疑そのものが狭まってしまうおそれがあるのではないかということで、大まかに700万円の中ということで限定をさせていただきました。

石田委員 私、きのう言った中で、金澤議員の1番、2番の組織については、現在の運営状況について、予算、決算、事業内容、これについても当然ある意味話してもらって、一部質疑や何かせざるを得ないという立場ではいるのです。だけれども、現実的に呼ぶ文書の中では、市からの補助金についてと、これだけしか出せないだろうと。正式に呼ぶ項目としては。

〔(行革の問題) と言う人あり〕

石田委員 行革では出したかもしれないけれども、私はそういうふうに判断。だから、正式にこの委員会として呼ぶのであったらば、市の決算の関係だから、あくまで補助金だけという形で提起して、具体的には補助金について理解しなければわからないわけだから、その運営状況についても一部聞いたり、向こうからの説明も受けるという形が自然なのではないかと思ったのです。

齋藤委員 私も勉強不足かもわからないですけれども、今の石田委員がおっしゃったようなときだしたら、シルバー人材センターの何かそういう資料みたいのはもらえるのですか、我々。そうでないと質疑できないものね。

石田委員 いいのではないですか、それはお願いすれば。資料を持ってきて説明してもらったほうが、それはわかると思います。

委員長 資料請求は……。

金澤委員 今の資料請求についてなのですからけれども、いいですか。その資料を委員会として請求する形になると、調査権の発動という形になってしまうので、あくまでも内々に自主的に向こう側が用意して、委員長の許可を得てお配りしたという形にしないとまずいということですので、その点は含みおくという形でお伝えしていただくべきだというふうに考えます。

石田委員 妥協案として、委員会のおきに呼ぶというのは、現実的に日にちがないし、ちょっときついかなと思うので、都市経済常任委員会終わった後、特別委員会か何かに別に時間つくって、そこに呼んだらどうだろう。そこで呼ぶということを前提に進めると。その辺が妥協案ぐらいかなという感じがするのだけれども。

〔(10月時間ないんだよ) と言う人あり〕

石田委員 いや。だって、特別委員会の日にやる。

委員長 その日、必要があれば18日以降ということを書いてあるわけですから。

石田委員 特別委員会の最初でもいいのではない。9時半からでもやっしまえば。

委員長 今、石田委員の折衷案……

齋藤委員 もしそういうことなら、また委員長、副委員長で練り上げてもらって。また、だって時間かかってしまっ。

石田委員 結論出そうよ、ここで。執行部に関しては、だから担当の人だけでいいのではないかな。委員会で決めればいいのだから、呼ぶ人を。ここで決めれば、その時間は担当課に来てもらえばいい。

永澤委員 結局、要するに執行部がなくても、シルバー人材の方だけでもということですか。

石田委員 それに関係する執行部だけ。

永澤委員 関係する執行部だけ呼びして。

委員長 ほかにありますか。

ないようでしたら、今の折衷案も一つの案ということですので、皆さんどうなのですか。

永澤委員 何日か……。

委員長 今のどうですか、その折衷案。

金澤委員 具体的に26日ということですか、特別会計の。でも、何時に終わるか……。朝一番にするということですか。

石田委員 朝一番で。待たしては悪い。

金澤委員 待たしてはまずいですよね。

石田委員 9時半から、最初にそれやっしまえば。

〔(その日、もう特別会計で3時くらいで終わっちゃいますけれども) という人あり〕

永澤委員 反対に今出ていたのですけれども、お待たせするの悪いから。

金澤委員 お待たせしては……。

永澤委員 休憩していないの。

金澤委員 暫時休憩してもらおう。

委員長 ここで休憩いたします。

午後 6時00分 休憩

午後 6時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

17日の都市経済常任委員会の審査はそのままやっただきまして、その担当部署、シルバー人材センターの市の補助金に対しての質疑といいますか、参考人に来ていただいて、それを生の声が欲しいというお話もありましたので、そこへ来ていただいてやっていただく。その日時は26日、特別会計の委員会の始まってすぐ、9時半開始ですから……

〔(開会前) という人あり〕

委員長 始める前ですか。

石田委員 9時半から最初に都市経済のところをやるということです。

委員長 都市経済のやって、そこで……

石田委員 シルバー人材だけやると。それで締めると。

委員長 そんなぐあいでは皆さんよろしいでしょうか。

齋藤委員 やっぱ参考資料をいただきたいのです。何も言わないで黙ってこうやって座っているの、ちょっと意味がない。

石田委員 さっき言ったような方法で、こちらからは要求しないけれども、持ってきてもらうか事前にもらうか、何かその辺手を打てばいいではない。

永澤委員 それは、どの辺まで私たちができるかどうか、もう一度事務局と調査権そのものとかを検討させていただいて。もし、その前に勉強しておいていただいて、その場は持ってこないとか、何かどこまでできるか。

委員長 そうなりますと、確認ですが、市の補助金についてということを中心として参考人に来ていただくと。参考人の方は、理事長の長谷川さんと事務局長の森田さんということで今ここで案が出ているわけですが、その辺でよろしいですか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 よろしいのであるならば、これで決定をさせていただきたいと思います。

これでいいわけだね。参考人招致をするということで決定ということですよ、皆さんどうなのですか。

金澤委員 決とりますか、もう一回。

議会事務局主査 17に決めるのではなくて、きょう決めてしまうということでもいいのですよね。

委員長 きょう決める。17日に決めるわけではなく、きょう、26日の前半にやるという。17日には、シルバー人材センターの関係だけを除いてやると、そんなぐあいで。

これは事務局に聞きますけれども、議長を通してお願いするわけだね。

議会事務局主幹 手続的にはそういう手続になってございます。きょう、あす、議長は不在です。

委員長 では、そんなことで決めさせていただきたいと思います。

ほかに何かありますか。いいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程について報告いたします。

次会は、10月17日午前9時30分から、一般会計のうち都市経済常任委員会所管のものについて審査を行います。

△ 散会の宣告（午後 6時05分）

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 金子俊雄